

# 地震対策マニュアル策定指針

令和8年3月

国土交通省水管理・国土保全局上下水道審議官グループ

## 目次

I. 地震対策マニュアルの基本的な考え方	I-1
迅速な応急対応のために特に留意いただきたいこと	I-1
はじめに	I-2
1. 事前対策	I-3
1.1 水道施設の強靱化	I-3
1.2 応急対策組織と業務	I-4
1.3 応急対策資料の準備	I-7
1.4 関係機関との連携と受援体制	I-8
1.5 教育・訓練等	I-11
1.6 広報	I-12
2. 事後対策	I-20
2.1 初動体制の確立	I-20
2.2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧	I-20
2.3 受援対応	I-26
II. 地震対策マニュアル（例）	II-1
1. 総論	II-3
1.1 目的	II-4
1.2 用語の定義	II-4
1.3 地震対策マニュアルの構成	II-5
1.4 想定地震	II-5
1.5 被害想定と応援依頼等	II-6
2. 事前対策	II-9
2.1 水道施設の強靱化	II-10
2.2 応急対策組織と業務	II-10
2.3 応急対策資料の準備	II-20
2.4 関係機関との連携	II-22
2.5 教育・訓練等	II-27

2.6 広報	II-31
3. 事後対策	II-35
3.1 初動体制の確立	II-35
3.2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧	II-39
3.3 受援対応	II-44
4. 事後対策業務手順図表	II-51
4.1 業務内容表	II-51
4.2 情報連絡系統図	II-102
III. 災害時受援マニュアル（応援事業者用）（例）	
1. マニュアルの目的	III-1
2. 災害時の〇〇市水道課の組織と受援体制	III-1
3. 〇〇市水道課への活動合流時の注意事項	III-4
4. 活動内容	III-8
5. 応急給水・応急復旧の作業内容	III-9
6. 〇〇市の水道の特徴	III-15
7. 〇〇市水道課の事業概要等	III-16

## 迅速な応急対応のために特に留意いただきたいこと

### 基本的な心構え

- 住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指すこと。
- 被災自治体のみで対応が困難な場合は、躊躇せず外部に応援・協力を要請すること。（このため、平常時から、応援・協力を要請する関係機関・団体等とは、可能な範囲で協定等を締結するとともに、受援体制を整理しておくこと。）また、効率的な応急活動のため、必要に応じて、応急活動の指揮を早期に幹事応援事業者に委任すること。

### 応急給水

- 断水に対して、応急給水体制を迅速に整えること。その際、防災・医療福祉等関係部局と連携し、飲料水だけではなく、病院・福祉施設や生活用水のニーズを考慮すること。
- 断水の程度に応じて、十分な給水車の応援を躊躇せず迅速に要請すること（状況に応じた適切な規模の要請）。  
※応援要請先：日本水道協会県支部長、地方整備局等、都道府県経由で自衛隊等

### 応急復旧

- 一刻も早い断水解消のため、地上配管等の積極的な活用を検討するなど迅速な応急復旧を行うこと。  
※ 応急工事は、災害査定前でも現場着手可能（工事内容が妥当であれば最終的に災害復旧に含めて採択。判断に迷う場合は、都道府県経由で（指定都市は直接）国土交通省防災課と事前打合せすること）。
- 工事業者や資機材を迅速に確保すること。確保が滞る際は、速やかに協定等を締結している関係機関・団体等に協力を要請すること。  
※ 協力要請先の例：
  - ・ 応急復旧作業：〇〇市管工事業協同組合、〇〇市建設業協会等
  - ・ 建設重機械の供給：〇〇県建設重機協同組合、リース会社等
  - ・ 資材調達：管材メーカー等
  - ・ 資機材等の輸送：〇〇県トラック協会〇支部、〇〇県旅客船協会等
  - ・ 日本水道協会：各自治体所有の資機材の提供調整、関係民間団体等への協力要請等
  - ・ 国交省：関係機関・団体等への協力要請等
- 住民にとって「断水がいつまで続くのかがわからないこと」が、大きな不安要因であることを踏まえ、断水解消の見通し（一定の条件を付すことも可）や復旧作業の進捗状況について、適時・的確な情報発信に努めること。

## はじめに

地震が発生した場合、被災した水道事業者、水道用水供給事業者（以下、水道事業者等という。）は、応急給水や応急復旧等の諸活動を、計画的かつ効率的に実施することが求められる。発災後、これらの活動を迅速かつ的確に行うためには、各水道事業者等が、その規模・地域特性に応じた適正なマニュアルを事前に作成しておくことが不可欠である。このため国土交通省では、事前準備・訓練等の事前対策と、災害発生後の体制確立、応急給水・応急復旧等といった事後対策に関する基本的な考え方を示した「地震対策マニュアル策定指針」を平成 19 年に策定し、その後、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や平成 28 年（2016 年）熊本地震等での経験を踏まえ令和 2 年に改訂したところである。

今般、令和 6 年能登半島地震を受けて顕在化した課題や、「上下水道地震対策検討委員会」の検討結果を踏まえ、住民が早期に「水が出て、水を使い、水を流せる」状態を確保することを目指し、上下水道一体での早期復旧と受援体制の拡充を柱として、地震対策マニュアル策定指針を改訂した。

今回の改訂では、水道事業者等が地震対策マニュアルを策定する際の基本的な考え方を整理した「Ⅰ．地震対策マニュアルの基本的な考え方」および、Ⅰ編を踏まえて、中小規模の水道事業者等を対象としてその標準的な内容を整理した「Ⅱ．地震対策マニュアル(例)」を更新した。Ⅱ編においては、マニュアル作成時の助けとなるよう、今回新たに具体的な留意点を注釈として追加した。

また、中小規模の水道事業者等では、災害対応に充てられる人員などのリソースが限られるため、迅速な対応を行うには、平常時からの受援体制の整理が重要である。このため、応援受入時に応援事業者に共有すべき標準的な内容を整理した「Ⅲ．災害時受援マニュアル（応援事業者用）(例)」を新たに取りまとめた。

各水道事業者等におかれては、今回の改訂内容を踏まえ、地震対策マニュアルの充実に活用されたい。特に、地震対策マニュアルを未策定の水道事業者等においては、本マニュアルを参照し、まずは精度や完成度にこだわらず、今ある情報等を活用して作成することを心がけることが大切である。その上で訓練等を通じ、その見直し・充実を行われたい。

## 1. 事前対策

本章では、災害発生前の事前対策として、施設強靱化の考え方を示すとともに、速やかな応急給水・応急復旧を行うためにあらかじめ確認・整理すべき事項として、応急対策組織と業務、応急対策資料、関係機関との連携と受援体制、並びに教育・訓練について記載する。

### 1.1 水道施設の強靱化

水道施設の強靱化にあたっては、個々の施設の耐震化を進めるだけでなく、水道全体をシステムとして捉え、複数の水源間の相互融通や幹線管路の相互連絡、配水管路のループ化、ブロック化などにより、安定給水を確保するための多面的な補完を行い、全体の相互作用によって地震被害を軽減する方策を積み重ねることが重要である。

また、災害に強く持続可能な上下水道システムを構築するため、「上下水道耐震化計画」に基づき、取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池などの急所施設や、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管路について、耐震化や複線化を計画的・重点的に進めるとともに、地震時の停電を想定した発災後 72 時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保、可搬式浄水施設や代替水源の確保などによる代替性・多重性の確保を図ることが重要である。津波対策については、水道施設を新設する場合には、津波の影響を受けない場所に建設することを原則とし、既存の水道施設については、想定される浸水深等の影響を踏まえ、津波浸水防止対策を実施することが重要である。

さらに、水道施設台帳のデジタル・クラウド化の推進、遠隔監視やスマートメータ、ドローンなど DX を積極的に推進することにより、被害状況の早期把握や調査の効率化、円滑な受援を図ることが重要である。

加えて、将来の人口動態等を踏まえた施設規模の適正化や、広域連携・官民連携等による運営基盤の強化を図りつつ、計画的に上下水道施設の耐震化と代替性・多重性確保を行い、災害に強く持続可能な上下水道システムを構築することが重要である。さらに、災害への対応を見据え、地域特性等に応じて、集約型の水道システムと分散型システムを適切に組み合わせたその最適配置を推進することも重要である。

水道施設の強靱化及び耐震化の検討に当たって参考となる文献を示す。

- ①水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）
- ②水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）
- ③水道維持管理指針（公益社団法人 日本水道協会）
- ④水道の耐震化計画等策定指針（厚生労働省健康局水道課）

集約型システムと分散型システムの最適配置の検討に当たって参考となる文献を示す。

- ⑤水道事業における分散型システム導入検討マニュアル（国土交通省水道事業課）
- ⑥水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き（厚生労働省健康局水道課）

## 1.2 応急対策組織と業務

震災時の応急対策は、水道給水対策本部を設置し組織的に進める必要があるため、あらかじめ組織の体制や役割分担を定めておく。

また、上下水道一体で早期復旧が図れるよう、平常時から、下水道部局と連携し、上下水道一体での調整・連携体制を構築しておくことや、上下水道一体で取り組むべきことを決めておくことが重要である。

震災時の応急対策業務は、初動体制の確立、応急体制の確立、応急給水、応急復旧、受援体制の確立に大別される。

### 1.2.1 初動体制の確立（職員の動員と配備等）

震災時における職員の動員と配備については、地域防災計画との整合を図り、非常配備基準、非常配備体制、参集方法、留意事項などをあらかじめ整理しておく必要がある（PⅡ-35～38 参照）。

マニュアルを策定している水道事業者等では、勤務時間外に地震が発生した場合、職員は身の回りの安全を確保したうえで、定められた場所に自主参集することが多い。

### 1.2.2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

#### 1) 水道給水対策本部（PⅡ-19 参照）

震災時の応急対策は、水道給水対策本部により組織的に進める必要がある。

水道給水対策本部の組織は、以下に示すとおり、水道給水対策本部長および水道技術管理者による統括の下、応急給水を実施する応急給水班、施設等の応急復旧を行う施設復旧班、管路の応急復旧を行う管路復旧班、これらの活動を支援する総務班で構成することを基本としている。

- ・水道給水対策本部長等：水道給水対策本部長、水道技術管理者
- ・総務班：総括(班長等)、調査・広報担当、動員・調達担当（応援受入(受援)含む)
- ・応急給水班：総括(班長等)、計画・情報担当、応急給水チーム
- ・施設復旧班：総括(班長等)、計画・情報担当、施設等復旧チーム
- ・管路復旧班：総括(班長等)、計画・情報担当、資材調達担当、管路復旧チーム、漏水調査チーム

なお、小規模事業者等で職員数が少なく、単独ではマニュアル例のような階層的な組織を構築できない場合には、以下の方法により対策本部の組織を構成する。

- ・各担当で可能なものについては兼務とする。
- ・水道給水対策本部組織で担当者が不足する部分は、行政部局の職員に依頼する。また、職員が参集できないことも想定して、あらかじめ行政部局との協力体制を構築しておく。
- ・応援依頼業務の選定結果に基づき、応急給水および応急復旧の各担当の一部を応援

事業者等に依頼・委任する。

また、市災害対策本部および水道給水対策本部の組織体制において、管理職等の意思決定や指揮を執るべき職員を極力兼務配備しないよう注意する。

## 2) 水道給水対策本部会議

水道給水対策本部会議は、震災時における応急復旧目標や応援要請等を決定する機関であり、会議の構成委員および決定すべき主要事項をあらかじめ整理しておく必要がある。

水道給水対策本部会議の委員は、マニュアル例では、水道給水対策本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、施設復旧班長および、管路復旧班長で構成しているが、各水道事業者等の組織規模に応じて設定する。

## 3) 水道給水対策本部長等 (PⅡ-52~53 参照)

水道給水対策本部の責任者である水道給水対策本部長および、技術面からこれを補佐する水道技術管理者は、応急復旧・応急給水の目標や、応援要請の範囲・規模等の重要事項を決定する。

## 4) 各応急対策班の担当業務

震災時に業務を確実に実施するため、担当ごとに業務内容を事前に検討・整理し、あらかじめとりまとめておく必要がある。

マニュアル例では、総務班、応急給水班、施設復旧班および管路復旧班の業務について、実施する業務項目を抽出し、それらの実施時期、業務内容、留意事項等を整理した「業務内容表」を作成しており、これを参考とする。

- ・ 総務班の業務 : PⅡ-54~66 参照
- ・ 応急給水班の業務 : PⅡ-67~76 参照
- ・ 施設復旧班の業務 : PⅡ-77~87 参照
- ・ 管路復旧班の業務 : PⅡ-88~101 参照

## 5) 情報連絡体制等

震災時は、被害状況等の情報が輻輳し、混乱するおそれがあるため、情報連絡の流れや通信手段等を含む情報連絡体制を事前に定めておく必要がある。

水道給水対策本部における情報連絡体制は、情報の内容に応じて、「4.2 情報連絡系統図」(PⅡ-102~104 参照)に示すとおり整備する。情報連絡のための通信手段は、水道給水対策本部事務所(水道課等)と現場チームとの間などを対象に、あらかじめ定めておかなければならない(例:携帯電話、無線、衛星通信システム、災害時優先電話等)。

### 1.2.3 受援体制の確立

災害時に、応急復旧、応急給水が自身で行うことが困難である場合に備えて、他の水道事業者等及び日本水道協会と災害時相互応援に関する協定を取り交わし、当協定に基づき、他都市等に対し応援要請を行うことが重要である。

事前対策として、円滑な受援活動を行うため、水道事業概要、受入体制、受入時の手続き等を取りまとめた、災害時受援マニュアル（応援事業者用）を策定することが重要である。

### 1.3 応急対策資料の準備

震災時の初動体制、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速かつ的確に行うため、必須事項として以下に示す応急対策資料を事前に準備しておく必要がある。

- ・非常配備体制表（電話連絡網兼用）
- ・関係機関連絡先リスト
- ・指揮命令・連絡調整系統図
- ・重要施設等位置図（給水拠点と給水対象施設）
- ・水道施設一般平面図
- ・設備等点検等チェックリスト
- ・機器操作マニュアル
- ・機械・電気計装設備完成図書
- ・配管図
- ・管路復旧工事参考資料
- ・応急給水マニュアル
- ・応急復旧マニュアル
- ・災害時受援マニュアル（応援事業者用）
- ・災害用井戸リスト
- ・取水施設・浄水場の仮設計画
- ・緊急通行車両証明書及び標章

（表 2-3 (P II-20~21) 参照）

また、上下水道一体での復旧を円滑に進めるため、上下水道施設および管路情報をマッピングシステム等により管理し、上下水道で情報共有することが重要である。このような取組の一環として、上下水道共通のプラットフォームを活用することで、施設情報や管路情報を統一されたデータ形式で統合的に管理し、複数の事業者間での円滑な情報共有が可能となる。

※災害時には国が開発・提供するプラットフォームである地図情報機能を活用したサイトを活用することで、被害情報の収集・共有の迅速化が図られる。

例：新総合防災情報システム（SOBO-WEB）、内閣府  
統合災害情報システム（DiMAPS）、国土交通省

#### 1.4 関係機関との連携と受援体制

震災時には、被害状況等を報告する国や都道府県の水道担当部署、応援協定に基づき応急給水・応急復旧等の応援要請を行う水道事業者等、地元業者等との連携が極めて重要であり、これらの関係機関を事前に整理し、協定を締結するなど体制を構築しておく必要がある。関係機関を以下に示す。

- ・国・都道府県
- ・市関係機関等
- ・応援水道事業者等
- ・応急給水応援団体
- ・施設等復旧応援団体
- ・管路復旧応援団体
- ・物資等確保機関
- ・他のライフライン
- ・重要施設(病院、避難所、福祉施設等の重要給水施設など)

(表 2-4(PⅡ-23~24) 参照)

地震等緊急時対応の手引き(日本水道協会)に、日本水道協会の枠組みによる、水道事業者等の相互応援の仕組みや情報連絡・応援要請の流れ(図 1-1)、これに関わる水道事業者等の役割、応援・受援における留意事項などが整理されているため、参考にされたい。

関係機関との連携体制構築にあたっては、令和7年7月に改正水道法が施行され、災害時に日本下水道事業団が水道施設の修繕・復旧工事を実施できるようになったため、同事業団と事前に協定を締結することを含め、検討することが望ましい。

また、飲用水及び生活水の確保を円滑に行うために、地方自治体内の防災担当部局とは、平常時から、地域防災計画の協議や応急給水先の特定、発災時の連携体制の構築、避難所等における仮設水槽等の用意、災害用井戸等の水源情報の共有、被害想定に基づく水道の復旧期間の共有、防災訓練などを通じて、事前防災について連携して対応することが重要である。※1

さらに、国によるプッシュ型支援※2,3や TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)※4等の専門的支援、上下水道一体での国・関係機関による全体調整の仕組みについても、平常時から把握に努めることが重要である。

※1 参考資料：発災時における生活水の確保を円滑に行うための水道事業者と防災部局の事前防災にかかる連携について(令和7年6月26日付事務連絡、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付・国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室)

※2 参考資料：防災基本計画 (3) 国による物資の調達、供給(令和7年7月、中

央防災会議)

- ※3 参考資料：令和6年能登半島地震における物資調達・輸送の状況（令和6年5月、内閣府（防災担当））
- ※4 参考資料：災害時における国土交通省による水道事業者等への応援ルール（情報連絡体制・応援活動等）について（暫定版）（令和6年8月、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課、国土交通省水管理・国土保全局防災課）

これらの関係機関との連絡先および窓口については、毎年確認しておくとともに、連絡内容に応じて相手方事業者等の担当を事前に明確にしておくことが重要である。なお、宿舍の確保等、一部の業務を行政部局で実施する場合、業務分担をあらかじめ整理し、相互に確認しておくことが重要である。

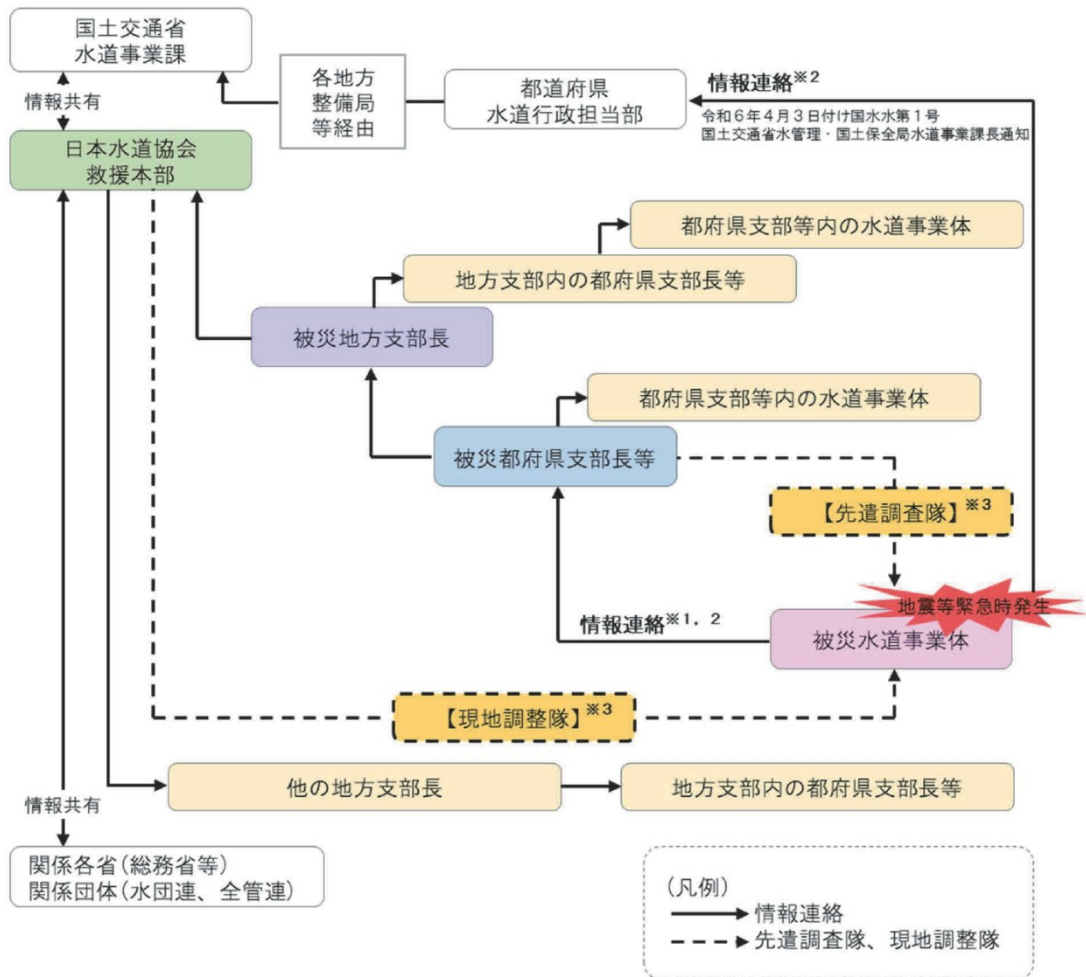
重要施設については、重要施設管路耐震化計画や地域防災計画等で指定された施設を考慮することが必要である。

大規模地震では全国の水道事業者等から多数の応援者が派遣されるが、応援者の宿泊所や駐車場等の施設、給食等を地域で連携して確保するなどの受援体制を整備することが求められる。

応援者が応急給水および応急復旧を迅速かつ的確に実施できるよう、作業分担、作業方針・方法、情報連絡方法等についてあらかじめ定めておくことが重要である。

加えて、被災事業者の地域や水道施設に関する情報に乏しい応援者に対し、応急給水・応急復旧に必要な図面や資料等をあらかじめ作成し、準備しておく必要がある。特に、外部からの応援事業者に応急対策業務の大部分を依頼する可能性のある中小規模水道事業者等においては、受援体制の整備が非常に重要である。

近年の大規模災害においては、宅内配管の早期復旧に向けた修繕受付窓口の設置や、指定工事業者の修繕対応状況の調査・公表を行うことで一定の効果が確認されている。これらの取組に加え、重要医療施設等の被害調査および応急復旧体制の整備についても、関係機関と連携して体制を構築しておくことが重要である。



- ※1 地震等緊急時（「震度 5(弱)以上の地震」又は「その他の自然災害・事故等により大規模な断水が発生した場合）」において、被災水道事業者は、速やかに「水道施設被害の有無」及び「応援要請の有無」を被災都府県支部長等に連絡する。水道施設被害が無い場合又は応援要請が無い場合もその旨を連絡する。
- ※2 被災水道事業者は、「都道府県水道行政担当部⇒地方整備局等⇒国土交通省水道事業課への連絡ルート」と「日本水道協会の枠組みによる連絡ルート」いずれにも情報連絡を行う。前者は主に施設被害や断水、応急給水・復旧の対応状況を情報集約し、後者は主に相互応援の要否確認と早期応援体制の確立を目的として情報集約するものである（様式は同一のものを採用）。
- ※3 令和 7 年 3 月改訂版より、先遣調査隊及び現地調整隊の名称を変更（先遣調査隊⇔現地調整隊）

図 1-1 地震等緊急時における情報連絡の流れ

出典：日本水道協会（地震時緊急時対応の手引き 令和 7 年 3 月改訂）

## 1.5 教育・訓練等

震災時に迅速かつ的確に行動するためには、地震対策マニュアルに基づき、教育・訓練を実施し、震災に対する職員の意識および対応能力の向上を図ることが重要である。

### 1.5.1 教育

地震の基礎知識や地震被害想定、地域防災計画における市町村と上下水道事業の防災配備体制、各自の職務分担等について、地域防災計画や本マニュアル等を教材として、研修会を実施することが望ましい。

また、上下水道一体での危機管理体制を強化するため、上下水道の壁を取り払った人材育成を推進することが重要である。具体的には、災害時の初動対応や復旧において即時即決が可能な技術力・判断力・調整力を有する人材の育成・確保を目的に、訓練・維持改善計画を策定し、実践することが望ましい。

### 1.5.2 訓練等

震災に対する訓練は、以下に示すように、応急給水や応急復旧の実施だけでなく、職員の動員・配備、水道給水対策本部の設営、情報連絡、水道施設の点検および緊急措置、応援要請・受入等の内容も含める必要がある。

また、水道の復旧においては、上下水道システムの急所施設（水道：取水施設、導水管、浄水施設、送水管、配水池、下水道：下水処理場、下水処理場～下水処理場直前の合流地点までの下水道管路及びポンプ場）や重要施設（災害拠点病院、避難所、防災拠点等）の情報を共有し、上下水道一体で対応（図 1-2、図 1-3）できるよう、下水道事業者および他の関係機関と共同で訓練を実施することが重要である。

巻末に上下水道一体での訓練等、取組事例を示しているなので、参考にされたい。

さらに、訓練で明らかになった課題については、適切にフィードバックし、地震対策マニュアルの見直しや改善につなげていくものとする。

#### 1) 動員訓練

##### (1) 職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営

非常配備基準を設定し（例：第3非常配備）、以下に示す動員訓練を「3.1 初動体制の確立」（PⅡ-35～38 参照）に基づいて実施する。

- ・ 職員の参集、配備
- ・ 参集時の被害状況把握
- ・ 庁舎の点検
- ・ 水道給水対策本部の設営

## 2) 情報連絡訓練

定められた方法（通信機器、資料・様式等を含む）により、以下に示す情報連絡訓練を実施する。

### (1) 指揮命令事項の伝達

以下に示す指揮命令事項について、具体的な内容を設定し、「4.2.1 指揮命令系統図」(PⅡ-103 参照)に沿って情報連絡訓練を実施する。

- ・ 応急給水の作業方針・範囲等
- ・ 応急復旧の作業方針・範囲等
- ・ 応援要請、受援体制の確立
- ・ 広報等の方針

### (2) 被害状況等の情報収集・整理と住民・報道機関等への広報

以下に示す事項について具体的な内容を設定し、「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」、「業務内容表（総務班：業務項目 No.25,27、応急給水班：同 No.52,61-1、施設復旧班、管路復旧班：同 No.81,92-1）」に従って情報連絡訓練を実施する。

- ・ 浄水場・管路等の被害状況、断水状況および復旧状況
- ・ 応急給水状況
- ・ 浄水場・管路等の応急復旧計画
- ・ 応急給水計画

### (3) 各会議の実施

水道施設の被害状況を設定し、応急復旧・応急給水の範囲、規模、目標、応援要請方針等の重要事項を決定する水道給水対策本部会議の訓練を実施する。併せて、班ごとに活動方針の指示、活動状況の報告および確認を行う班会議の訓練を実施する。

### 3) 水道施設の被害確認・緊急措置訓練

施設・設備および管路の被害箇所を設定した上で、被害確認および緊急措置の訓練を実施する。なお、緊急措置が給水に影響を及ぼすおそれがある場合には、緊急措置を実施したもものとして訓練を進める仮想訓練または図上訓練を行うことで差し支えないが、実際に断水を行うことで、需用者の断水に対する理解を得るとともに、実作業時間や洗浄時間など、断水から復旧までに必要な諸情報が得られる点にも留意し、総合的に訓練の方法を検討することが重要である。

また、被災後の災害査定においては、被災前後を比較し被災範囲を証明する必要があるため、日常的な点検にあわせて、平常時の施設状況を説明することが出来る点検状況等の資料（巡視報告、出水期前点検、過去の災害後の点検報告、住民からの通報、写真等）※を可能な限り整理しておくことが重要である。

※ 参考資料：適正な維持管理の徹底について（周知）（平成30年8月27日付事務連絡、国土交通省水管理・国土保全局防災課災害査定官）

#### (1) 施設・設備等の被害確認、緊急措置

以下に示す事項について、「業務内容表（施設等復旧チーム：業務項目 No.72）」に従い、「設備等点検チェックリスト」等を用いて実施する。

（被害確認）

- ・施設・場内管路の破損、漏水等の確認
- ・設備の損傷状況・稼働状況の確認
- ・テレメータによる配水池の水位、流量、ポンプの稼働状況確認
- ・通信設備の作動の確認等

（緊急措置）

- ・被害を想定した施設について、前後のバルブ閉止による切り離し
- ・自家発電設備等への切替え
- ・被害を想定したポンプ等について、停止措置および予備機の起動
- ・塩素漏洩に対する措置等

#### (2) 管路の被害確認、緊急措置

以下に示す事項について、「業務内容表（管路復旧チーム：業務項目 No.72）」に従い、「配管図(管路機能、河川横断部等の重要箇所を明記)」等を用いて実施する。

（被害確認）

- ・河川・鉄道・主要道路の横断部等の重要箇所を中心とした被害確認

（緊急措置）

- ・想定被害箇所に対する緊急措置（前後のバルブの閉止等）

#### 4) 応援要請、受入・配備訓練

##### (1) 応急給水、応急復旧の応援要請と受入・配備

以下に示す事項について具体的な内容を設定し、「業務内容表(総務班:業務項目 No.31,32、応急給水班:同 No.31、施設復旧班、管路復旧班:同 No.32)」に従って、関係機関を含めた応援要請および受入・配備訓練を実施する。また、他の水道事業者等との連携についても確認する。

- ・ 応急給水の応援人員、給水車両、応急給水資材等
- ・ 応急復旧の応援人員、工具・車両等

#### 5) 応急給水訓練

##### (1) 応急給水計画の策定

断水状況、道路被害状況等を設定して、「業務内容表(応急給水班:業務項目 No.52)」に従って、復旧段階別に、応急給水量の算定、応急給水方法、必要な人員・車両等を含めた応急給水計画を策定する訓練を実施する。

##### (2) 応急給水の実施

以下に示す応急給水方法(応急給水用貯水施設(耐震性貯水槽)や仮設水槽等による拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水)を設定して、行政部局職員や住民も参加して応急給水の実施訓練を実施する。

- ・ 応急給水用貯水施設(耐震性貯水槽)や仮設水槽等による応急給水の準備と実施
- ・ 運搬給水基地(非常用給水設備等を設置した配水池等)における給水車への給水
- ・ 応急給水拠点・仮設給水所における給水車による応急給水の実施
- ・ 消火栓における仮設給水栓の設置と応急給水の実施
- ・ 応急給水の水質確認

なお、給水車、応急給水資材等は地震発生に備え、日常から点検・整備を行っておく。

## 6) 応急復旧訓練

### (1) 応急復旧計画の策定

施設や管路の被害状況を設定して、「業務内容表（施設復旧班、管路復旧班、：業務項目 No.81）」に従って、目標復旧期間、応急復旧の方法、必要な人員・資機材、復旧工程等を含めた応急復旧計画を策定する訓練を実施する。

### (2) 応急復旧工事の実施

以下に示す応急復旧工事の実施訓練を実施する。なお、管路の応急復旧工事の訓練を会場において実施する場合には、仮設の管路を地上に設置（※）して実施することが多い。また住民に対してはメーターボックス内の止水栓の操作方法等に関する訓練も実施する。

応急対策は、職員のほか、関係機関や管工事組合等の協力を得て実施するものであり、訓練についても関係機関や管工事組合、住民の参加を求める。また住民に対しては、震災対応への理解と協力が得られるよう、平常時から震災時の飲料水の確保、応急給水拠点の場所、震災時の水質面に関する注意事項等について広報を行う。

- ・ 管路被害箇所の復旧作業
- ・ 両側のバルブ閉止、管切断、新管置換え、接続
- ・ 漏水補修用金具の取付（軽微な漏水の場合、通水を継続しながら実施）
- ・ 路上仮設配管の布設
- ・ 給水管の修繕作業
- ・ 応急復旧後の水質確認

※ 復旧作業完了後に訓練の参加者に対して給水可能であることを示すため、給水栓を取り付けておくことが望ましい。

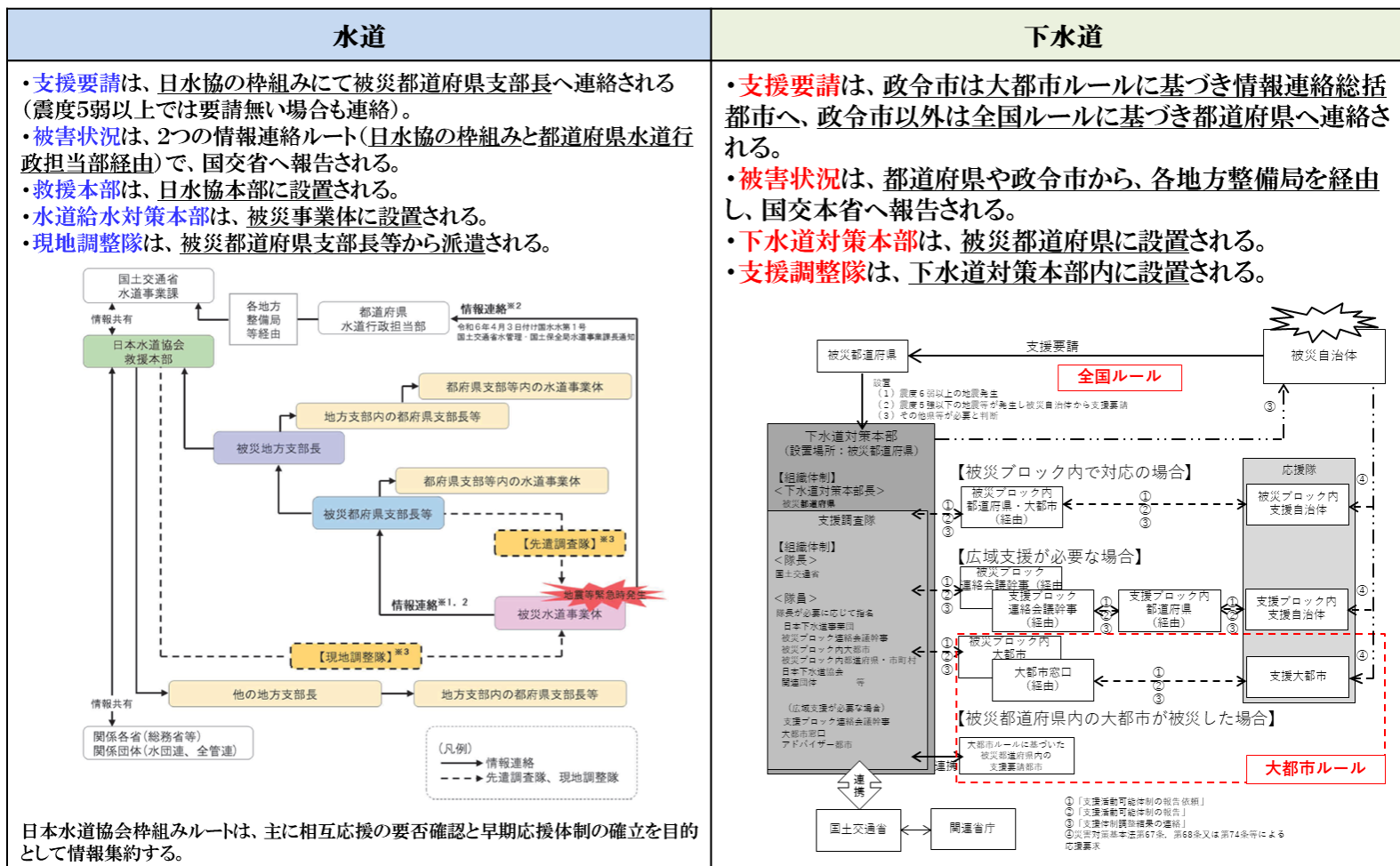


図 1-2 水道と下水道の災害時支援体制（支援要請ルート）

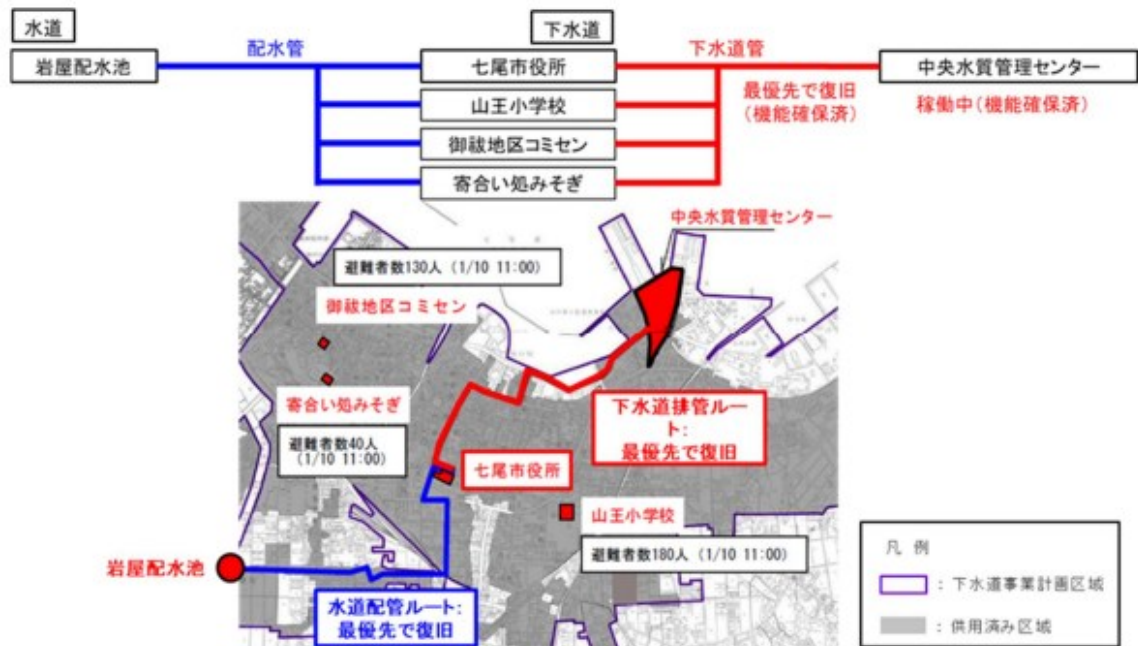


図 1-3 上下水道一体となった早期復旧の取組事例（七尾市）

## 1.6 広報

震災時における混乱を防止するため、特に応急給水に関する情報については、平常時からあらゆる広報機会を通じて、住民への周知する必要がある。具体的には、住民が自ら水の備蓄や給水容器の準備、宅内配管の修繕といった災害対策を平常時から実施するよう啓発するとともに、災害時に断水が発生した際に水を受け取りに行く応急給水拠点の場所、災害発生時の情報伝達手段などを周知する。

### 1.6.1 広報内容

平常時において住民に対し行う広報を以下に示す。

- ・平常時における家庭での飲料水の備蓄(1人1日当たり3L)
- ・応急給水の受水に必要な容器および容器を運ぶためのリュックサック・カート等の準備
- ・避難時の止水栓又は蛇口の閉栓確認
- ・災害時における給水拠点・仮設給水所(※)の場所
- ・災害時における応急給水方法及び実施方法
- ・応急給水拠点における注意事項
- ・水道事業者等の災害対策への取組
- ・宅内配管の修繕を依頼する指定給水装置工事事業者の一覧(詳細は1.6.3を参照)

※ 広報において「給水拠点」、「仮設給水所」を用いる場合は、応急給水を行う場所であることを住民がわかるよう、必要に応じて説明を加えるなど配慮する。

### 1.6.2 広報媒体

各広報媒体の特性等を踏まえ、効果的な広報手段により実施する。

- ・広報誌等
- ・ホームページ
- ・マスメディア
- ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
- ・行事等での広報

### 1.6.3 宅内配管の修繕に関する住民への周知

#### 1) 給水装置工事事業者

宅内配管の修繕については、住民が給水装置工事業者に修繕を依頼する必要があるため、平常時より、指定給水装置工事事業者一覧を市HPに公表し、発災後、住民にSNS等を活用して周知することが重要である。

また、災害等において、地元の給水装置工事事業者(以下「指定店」とする。)の確保が

困難な場合、宅内配管の早期復旧と被災地での給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した指定店による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の業者を確保することが必要となる。

このためには、必要に応じて供給規程等の改正（※）を行うこと、事前に他の水道事業者が指定した指定店の情報を取りまとめておくことが重要である。

※ 災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

（令和 7 年 4 月 22 日付国水水第 29 号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長）

## 2) 宅内配管の被害情報

住民が宅内配管の修繕の要否を判断し、円滑に工業者に依頼できるよう、住民からの問い合わせに対して、宅内配管の漏水に関する情報（漏水場所や漏水状況等）を提供できる体制を整える事が重要である。このため、管路復旧班において、配水管の復旧作業の進捗に支障が生じない範囲で宅内配管の被害情報を収集し、総務班において、住民に提供する漏水情報を整理するなど、役割分担をあらかじめ定めておくことが重要である。

## 2. 事後対策

事後対策は、災害発生時における対応であり、その目的は被害の拡大抑制、給水の継続および早期復旧、さらに利用者等への適切な広報活動による混乱の抑制にある。

事後対策を行うにあたっては、給水停止を含む指揮命令系統や情報収集・発信の連絡体制を整備し、被害状況の共有、関係機関との連携、広報活動などの具体的な対策を実施する。

本章では、「初動体制の確立」、「応急体制の確立、応急給水、応急復旧」および「受援体制の確立」を中心に、事後対策に関する諸業務を迅速かつ的確に実施し、平常給水の早期回復と給水の安定化を図ることを目的とする。

水道給水対策本部は、非常配備基準に基づき自動的に設置される場合が多いが、職員等からの災害・事故等の報告を受けた際にも迅速に設置できるよう、対策本部の設置基準および設置権限者をあらかじめ定めておく必要がある。

また、非常配備基準については、各事業者等が地域防災計画に合わせて定めておくものとする。

### 2.1 初動体制の確立

震災発生時には、事前対策で定めた内容に基づき、迅速に初動体制を確立し、事前対策で定めた「職員の動員・配備」、「参集時の被害状況の把握」、「庁舎点検」、「水道給水対策本部の設営」などを適切に実施する必要がある。

水道施設の被災により給水に影響が生じることが想定される場合には、非常配備基準、非常配備体制に従って配備を行い、水道給水対策本部を設置する。

### 2.2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

初動体制の確立後、水道施設の被害状況および断水状況を調査し、必要な緊急措置を行う。また、応急給水および応急復旧に応援が必要となる場合、他の水道事業者等に対し、速やかに応援要請を行い、応援体制を配備して応急体制を確立する。

応急給水・応急復旧は、被害状況や断水状況に応じ、実施範囲や方法等を応急給水計画、応急復旧計画に定め、応援事業者等の協力を得ながら、計画的に進める。

#### 2.2.1 水道給水対策本部（PⅡ-19 参照）

事前対策で定めた「水道給水対策本部」の体制に基づき、業務を遂行し、応急給水・応急復旧を計画的に進める。

水道給水対策本部には、円滑な意思疎通、職員への指揮・統制、情報の収集・集約・共有、関係機関との連携、必要な資機材の調達・管理、その他の事後対策の実施など、多面的な機能が求められる。

水道給水対策本部の体制イメージを図-2.1 に示す。

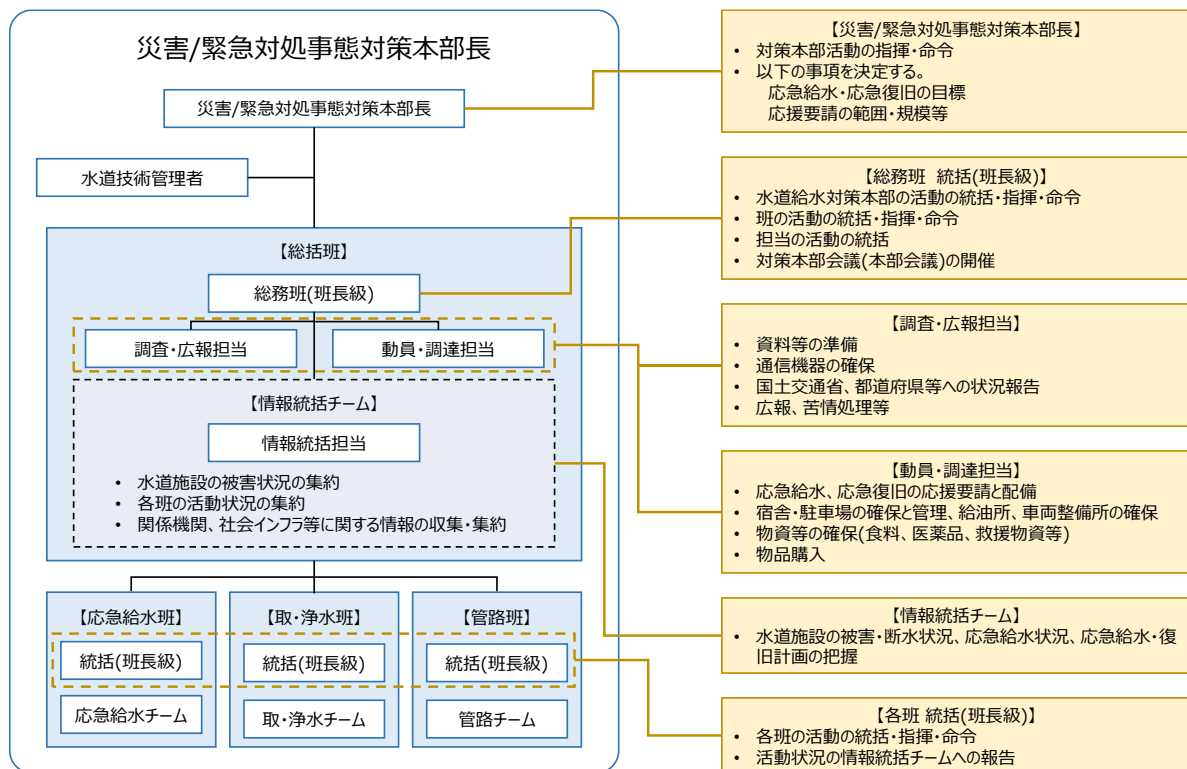


図-2.1 水道給水対策本部の体制イメージ

## 2.2.2 水道給水対策本部会議 (PⅡ-52~53 参照)

初動体制が確立された段階や被害状況・断水状況等が把握できた段階、および応急復旧・応急給水を進める段階において、必要に応じて定期あるいは臨時に水道給水対策本部会議を開催し、次の事項を決定する。

- ① 水道施設等の被害状況を把握するとともに、想定地震の被害との比較を行い、応急復旧・応急給水の範囲、規模、目標等を設定
- ② 他の水道事業者等への応急給水・応急復旧に関する応援要請の方針
- ③ その他、事後対策の実施に必要な事項

応急復旧については、進捗に伴い、応急復旧計画を随時見直すとともに、適宜、応援水道事業者と応急復旧地域の調整を行う。

## 2.2.3 水道給水対策本部長等

水道給水対策本部長および水道技術管理者は、水道給水対策本部全体の統括を行い、水道給水対策本部活動の指揮・命令や本部会議の開催等を実施する。

また、停電時には電気主任技術者を水道給水対策本部に配備し、電気設備の停電対応等の統括を行う。電気主任技術者を外部に委託している場合は、停電発生時に速やかに連絡し、水道給水対策本部へ参集させる。

## 2.2.4 各応急対策班の担当業務

初動体制確立後は、水道給水対策本部の方針決定に基づき、事前対策として準備した応急対策

班の「業務内容表」、「応急対策資料」および「関係機関との連携」等の資料を活用し、事後対策の諸業務を迅速かつ的確に実施する。

各班の業務は、以下の内容に留意して実施する。

## 1) 総務班の業務 (PⅡ-54~66 参照)

### (1) 応急体制の確立

総務班の業務内容表に基づき、他班との総合調整、情報連絡、情報収集体制の構築、市民対応、他事業者等への応援要請、物資確保・用務等を迅速かつ的確に実施する。また、防災部局との連携体制を確立し、大規模震災により自市町村に災害対策本部が設置される場合には、必要に応じてリエゾンの派遣を検討する。

### (2) 広報の実施

水道は重要インフラであり、供給状況によっては、社会的混乱が生じる可能性があるため、積極的な情報発信が求められる。発信の時期・方法について、関係者と連携の上で適時・的確に発信する。

応急給水の予定や水道復旧の見込みについては、随時最新情報を反映し、具体的かつきめ細かな情報提供を行うことが重要である。特に、住民にとって「断水がいつまで続くのかわからないこと」が、大きな不安要因であることを踏まえ、断水解消の見通し（一定の条件を付すことも可）や復旧作業の進捗状況について、適時・的確な情報発信に努める。また、防災無線、ホームページ・SNS、給水所・避難所の掲示、報道機関による情報提供など、利用可能なあらゆる手段を活用する。

## 2) 応急給水班の業務 (PⅡ-67~76 参照)

### (1) 断水状況の調査と体制整備

断水状況を調査し、応急給水体制および応援依頼の規模等を設定する。

### (2) 応急給水計画の作成・応急給水の実施

図-2.2 に応急給水計画で作成する上で考慮すべき応急給水対策の分類を示す。

水道施設の稼働状況、配水池における飲料水の確保状況、断水範囲、生活用水（災害用井戸・湧水等）の確保状況等を踏まえ、状況に応じたきめ細かい給水方法を選択し、これに基づき応急給水を実施する。

給水方式は、運搬給水、仮設水槽等を用いた拠点給水、仮設給水から当該地区に適した方法を採用する。なお、仮設水槽の残留塩素濃度の保持等に留意する。また、防災・医療福祉等関係部局と連携し、飲料水だけではなく、病院・福祉施設や生活水のニーズを考慮する。

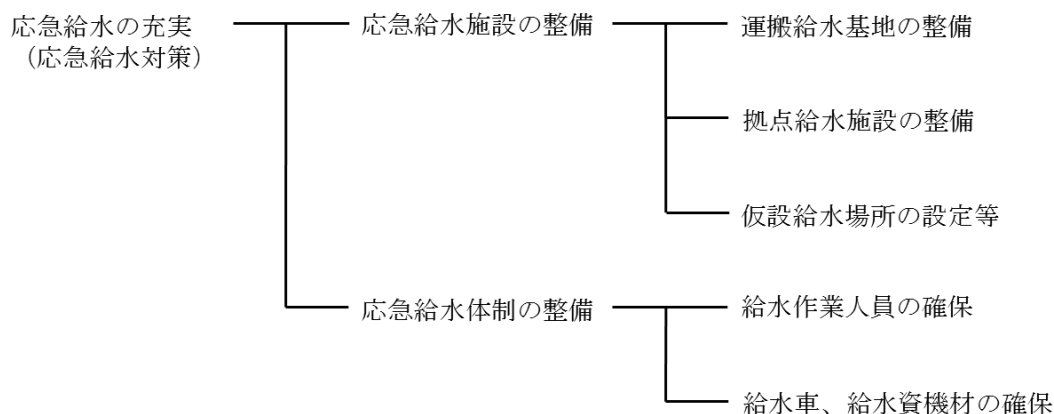


図-2.2 応急給水対策の分類

出典：厚生労働省健康・生活衛生局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

### (3) 他事業者、自衛隊、地方整備局等との連携

他の水道事業者の他、自衛隊、地方整備局等に応援要請を行った場合は、緊密な連携を図りつつ応急給水を実施する。

## 3) 施設復旧班の業務 (P II-77~87 参照)

### (1) 応急復旧体制の設定と復旧の進め方

想定被害と実際の被害状況等を比較し、応急復旧体制および応援依頼の規模等を設定する。

応急復旧は、施設の被害状況を把握したうえで、事前に検討しておいた応急復旧方法を参考に、適切な復旧方法（例：可搬式浄水施設を活用した代替水源の確保）等を応急復旧計画として定め、上流側の施設から順次実施する。被害状況を下水道部局と共有し、上下水道一体で復旧優先施設を設定する。

### (2) 運転管理の調整

被災状況によっては漏水量が増加する場合があるため、浄水量・送水量の増量など、必要な運転管理を行う。

### (3) 記録の整備

応急復旧については、後に実施する本復旧や災害査定申請に備え、被害状況および復旧状況を、写真収集を含めて正確に記録しておく。記録にあたっては、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の様式※を活用可能である。

※ 様式 20 応急復旧応援体制報告書、様式 22 応急復旧活動対応表、様式 26 黒板（撮影表示板）の作成（例）

## 4) 管路復旧班の業務 (P II-88~101 参照)

### (1) 管路被害の推定と体制整備

管路は大部分が埋設されているため、震災初期の段階で全体の被害を把握することは困難である。そのため、被害の実態が明らかになるまでの間は、想定地震と発生地震の震度等を比較し、想定管路被害から実際の被害を推定して、応急復旧体制や応援依頼の規模等を設定する。

## (2) 応急復旧計画の作成

図-2.3 に応急復旧計画を作成する上で考慮すべき応急復旧対策の分類を示す。

被害状況を把握した上で、可能な限り短期間で計画的に復旧できるよう応急復旧計画を作成する。被害状況を下水道部局と共有し、上下水道一体で応急復旧方法や復旧優先路線を設定する。

## (3) 応急復旧の実施

応急復旧計画に基づき、応急復旧を順次実施する。

管路の損傷個所が多い場合や漏水箇所の特が困難な場合、早期通水確保のため、仮設配管を活用して機能確保することが効果的である。また、復旧した管路から配水時に水質検査が未了の場合は、需要に応じて飲用制限をして配水することを検討する。※1（なお、”飲用不可”として配水する場合、総務班は、飲用制限に関する広報を行い、水質試験で安全が確認され水質基準を満たした時点で“安全宣言”を発し、通常給水へ移行するとともに速やかに利用者へ周知する。）

## (4) 記録の整備

応急復旧は、その後に行う本復旧や災害査定申請に備え、被害状況および復旧状況を、写真収集を含めて正確に記録しておく。記録にあたっては、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の様式※2を活用可能である。

## (5) 宅内配管の漏水情報の収集

住民の問い合わせに対し宅内配管の被害情報を提供できるよう、配水管の復旧作業の進捗に支障が生じない範囲で住民に提供する漏水情報を収集・集約し、総務班と連携して住民に周知する。

## (6) 給水制限計画書の作成と対応

対策上、給水制限計画書が必要となる場合には、事前に作成しておく。給水制限の段階に応じ、バルブ操作による給水制限の実施、大口使用者等への節水指導、広報活動などを行う。（渴水対策マニュアル策定指針（国土交通省水道事業課）参照）

※1 参考資料：震災等の非常時における水質検査方法（上水試験方法一別冊）、日本水道協会

※2 様式 20 応急復旧応援体制報告書、様式 21 漏水調査受付書、様式 22 応急復旧活動対応表、様式 23 管路修理報告書、様式 24 管路修理集約表、様式 26 黒板（撮影表示板）の作成（例）

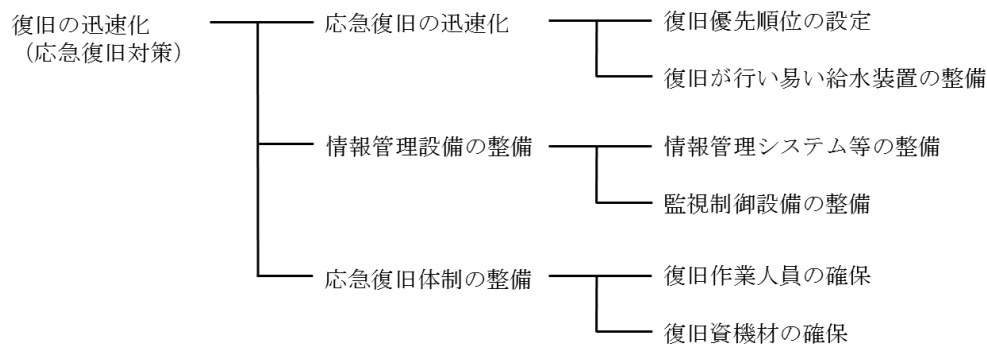


図-2.3 応急復旧対策の分類

出典：厚生労働省健康・生活衛生局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

## 2.2.5 応急復旧・応急給水目標

### 1) 応急復旧目標

住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指し、応急復旧期間は、水道施設の被害状況の規模だけでなく、被災者の不安軽減や生活の早期安定を考慮して設定する。

### 2) 応急給水目標

住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指し、応急給水目標は、応急復旧期間中における日数の経過に応じて、応急給水の目標水量および住民の水の運搬距離を設定する。なお、災害拠点病院・透析病院などの重要施設に対して応急給水を行う場合には、必要水量を別途加算して設定する。

表-2.1 応急給水量等の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離 (都市部の例)	主な給水方法	備考(水用途)
地震発生～3日まで	3 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}/\text{日}$	概ね 1km 以内※1	拠点給水（耐震性貯水槽等）、運搬給水を行う。	飲料等
7日※2	20～30 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}/\text{日}$ ※3	概ね 250m 以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量 (約250 $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}/\text{日}$ )	概ね 10m 以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

- 注) 目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。
- ※1 本例では概ね1km以内としているが、住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また、住民等に対して日常から水の備蓄等呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。
- ※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。
- ※3 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20  $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}/\text{日}$ とし、これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度の使用水量を見込む場合は30  $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}/\text{日}$ とした。20  $\frac{\text{リットル}}{\text{人}}/\text{日}$ とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等 水道以外で確保する。

出典：国土交通省水管理・国土保全局水道事業課「水道の耐震化計画等策定指針」

### ※参考資料

- ・応援受け入れマニュアルに記載すべき標準的項目とその内容（公益社団法人 日本水道協会）
- ・災害時相互応援協定策定マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局水道事業課）

### 2.3 受援対応（PⅡ-44～50 参照）

被災水道事業者のみでの応急復旧、応急給水が困難な場合、他の水道事業者及び日本水道協会と交わした災害時相互応援に関する協定に基づき、他都市等に対し応援要請を行う。

円滑な応援ができるよう、応援を受け入れる際に、他事業者へ説明すべき事項をとりまとめた資料等（Ⅲ．災害時受援マニュアル（応援事業者用）（例）参照）を用いて、応援事業者に対し、災害時の組織・体制、活動内容、水道システムや使用資機材等を共有する。

## Ⅱ. 地震対策マニュアル(例)

### 地震対策マニュアル(例)の特徴

①「Ⅰ.地震対策マニュアルの基本的な考え方」を踏まえ、中小規模の水道事業者が策定する地震対策マニュアルの標準的な内容を、例として整理した。マニュアル作成時の助けとなるよう実践的な内容とし、これを表や図を用いて容易に理解できるようにした。

②震災時に実施する業務全体を一覧できるように、業務項目を整理した『業務概要表』を作成した。(表 2-1 (PⅡ-12)参照)

③震災時に、誰が、いつ、何を、どのように行うかを明確にするために、担当毎に実施する業務項目を抽出し、それらの実施時期、具体的な業務内容、実施上の留意事項等を示した『業務内容表』を作成した。

初動体制の確立(全職員) : PⅡ-35~38 参照

水道給水対策本部長等 : PⅡ-52~53 参照

総務班 : PⅡ-54~66 参照

応急給水班 : PⅡ-67~76 参照

施設復旧班 : PⅡ-77~87 参照

管路復旧班 : PⅡ-88~101 参照

これにより、担当部分の数頁を確認するだけで、業務内容を把握できるようになっている。

なお、本マニュアル(例)は震災時に対応すべき事項を網羅しているため、各事業者では、規模・特性を考慮して必要に応じてこれらの取捨選択等を行い、マニュアルを利用し易いものにする。

④本マニュアル(例)の朱書き部は、マニュアルを検討する際の留意点を示しているため、最終的に策定される地震対策マニュアルからは削除する。

## Ⅱ. 地震対策マニュアル(例)

地震対策マニュアル(例)は、以下に示すモデル事業者を想定して作成したものである。

表 モデル水道事業者の概要

項目	内容
行政区域内人口	5万人
水道事業者(水道課)の組織	庶務・経理係、工務係、浄水係、営業係の4係により構成。 平常時は、浄水係は浄水場、その他の係は市役所内水道課に勤務するものとする。
水道課職員数	22人(課長を含む)

# 1. 総論

## 1. 総論

### 1.1 目的

〇〇市内において震度〇以上の地震が発生した場合、〇〇市地域防災計画に基づき、〇〇市水道課は〇〇市災害対策本部の水道給水対策本部として、必要な応急対策を実施することが求められる。

本マニュアルは、〇〇市水道課が震災時に通常給水の早期の回復と計画的な応急給水の実施などの応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制を作り、震災対応を適切に行うことを目的とするものである。

なお、本マニュアルは、〇〇市地域防災計画および〇〇県地域防災計画の改定、また組織体制の変更等にあわせて、適宜見直す。

### 1.2 用語の定義

本マニュアルで使用している用語の定義を表 1-1 に示す。

表 1-1 用語の定義

区分	用語	定義
対策本部	市災害対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市地域防災計画に基づいて設置される災害対応のための対策本部。
	水道給水対策本部	災害が発生あるいは発生のおそれがある場合、市災害対策本部の組織下で応急給水、水道施設の応急復旧を目的として水道課等に設置される対策本部。
水道事業者	被災事業者	地震により水道施設に被害を受けた水道事業者。
	応援事業者	被災事業者に対して応急給水や応急復旧の応援を行う水道事業者。
地震対策	事前対策	地震発生時の応急対策(ソフト対策)のための事前準備対策および水道施設の耐震化(ハード対策)等の地震発生に備えた対策。
	事後対策	地震発生後、初動体制、応急体制を確立して行う応急給水や応急復旧等の対策。
	初動体制	地震発生後、動員・配備した職員等により、震災初期の活動(情報収集・連絡、被害調査、緊急措置、応急給水等)を行う組織体制。
	応急体制	応援事業者等を配備し、応急給水、応急復旧等を本格的に実施することができる組織体制。
	応急給水	震災により断水が発生した場合、緊急の水需要に応ずるための臨時的給水。断水状況を把握した上で、応急給水計画を策定し、給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する。
応急復旧	通水回復に向けて実施する被災水道施設の修繕(復旧)。被害状況の把握、緊急措置、応急復旧計画の策定を行い、上流側の施設と幹線管路、優先管路等から順次、実施する。応急復旧の後、仮配管等の仮設施設の本格的復旧、地下漏水の調査・修理等の恒久復旧を実施する。	

### 1.3 地震対策マニュアルの構成

本マニュアルは、想定地震に基づき、水道システムの被害を想定し、地震対策の基本条件を整理した「1. 総論」と、被害を未然防止・軽減するための「2. 事前対策」、及び被害が発生した後に対応する「3. 事後対策」から構成されている。

#### 1. 総論

- 1.1 目的      1.2 用語の定義      1.3 地震対策マニュアルの構成
- 1.4 想定地震    1.5 被害想定と応援依頼等

#### 2. 事前対策

- 2.1 水道施設の強靱化    2.2 応急対策組織と業務    2.3 応急対策資料の準備
- 2.4 関係機関との連携と受援体制    2.5 教育・訓練等    2.6 広報

#### 3. 事後対策

- 3.1 初動体制の確立    3.2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧
- 3.3 受援対応

### 1.4 想定地震

想定地震は〇〇市地域防災計画に基づき、表 1-2 に示す□□地震、△△地震とする。

想定地震の中で本市に最も大きな影響を与える地震は□□地震であり、同地震によるマグニチュードは7.8、市内における震度は6弱～7である。

表 1-2 想定地震（例）

想定地震名	□□地震	△△地震
断層の位置	**県□□地域	**県△△地域
震源の深さ	約 10km	約 30km
地震の規模 (マグニチュード(M))	7.8	6.9
本市における震度	震度 6 弱～7	震度 5 強～6 弱
備考	1920 年(大正 9)に発生。 M=7.8	

## 1.5 被害想定と応援依頼等

各想定地震に対して、水道施設の被害を想定し、応援依頼業務を整理したものを表 1-4 に示す。

□□地震では、配水管の推定被害箇所数は○○○箇所となり、給水区域全域が断水すると想定され、被害が最も大きくなる。このような被害に対し、(表 1-3 に示す 応急活動の目標達成時期を参考に) 応急復旧・応急給水の目標を設定して、これを確保するための応急対策の実施体制を求めると、給水車両は最大○○台/日※1、応急復旧人員は最大○○人/日が必要である。

したがって、○○市水道課のみでは対応が困難であるため、表 1-4 に示す各業務については、行政部局や応援事業者※2、民間事業者※3 の協力を得て実施することとする。被災時のリソース不足を鑑み、「上下水道耐震化計画」で位置づけた急所施設や重要施設等を参考に、上下水道双方の連携を強化し、一体的な調査及び復旧の優先箇所・優先ルートを予め整理しておく※4。

表 1-3 目標達成の時期と応急活動の例

発災後 24 時間以内	避難所、医療施設等への水の供給に全力を挙げる。
発災後 72 時間以内	水道施設の復旧に着手する。
発災後 1 週間以内	応急復旧した水道施設による生活用水の供給を順次開始する。

### ※1 必要な給水車両台数の算出式 (例)

$$\text{(給水車両台数)} = \text{(被災人口} \times \text{1 人 1 日あたり給水量 3L)} / \text{(給水車両容量} \times \text{1 日の給水回数)}$$

※2 被災した上下水道事業者は、上下水道一体の復旧に向けて、一気通貫した早期復旧を図る支援体制を確保すべく受援体制を構築する必要がある。

「上下水道耐震化計画」とは、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画である。

※3 災害時には、被災した水道事業者のみでの応急対応には限界があり、被害の規模に応じて他の水道事業者等からの応援を受けることを想定した体制整備が重要である。

応援活動を迅速かつ効果的に実施するためには、平常時から応援依頼や受入に関する体制を整え、必要な情報を整理しておくことが求められる。

特に、応援隊が現地で速やかに活動を開始できるよう、受入環境 (応援事業

者に提供する資料や作業スペース等)を事前に整備しておくことが重要である。

※4 対応が困難な業務は民間事業者にも協力を得ることを想定し、事前に協定締結等を行う方法も有効である。協定作成例は「災害時相互応援協定策定マニュアル(国土交通省)」を参照されたい。

表 1-4 想定地震による水道施設の想定被害と応援依頼業務(例)

想定地震	水道施設の想定被害等	応急復旧・応急給水目標	応急対策実施体制	応援依頼業務	実施主体		
					当事業者	共同	(幹事) 応援事業者
□□地震 (市内最大震度7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場等の主要施設は全面的な被害</li> <li>・配水管被害箇所数：〇〇箇所</li> <li>・給水管被害箇所数：〇〇〇箇所</li> <li>・断水範囲：給水区域全域</li> <li>・断水人口：〇〇〇人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧目標期間：2週間</li> <li>・応急給水目標                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災～3日：3L/人・日程度 (応急給水用貯水施設(耐震性貯水槽)や給水車両等による)</li> <li>・7日：20L/人・日程度 (配水本管付近の仮設給水栓等による)</li> <li>・14日：被災前給水量 (仮設給水栓や共用栓による)</li> </ul> </li> </ul>	給水車両(最大)： 〇〇台/日  応急給水人員(最大)： 〇〇班/日・〇〇人/日  応急復旧人員(最大)： 〇〇班/日・〇〇人/日	応急給水計画の策定		○	
				応急給水の実施		○	
				応急復旧計画の策定		○	
				漏水調査の実施			○
				応急復旧工事の実施		○	
				—	—	—	—
△△地震 (※参考) (市内最大震度5強)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場等の主要施設は水供給に影響を及ぼす被害はなし</li> <li>・配水管被害箇所数：〇箇所</li> <li>・給水管被害箇所数：〇〇箇所</li> <li>・断水範囲：〇〇給水区域の一部が断水</li> <li>・断水人口：〇〇〇人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧目標期間：1週間</li> <li>・応急給水目標 上記に準じ(期間を除く)、断水状況に応じて対応。</li> </ul>	給水車両(最大)： 〇台/日  応急給水人員(最大)： 〇班/日・〇人/日  応急復旧人員(最大)： 〇班/日・〇人/日	応急給水計画の策定	○		
				応急給水の実施		○	
				応急復旧計画の策定	○		
				漏水調査の実施			○
				応急復旧工事の実施	○		

## 2. 事前对策

## 2. 事前対策

本章では、災害発生前の事前対策として、施設強靱化の考え方や、速やかな応急給水・応急復旧を行うためにあらかじめ確認・整理すべき事項として、応急対策組織と業務、応急対策資料、関係機関との連携と受援体制、並びに教育・訓練について記載する。

### 2.1 水道施設の強靱化

水道施設の強靱化は別途定めている上下水道耐震化計画を基本として進める。

※水道施設の強靱化にあたっては、個々の施設の耐震化を進めるだけでなく、水道全体をシステムとして捉え、複数の水源間の相互融通や幹線管路の相互連絡、配水管路のループ化、ブロック化などにより、安定給水を確保するための多面的な補完を行い、全体の相互作用によって地震被害を軽減する方策を積み重ねることが重要。

### 2.2 応急対策組織と業務

震災時の応急対策は、水道給水対策本部を設置し組織的に進める必要があるため、本項では、組織体制、役割分担を定める。

震災時の応急対策業務は、初動体制の確立、応急体制の確立、応急給水、応急復旧、受援体制の確立に大別される。表 2-1 (P II-12 参照) に応急対策業務 (業務概要表) を示す。

上下水道一体で早期復旧が図れるよう、平常時から、〇〇市下水道課と連携し、上下水道一体での調整、連携体制を構築しておく。※<sub>1</sub>

また、平常時より、上下水道一体で取り組むべきことを決めておくことが重要であり、災害発生時における応急給水状況や上下水道の応急復旧状況の情報共有方法、上下水道で双方の地震対策マニュアル及びBCPの内容、災害時支援要請の枠組み(図 2-3、P II-26 参照) 等を確認・共有する。※<sub>2</sub>

※<sub>1</sub> 被災住民が早期に水を利用できる状態にするため、「急所」となる施設、重要施設を含め、効率的・効果的に復旧する必要がある。平常時より、上下水道一体で取り組むことが有効であるものについて、上下水道で認識を合せることが重要である。

※<sub>2</sub> 令和6年能登半島地震での上下水道一体での調全体制や断水解消優先の応急復旧が早期復旧に一定の効果があったことに鑑み、平常時からの綿密な連携と調整、意思決定を図り、以下の①～③を含め、上下水道一体での早期復旧が図られる体制、また水道の給水から下水道の流下機能を効率的かつ迅速に復旧させる方針を地震対策マニュアルに反映することが有効である。

①上下水道一体の復旧を前提とした必要情報や復旧方針の整理

- ②有効な支援に向けた上下水道一体での作業環境・作業体制の整備
- ③上下水道一体での訓練の実施と上下水道BCPの作成・改善

表 2-1 応急対策業務（業務概要表）（案）

業務区分	業務項目	実施主体			主な実施担当（当事業者）							
		当事業者	共同	(幹事) 応援事業者	対策本部長	水道技術管理者	総務班	応急給水班	施設復旧班	管路復旧班		
初動体制の確立	0. 初動体制の確立等	1 職員の動員と配備	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		2 職員参集時における被害状況把握	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		3 庁舎の点検と水道給水対策本部(給水本部)の設営	◎					◎				
応急体制の確立	1. 指揮・命令、総合調整	指揮・命令	11 水道給水対策本部の活動の統括・指揮・命令[対策本部長、水道技術管理者]	◎			◎	◎				
			12 班の活動の統括・指揮・命令[班長]	◎					◎	◎	◎	◎
			13 担当の活動の統括[担当責任者]	◎					◎	◎	◎	◎
	会議等	14 水道給水対策本部会議(本部会議)[対策本部長、水道技術管理者、班長]	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		15 班会議[各班の構成員全員]	◎					◎	◎	◎	◎	
		16 他班との連絡調整[担当責任者]	◎					◎	◎	◎	◎	
	2. 情報連絡・市民対応	情報連絡等	21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係)	◎					◎			
			22 通信機器の確保	○	○					○		
			23 緊急輸送車両確認証明書の確保	○	○						○	
			24 地震災害関係情報(道路被害・復旧状況等)の確認	○	○						○	
			25 水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認	◎						◎		
	26 国土交通省、都道府県等への状況報告	◎						◎				
	市民対応	27 広報	○	○					○			
		28 苦情対応等	○	○					○			
3. 他事業者への応援要請	31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの)	◎						◎	◎			
	32 応急復旧の応援要請と配備(応援事業者に対するもの)	◎						◎		◎		
4. 物資等確保・用務	物資等の確保	41 宿舎・駐車場の確保と管理	○	○					○			
		42 給油所、車両整備所の確保	○	○					○			
		43 物資等の確保(食料、医薬品、救援物資等)	○	○					○			
		44 物品購入	○	○					○			
	用務等	45 応援者・職員に対する用務(依頼受付と処理)	○	○					○			
46 交通事故の処理	○	○						○				
47 特命事項の実施	○	○						○				
受援体制の確立	※災害時受援マニュアル(応援事業者用)を参照											
応急給水	5. 応急給水計画の策定等	51 資料等の準備(応急給水関係)	◎							◎		
	52 応急給水計画の策定(拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水)	○		○						○		
6. 応急給水の実施	61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)	○		○						○		
応急復旧(施設・管路)	7. 被害状況の把握と緊急措置	71 資料等の準備(応急復旧関係)	◎								◎	
		72 水道施設の被害状況・断水状況調査(緊急措置、配水調整を含む)	○		○						○	
		73 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認	○		○						○	
	8. 応急復旧計画の策定等	81 応急復旧計画の策定	○		○						○	
		82 施設復旧業者への応援要請と配備	○		○						○	
		83 管路復旧業者への応援要請と配備	○		○						○	
		84 応急復旧資材の確保	○		○						○	
		85 資材基地、残土置場の確保	○	○							○	
	9. 応急復旧の実施(漏水調査を含む)	91 漏水調査の実施	○		○						○	
92 応急復旧工事の実施(応急復旧状況調査、仮設給水栓設置状況調査を含む)		○		○						○		
93 水質検査の実施		○		○						○		

注)◎：当事業者で対応すべき業務項目(背景色：水色)、○：当事業者で対応可能であれば実施し、必要に応じて行政部局や(幹事)応援事業者等に依頼・連携可能な業務項目

### 2.2.1 初動体制の確立（職員の動員と配備等）※1、2、3

震災時の職員の非常配備基準を表 3-1（P II-35 参照）に、非常配備体制を表 3-2（P II-36 参照）に示す。

また、表 3-3（P II-37 参照）、表 3-4（P II-38 参照）に震災時の初動体制を確立するための職員の行動等（例）をまとめている。

なお、勤務時間外に震度〇以上の地震が発生した場合は、職員は身の回りの安全を確保して、定められた場所に自主参集することを基本とする。

※1 地域防災計画との整合を図り、非常配備基準・体制、参集方法、留意事項などをあらかじめ整理しておく。

#### ※2 官民連携に関する対応

官民連携により運転管理や維持管理を担う民間事業者については、平常時から震災時の対応範囲や役割分担を明確にし、マニュアルに明記しておく。

#### ※3 広域連携に関する対応

広域連携により、経営の広域化後は組織内で拠点間の応援体制の構築等が可能となり、少人数での対応が困難な災害・事故が発生した場合において、迅速かつ的確に対応が期待される。したがって、広域化した事業者においては、拠点間の応援体制について、平常時から整理し、マニュアルに明記しておく。

### 2.2.2 応急体制の確立（応急給水と応急復旧）

#### 1）水道給水対策本部

震災時には図 2-1（P II-19 参照）に示す水道給水対策本部長、水道技術管理者及び応急対策班（総務班、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班）で構成する水道給水対策本部を設置する。

#### 2）水道給水対策本部会議

水道給水対策本部の中に、水道給水対策本部長、水道技術管理者、総務班長、応急給水班長、施設復旧班長及び、管路復旧班長で構成する水道給水対策本部会議を設ける。

水道給水対策本部会議の主な決定事項等は次のとおりとする。

- ①水道施設等の被害状況を把握し、想定地震の被害との比較を行い、応急復旧・応急給水の範囲、規模、目標等
- ②他の水道事業者等への応急給水・応急復旧に関する応援要請の方針
- ③その他、事後対策に必要な事項

### 3) 水道給水対策本部長等 (P II-52~53 参照)

- ・水道給水対策本部長・・・水道給水対策本部の運営管理全般の統括を行う。
- ・水道技術管理者・・・・・・水道給水対策本部の技術面の運営管理の統括を行う。

### 4) 各応急対策班の担当業務 (P II-54~101 参照)

応急対策班（総務班、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班）の基本的な業務内容と役割は以下のとおりである。

応急対策班は班活動の指揮・命令を行う班長とその補佐・代理を行う副班長により統括する。

それらの統括の下、役割に応じて担当および現場作業を行うチームを置く。各担当には担当責任者を置き、業務を統括する。

#### (1) 総務班 (P II-54~66 参照)

総務班は関係機関等との情報連絡、情報収集体制の構築、市民対応、応援事業者等への応援要請、必要な物資等の確保を行う。

情報収集体制の構築には、上下水道利用者からの情報収集手段と組織体制の構築（上下水道一体でのコールセンター設置等）を含めて対応する。

(情報連絡、情報収集)

- ・地震災害関係情報の確認（道路被害・復旧状況等）
- ・水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認
- ・国土交通省<sup>※1</sup>、都道府県等への状況報告（原則書面による連絡（緊急時は口頭可、後日書面作成））
- ・広報、苦情対応等（ホームページや SNS への掲載、地域コミュニティの活用）

○広報すべき情報項目 (P II-31 参照)

- ・応急給水状況（給水場所・時間等）
- ・水道施設の被害状況・復旧状況、断水区域・状況、断水解消の見通し
- ・水質検査中、濁水等のため飲用を制限しての配水等
- ・節水要請（漏水等により、水量が不足して断水する恐れがある場合）
- ・防災担当部局と連携した広報

#### ※1 国土交通省への報告

被害が確認された場合は、都道府県経由で以下の報告を速やかに行う。

被害情報提供：国土交通省水道事業課への被害情報の提供<sup>※2</sup>

災害報告： 国土交通省防災課への公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

## (負担法)に基づく災害報告

※2 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（令和7年6月30日付国水水第110号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001744328.pdf>

(応援要請、物資等確保)

- ・通信機器、緊急輸送車両確認証明書の確保
- ・応援事業者に対する応急給水・応急復旧の応援要請と配備
- ・応援活動期間の目安、応急給水班との連携を踏まえた応援要請の適正な規模の検討
- ・宿舎・駐車場、給油所、車両整備所の確保

※災害復旧支援者の宿泊場所や作業拠点を確保するため、浄水場や下水処理場などを防災拠点化して活用することを検討する。また、被害状況のとりまとめや復旧計画の立案等を行うため、可能な限り上下水道の応援事業者が同一の場所で作業可能な拠点を確保しておくことが望ましい。

- ・物資等（食料、医薬品、救援物資、浄水用薬品等）とその備蓄スペース確保
- ・応援者・職員に対する用務（依頼受付と処理）

※その他、各事業者の特性や特徴に合わせて、応援車両のスタッドレスタイヤやチェーン、簡易ウエルポンプ等の必要な物資や支持材の情報提供、応援水道事業者の給水袋・仮設水槽等の持参の要否などを検討し、記載する。

### (2) 応急給水班(PⅡ-67～76 参照)

応急給水班は断水状況等を把握して、応急給水計画を策定し、給水車両等を用いて応急給水を行う。

### (3) 施設復旧班(PⅡ-77～87 参照)

施設復旧班は浄水施設等について、被害状況の把握と緊急措置を行い、上下水道一体で早期に機能確保するため、重要施設や急所施設等を上下水道一体で復旧するなど、被災状況に応じた復旧方針や優先復旧箇所(表 2-2 参照)を整理したうえで、応急復旧計画を策定し応急復旧を行う。

被災後の災害査定においては、被災前後を比較し被災範囲を証明する必要があるため、日常的な点検に併せて、平常時の施設状況を説明することが出来る点検状況等の資料(巡視報告、出水期前点検、過去の災害後の点検報告、住民からの通報、

写真等)を可能な限り整理しておく。

#### (4) 管路復旧班(PⅡ-88~101参照)

管路復旧班は管路について、被害状況の把握と緊急措置を行い、上下水道一体で早期に機能確保するため、重要施設や急所施設等に接続される管路を上下水道一体で復旧するなど、被災状況に応じた復旧方針や優先復旧箇所(表2-2参照)を整理したうえで、応急復旧計画を策定し応急復旧を行う。

※台帳のデジタル・クラウド化の推進、遠隔監視やスマートメータ、ドローンなど積極的にDXを推進することにより、施設、管路の被害状況の早期把握や調査の効率化を図ることが重要である。

表 2-2 上下水道の被災状況に応じた上下一体での復旧方針(例)

被災パターン	復旧方針(例)	調整事項(例)
上水道：× 下水道：○	下水道の排水機能は確保できているため、水道の給水機能確保に向けた対応を速やかに行う。	・水道復旧工事の時期及び復旧スケジュールの確認・調整
上水道：○ 下水道：×	水道の給水機能は確保できており、排水機能確保のための下水道の復旧に向けた対応(応急復旧含む)を速やかに行う。	・暫定機能確保のための仮排水ポンプ、仮排水管の手配 ・下水道が使用できるまでの水道の使用制限の依頼 ・上記による対応困難な場合の緊急放流の判断及び放流先に関する調査 ・避難所等のトイレ対策に関する調整(マンホールトイレ設置等)
上水道：× 下水道：×	水道の優先復旧箇所に合わせて下水道を復旧し、上下水道一体の機能回復に向けた対応(応急復旧含む)を行う。	・水道の優先復旧箇所の確認・調整 ・水道の復旧スケジュールに合わせた下水道の応急復旧スケジュールの確認・調整

※被災パターン ○：被災無し、×：被災

#### 5) 情報連絡体制等

震災時の指揮命令や情報収集・広報等の情報連絡体制及び連絡方法を「4.2 情報

連絡系統図」(PⅡ-102～104 参照)に示す。

### 2.2.3 受援体制の確立

〇〇市水道課のみでの応急復旧、応急給水が困難である場合、他の水道事業者及び日本水道協会と交わした災害時相互応援に関する協定に基づき、他都市等に対し応援要請を行う。

事前対策として、円滑な受援活動を行うため、〇〇市の水道事業概要、受入体制、受入時の手続き等を取りまとめた、災害時受援マニュアル(応援事業者用)を策定している。※1, 2, 3, 4

※1 災害発生時には、被災した水道事業者のみでの応急対応には限界があり、被害の規模に応じて他の水道事業者等からの応援を受けることを想定した体制整備が重要である。事前対策としては、円滑な受援活動を行うため、応援要請、応急給水、応急復旧に関する体制をあらかじめ整理しておくこと。

※2 応援要請においては、被害状況の把握手順、応援要請を行う担当者や連絡方法、応援要請先の窓口等を平常時から確認し、地震対策マニュアルに明記しておくこと。

宿泊場所は自事業者内で事前に把握・整理しておくこととし、被災により使用できない場合に備え、可能な限り周辺の水道事業者等との連携により、周辺地域に所在する代替となる宿泊場所を把握・整理することが望ましい。駐車場や食料等についても、被災水道事業者と応援水道事業者等のいずれが準備を担うかを関係部局と事前に調整して整理しておく。

※3 応急給水及び応急復旧においては、応援水道事業者等が迅速に活動を開始できるように、情報伝達体制や指揮系統等、応援活動に必要な情報や資機材の整理・提供方法を平常時から確認しておくことが重要である。

※4 国は、上下水道一体で全体調整を行い、関係機関と連携し、地震の規模に応じたプッシュ型での支援や TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)による支援を含め、復旧支援体制を構築する。

国によるプッシュ型支援や TEC-FORCE 等の専門的支援、上下水道一体での国による全体調整の仕組みについては、以下の参考資料①～③を参照し、平常時から把握に努め、円滑に支援が受けられるよう準備することが重要である。

また、大規模災害発生時における応援活動の円滑実施に向けて、国、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」を参考とし、平常時から、日本水道協会

の枠組み等による支援体制を確認しておくことが重要である。

特に、日本水道協会の枠組みにおける支援については、被災状況の初動調査を行う先遣調査隊（日水協都道府県支部長等）との連携体制を整理するとともに、現地調整隊（応援水道事業者等との活動調整を行う隊）、広域調整隊（複数地域にまたがる支援を調整する隊）、幹事応援水道事業者及び総括幹事応援水道事業者（応援活動を統括・調整する役割を担う事業者）等について、それぞれの役割を把握しておくことが重要である。

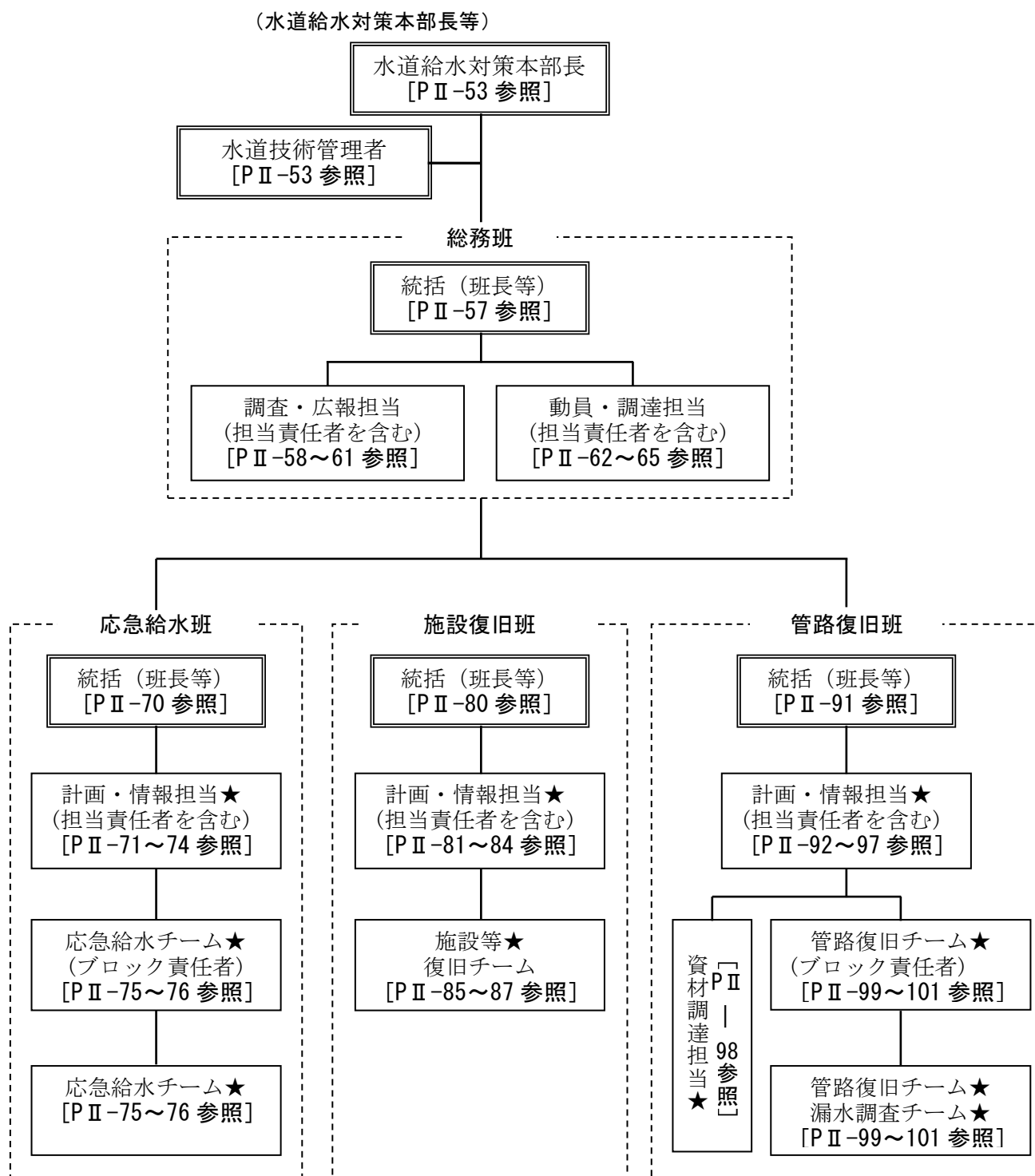
さらに、応援水道事業者等と連絡を取り合う窓口を事前に明確にするとともに、応援事業者等が速やかに現地で活動できるよう、受援体制の実効性を高めおくことが求められる。なお、先遣調査隊や現地調整隊は、震度6強以上の大規模災害時に日本水道協会等から、水道事業者の要請を待たずに派遣されることを想定しておく（震度6弱以下の地震又はその他の災害等においては、被災水道事業者との協議の上、被災都道府県支部長等が判断）。

(PⅢ-20～21「2.2 応急対策資料の準備」参照)

参考資料①：防災基本計画（3）国による物資の調達、供給（令和7年7月、中央防災会議）

参考資料②：令和6年能登半島地震における物資調達・輸送の状況（令和6年5月、内閣府（防災担当））

参考資料③：災害時における国土交通省による水道事業者等への応援ルール（情報連絡体制・応援活動等）について（暫定版）（令和6年8月、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課、国土交通省水管理・国土保全局防災課）



: 水道給水対策本部会議委員  
 ★ : 応援事業者あるいは共同で実施する。

図 2-1 水道給水対策本部の組織

### 2.3 応急対策資料の準備

震災時の初動体制、応急体制の確立、応急給水・応急復旧の活動を迅速・的確に行うための応急対策資料は表 2-3 のとおりとし、これらを毎年1回程度更新する。

これらの資料は応援事業者に速やかに提供出来るようとりまとめ、水道課(市役所)と浄水場、ポンプ場、〇〇市下水道課に同一資料を分散して保管する。\*

停電等を考慮し、応急対策資料はデータだけではなく紙媒体でも保管する(下表\*5を除く)。

※ 上下水道一体での災害対応のため、平常時より、上下水道で相互に地震対策マニュアル及び応急対策資料を共有し、内容を確認しておくことが重要。

表 2-3 応急対策資料

資 料	補 足 説 明	備 考	*1	*2	*3	*4	*5
非常配備体制表 (電話連絡網兼用)	非常配備基準毎に配備要員と電話連絡の流れを明記。	PⅡ-36 参照	○				
関係機関連絡先リスト	震災時に情報連絡や応援要請を行う関係機関を対象に、電話番号、FAX 番号、本市の担当窓口等を明記。	PⅡ-23 ~24 参 照	○				
指揮命令・連絡調整系統図	組織構成と情報連絡の流れを明記。	PⅡ-102 ~104 参 照	○				
重要施設等位置図 (給水拠点と給水対象施設)	上下水道耐震化計画に基づく重要施設、運搬給水基地、給水拠点、避難所、病院、福祉施設、水道課等の位置・アクセスルートを明記。*1		○	○			○
水道施設一般平面図	取水場、導水管、浄水場、送水管、配水池、配水本管、配水区域、これらのフロー(水の流れ)を明記。		○		○		
設備等点検等チェックリスト	地震時の設備等の点検項目と異常が生じた場合の緊急措置を明記。		○				
機器操作マニュアル	浄水場、ポンプ場の運転操作方法を明記。					○	
機械・電気計装設備完成図書	浄水場、ポンプ場の設備構成を明記。					○	
配管図	導水管、送水管、配水本管、重要施設に至る配水管、重要施設等も明記。						○

管路復旧工事参考資料	使用管種、配水管からの分岐方法、給水管の構成、道路復旧の方法等を明記。他事業者と仕様が異なる資機材は、使用方法等を示す。(例 制水弁の回転方向、バルブキーの形状、管材・継手の種類等)		○				○
応急給水マニュアル	応急給水体制の構築。範囲や給水方法の設定。必要な資機材の確保・手配方法等を明記。必要に応じ、応援事業者も含めた体制を考慮。		○	○			
応急復旧マニュアル	被害情報収集体制の構築、復旧方法の判定基準、復旧優先路線の設定、用地・資機材・人員の確保を明記。		○		○		○
災害時受援マニュアル(応援事業者用)	応援・受援に係る概要、組織と受援体制、応援事業者の合流時の留意点、費用負担、事業概要を明記。		○	○	○		
災害用井戸リスト	使用可能な災害用井戸・湧水等の位置等の登録情報が記載された災害用井戸リストを防災担当部局から入手。※2		○	○			
取水施設・浄水場の仮設計画	取水施設、浄水場が被災した場合を想定し、休止中の水源や表流水等を利用して、仮設の取水施設や可搬式浄水施設を設置・運用するために、設置予定場所、必要能力、搬入方法等を明記。※3		○		○	○	

注) \*1 地震対策マニュアルの資料として整理しておく

\*2 応急給水計画の立案や応援事業者等に対する応急給水場所等の提示に使用

\*3 応急復旧計画の立案に際し、ブロック(地区)の設定およびこれらの優先順位、作業分担の設定等に使用

\*4 浄水場、ポンプ場等の運転操作、応急復旧に使用

\*5 管路の復旧等に使用

※1 応急復旧については、浄水場等の急所施設や、避難所や病院等の重要施設につながる管路を優先的に復旧するよう事前に整理しておくこと。また、上下水道一体で取り組むことが有効であるものについて、上下水道で認識を合せることが重要である。

※2 災害用井戸・湧水等については、内閣官房水循環政策本部事務局「災害時地下水利用ガイドライン ～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」を参考に、防災担当部局と連携して取り組むこと。

※3 可搬式浄水装置の設置を検討する際、早急に貸与できる体制を構築するため、平常時からメーカー等と協定を締結しておくことが有効である。なお、公益財団法人水道技術研究センターのホームページに可搬式浄水装置一覧表が掲載されている。

## 2.4 関係機関との連携

震災時に、被害状況等を報告する国や都道府県の水道担当部署、日本水道協会および応援協定に基づく応急給水、応急復旧等の応援要請を行う水道事業者、地元業者等の関係機関との情報連絡体制を表 2-4、情報連絡の流れを図 2-2 に示す。これらの連携する関係機関の窓口及び連絡先は毎年確認する。

連携に必要な情報項目や通信手段等については、**コミュニケーションアプリ、地図アプリ**を活用する。**※1**

**※1** 実際に活用するコミュニケーションアプリ、地図アプリについては、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の記載されている事例等を参考に、事前に取り決め、マニュアルに明記しておく。

表 2-4 関係機関との情報連絡体制(例)

関係機関	電話番号	FAX 番号	本市担当					
			総務班		応急給水班	施設復旧班	管路復旧班	
			調査広報担当	動員調達担当	計画情報担当	計画情報担当	計画情報担当	
国	国土交通省水管理・国土保全局水道事業課*1	03-3595-2364	03-3503-7963	○				
	国土交通省〇〇地方整備局	***-***-****	***-***-****	○				○
	国土交通省 TEC-FORCE 地整 TEC-FORCE 地整市町村リエゾン ※被災状況に応じて派遣されるため発災後に連絡体制を構築			○				
	自衛隊（都道府県を通して連絡）*6			○				
県	〇〇県生活衛生部*1	***-***-****	***-***-****	○				
	〇〇県災害対策本部*1	***-***-****	***-***-****		○			
	〇〇県道路課	***-***-****	***-***-****		○			
	〇〇県警〇〇署（※緊急輸送車両確認証明書の確保を含む）*2	***-***-****	***-***-****		○			
市関係機関等	市災害対策本部	***-***-****	***-***-****		○			
	市消防局	***-***-****	***-***-****	○				
	市道路課	***-***-****	***-***-****	○				○
水道事業者	日本水道協会本部	03-3264-2496	03-3264-2237		○			
	日本水道協会〇〇地方支部	***-***-****	***-***-****		○			
	日本水道協会〇〇県支部	***-***-****	***-***-****		○			
	日本水道協会〇〇ブロック支部	***-***-****	***-***-****		○			
	〇〇市（応援協定締結都市）	***-***-****	***-***-****		○			
	〇〇水道用水供給事業	***-***-****	***-***-****				○	○
応急給水応援団体	自衛隊（都道府県を通して連絡）*3				○			
	〇〇県トラック協会〇〇支部*3	***-***-****	***-***-****		○			
	応急給水作業協力者（ボランティア等）*1	***-***-****	***-***-****		○			
施設等復旧応援団体	施設維持管理受託業者	***-***-****	***-***-****				○	
	機械設備業者	***-***-****	***-***-****				○	
	電気計装設備業者	***-***-****	***-***-****				○	
	水処理薬品業者	***-***-****	***-***-****				○	
	水質分析機器業者	***-***-****	***-***-****				○	
	〇〇市建設業協同組合	***-***-****	***-***-****				○	○
	可搬式浄水施設（メーカー）	***-***-****	***-***-****				○	
管路復旧応援団体	〇〇市管工事業協同組合	***-***-****	***-***-****					○
	漏水調査業者	***-***-****	***-***-****					○
	管材メーカー	***-***-****	***-***-****					○
物資等確保機関	通信機器提供機関*4	***-***-****	***-***-****		○			
	給油所、車両整備所*2	***-***-****	***-***-****		○			
	借地提供者（残土置場等） （※借用する場合）	***-***-****	***-***-****					○
	借地提供者（資材基地等） （※借用する場合）	***-***-****	***-***-****					○

	宿舎提供者 (※借用する場合)*2*5	***-***-***	***-***-***		○			
他のラ イフ ライン	○○電信電話(株)○○支店	***-***-***	***-***-***				○	○
	○○電力(株)○○営業所	***-***-***	***-***-***				○	○
	○○ガス(株)○○支店	***-***-***	***-***-***				○	○
重要 施設	避難所	***-***-***	***-***-***			○		
	病院等の医療機関	***-***-***	***-***-***			○		
	福祉施設・学校	***-***-***	***-***-***			○		

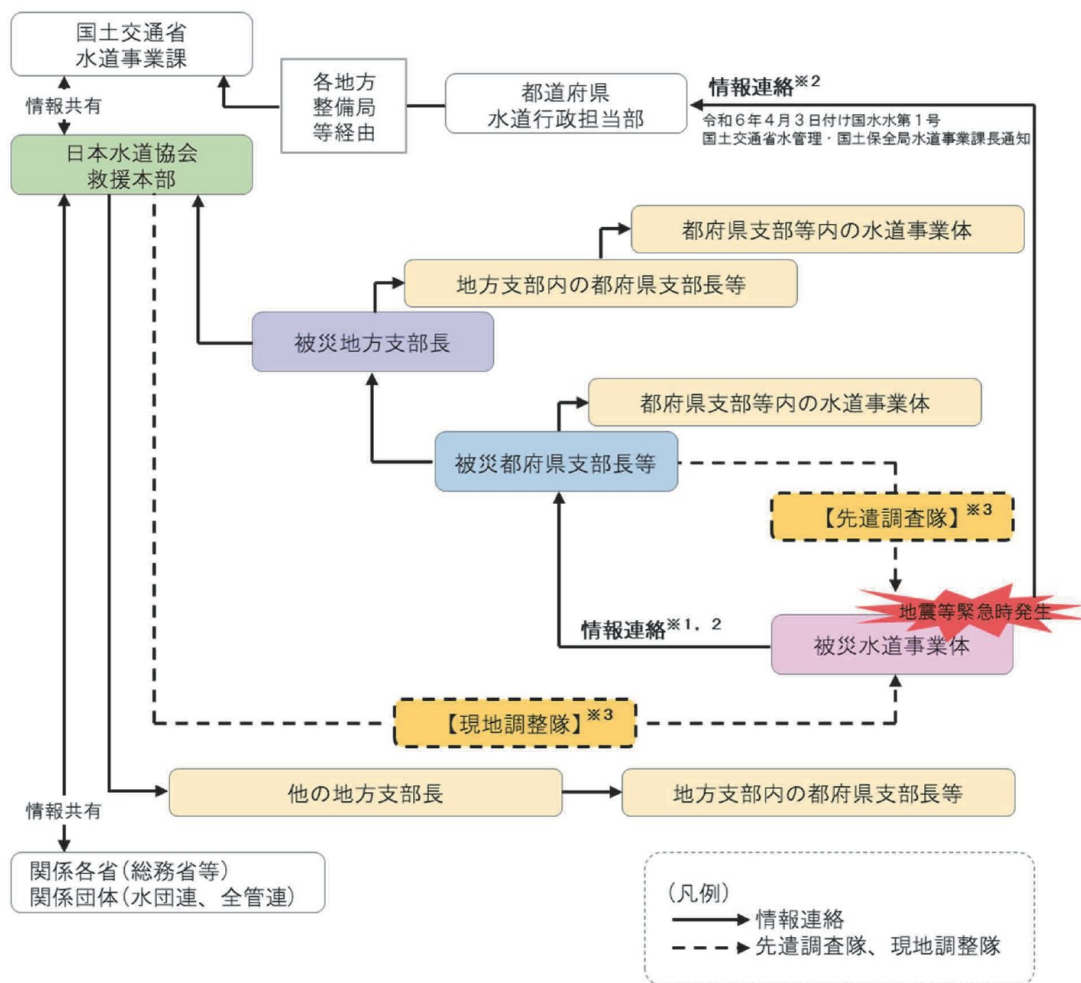
注) : \*1 被災状況等の報告を行う。

\*2 防災担当部局と調整。

\*3 給水車、受水槽を載せるトラックを借用する場合。

\*4 通信機器を借用する場合。

\*5 駐車場付が望ましい。\*6 道路啓開、物資輸送等を実施。



- ※1 地震等緊急時（「震度 5(弱)以上の地震」又は「その他の自然災害・事故等により大規模な断水が発生した場合」）において、被災水道事業者は、速やかに「水道施設被害の有無」及び「応援要請の有無」を被災都府県支部長等に連絡する。水道施設被害が無い場合又は応援要請が無い場合もその旨を連絡する。
- ※2 被災水道事業者は、「都道府県水道行政担当部⇒地方整備局等⇒国土交通省水道事業課への連絡ルート」と「日本水道協会の枠組みによる連絡ルート」いずれにも情報連絡を行う。前者は主に施設被害や断水、応急給水・復旧の対応状況を情報集約し、後者は主に相互応援の要否確認と早期応援体制の確立を目的として情報集約するものである（様式は同一のものを採用）。
- ※3 令和 7 年 3 月改訂版より、先遣調査隊及び現地調整隊の名称を変更（先遣調査隊⇔現地調整隊）

図 2-2 地震等緊急時における情報連絡の流れ

出典：日本水道協会（地震時緊急時対応の手引き 令和 7 年 3 月改訂）

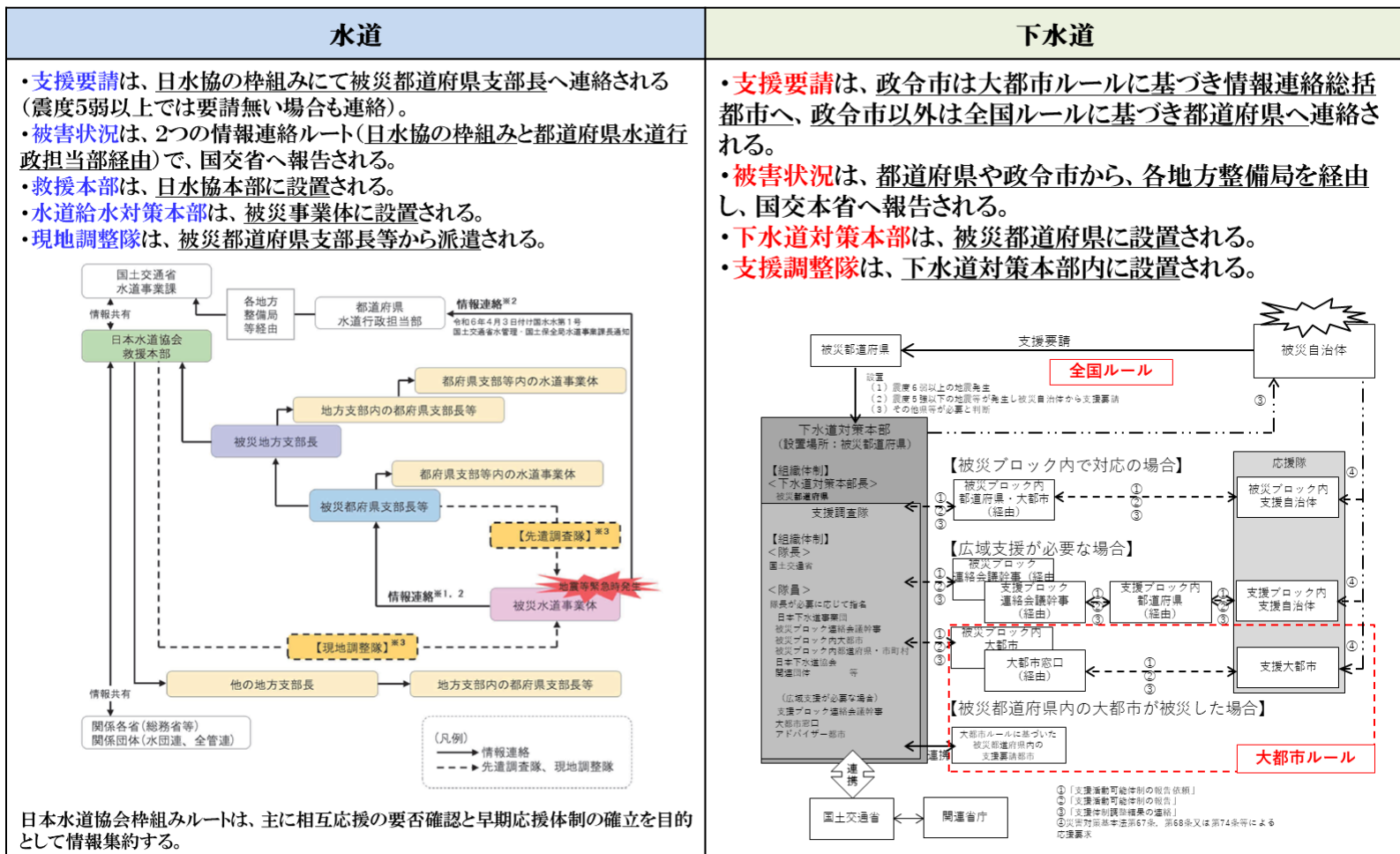


図 2-3 水道と下水道の災害時支援体制（支援要請ルート）

出典：国土交通省上下水道地震対策検討委員会資料を基に作成

## 2.5 教育・訓練等

### 2.5.1 教育

地震の基礎知識、地震被害想定、地域防災計画における〇〇市と上下水道事業の防災配備体制、各自の職務分担等について、地域防災計画や本マニュアル等を教材として、研修会、講習会を開催し、職員の震災時における判断力の養成、防災上の知識および技術の向上、災害対応の迅速化・効率化に向けたDX推進に資する新技術の実装を図る。

さらに、上下水道一体での危機管理体制を強化するため、上下水道の壁を取り払った人材育成を推進する。具体的には、災害時の初動対応や復旧において即時即決が可能な技術力・判断力・調整力を有する人材の育成・確保を目的に、訓練・維持改善計画を策定し、防災力や危機管理能力の強化を図る。

### 2.5.2 訓練等

震災に対する訓練は、動員・配備、情報連絡、水道施設の被害確認・緊急措置、応援要請・受入、応急給水や応急復旧の計画策定と実施等について、各項目を組み合わせて年〇回程度行うこととする。

また、日本水道協会の地方支部が開催する訓練に参加することや、防災担当部局や民間事業者等、関係主体とも連携した訓練を実施する。

上下水道の急所、病院・避難所等の重要施設の確認や震災に対する訓練を実施する際は、下水道事業者と共同で実施する等、日頃から、上下水道一体で取り組むべきことを決めておき、これらに基づいて上下水道一体での訓練を行う。※

#### 1) 動員訓練

##### (1) 職員の動員・配備と水道給水対策本部の設営

非常配備基準を設定し、以下に示す動員訓練を（PⅡ-35～38 参照）に基づいて実施する。

- ・ 職員の参集、配備
- ・ 参集時の被害状況把握
- ・ 庁舎の点検
- ・ 水道給水対策本部の設営

#### 2) 情報連絡訓練

定められた方法（通信機器、資料・様式等を含む）により、以下に示す情報連絡訓練を実施する。

##### (1) 指揮命令事項の伝達

「4.2.1 指揮命令系統図」（PⅡ-103 参照）に沿って情報連絡訓練を実施する。

## (2) 被害状況等の情報収集・整理と市民・報道機関等への広報

「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」、「業務内容表（総務班：業務項目 No. 25, 27、応急給水班：同 No. 52, 61-1、施設復旧班、管路復旧班：同 No. 81, 92-1）」に従って情報連絡訓練を実施する。

## (3) 各会議の実施

水道施設の被害状況を設定し、応急復旧・応急給水の範囲、規模、目標、計画、応援要請方針等の重要事項を決定する水道給水対策本部会議の訓練を実施する。併せて、班ごとに活動方針の指示、活動状況の報告および確認を行う班会議の訓練を実施する。

## 3) 水道施設の被害確認・緊急措置訓練

施設・設備および管路の被害箇所を設定した上で、被害確認および緊急措置の訓練を実施する。

### (1) 施設・設備等の被害確認、緊急措置

「業務内容表（施設等復旧チーム：業務項目 No. 72）」に従い、「設備等点検チェックリスト」を用いて実施する。

### (2) 管路の被害確認、緊急措置

「業務内容表（管路復旧チーム：業務項目 No. 72）」に従い、「配管図（**管路機能、河川横断部等の重要箇所を明記**）」を用いて実施する。

## 4) 応援要請、受入・配備訓練

### (1) 応急給水、応急復旧の応援要請と受入・配備

「業務内容表（総務班：業務項目 No. 31, 32、応急給水班：同 No. 31、施設復旧班、管路復旧班：同 No. 32）」に従って、関係機関を含めた応援要請および受入・配備訓練を実施する。また、他の水道事業者との連携についても確認する。

## 5) 応急給水訓練

### (1) 応急給水計画の策定

断水状況、道路被害状況等を設定して、「業務内容表（応急給水班：業務項目 No. 52）」に従って、復旧段階別に、応急給水量の算定、応急給水方法、必要な人員・車両等を含めた応急給水計画を策定する訓練を実施する。

### (2) 応急給水の実施

行政部局職員や住民も参加して応急給水の実施訓練を実施する。

## 6) 応急復旧訓練

### (1) 応急復旧計画の策定

施設や管路の被害状況を設定して、「業務内容表（施設復旧班、管路復旧班、：業務項目 No. 81）」に従って、目標復旧期間、応急復旧の方法、必要な人員・資機材、復旧工程等を含めた応急復旧計画を策定する訓練を実施する。

### (2) 応急復旧工事の実施

応急復旧工事の実施訓練を実施する。また住民に対してはメーターボックス内の止水栓の操作方法等に関する訓練も実施する。

### ※ 上下水道一体の訓練計画の例

No.	訓練内容・確認事項	目的（メリット）	組み合わせが有効な訓練計画
1	・ 下水道部局との連携確認	・ 必要な情報（報告内容）、報告方法、報告先の確認	情報伝達訓練
2	・ 上下水道一体の優先復旧箇所（重要施設・ルート）の現地確認	・ 優先復旧箇所における調査・応急復旧での留意点の把握	実地訓練
3	・ 水道管路の漏水調査・応急復旧 ・ 水道復旧後の下水道の溢水調査（協定先との連携含む）	・ 効率的な漏水調査・流下機能の確認作業・方法（手順）等の確認、実施時間及び留意点の把握 ・ 調査・復旧時間の短縮に向けた課題の抽出	実地訓練
4	・ 様々な場面を想定し、上下水道で連携された対応ができるかどうかの確認 <想定する場面例> ・ 下水管路調査班から、水道施設復旧班へ、緊急点検・調査の優先箇所を伝達する場合 ・ 下水道部局から、提供可能資機材の照会があった場合 ・ 下水道部局から、避難所等の重	・ 下水道と合わせた非常時対応計画の一連の流れの確認と課題の抽出 ・ 状況判断力の向上と判断基準等に関する課題の抽出	図上訓練（シナリオ提示・非提示）

	要施設の被災状況の照会があった場合		
--	-------------------	--	--

## 2.6 広報

震災時における混乱を防止するため、特に応急給水に関する情報については、平常時からあらゆる広報機会を通じて、住民への周知を行う。具体的には、住民が自ら水の備蓄や給水容器の準備、宅内配管の修繕といった災害対策を平常時から実施するよう啓発するとともに、災害時に断水が発生した際に水を受け取りに行く応急給水拠点の場所、災害発生時の情報伝達手段、断水解消の見通し、進捗状況などを周知する。

### 2.6.1 広報内容

平常時において住民に対し行う広報を以下に示す。

- ・ 平常時における家庭での飲用水の備蓄（1人1日当たり3L）
- ・ 応急給水の受水に必要な容器および容器を運ぶためのリュックサック・カート等の準備
- ・ 避難時の止水栓又は蛇口の閉栓確認
- ・ 災害時における給水拠点・仮設給水所(※)の場所
- ・ 災害時における応急給水方法及び実施方法
- ・ 応急給水拠点における注意事項
- ・ 水道事業者の災害対策への取組
- ・ 宅内配管の修繕を依頼する指定給水装置工事事業者の一覧（詳細は 2.6.3 を参照）

※広報において「給水拠点」、「仮設給水所」を用いる場合は、応急給水を行う場所であることが住民にわかるよう、必要に応じて説明を加えるなど配慮する。

### 2.6.2 広報媒体

各広報媒体の特性等を踏まえ、効果的な広報手段により実施する。

- ① 広報誌等
  - ・ 自治体及び水道事業者独自の広報紙の利用
  - ・ 印刷物の作成、配布（例：冊子、ポスター、ビラ等）
  - ・ 検針票の情報欄への掲載
- ② ホームページ
  - ・ ホームページへの災害関係情報の掲載

③ マスメディア

- ・ テレビ、ラジオ局への放映、放送依頼
- ・ 地域新聞、雑誌への記事掲載
- ・ 記者クラブへの情報提供

④ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

- ・ SNSによる災害関係情報の発信  
※AIを用いた SNS 等の誤情報への対応

⑤ 行事等での広報

- ・ 「水道週間」、「水の日」等公的な行事での広報
- ・ 住民参加型防災訓練の実施（断水体験・応急給水訓練等）
- ・ 災害対策用映像の作成、上映、貸出
- ・ 自治会組織の活用

### 2.6.3 宅内配管の修繕に関する住民への周知

#### 1) 給水装置工事事業者

宅内配管の修繕については、住民が給水装置工事事業者に修繕を依頼する必要があるため、平時より、指定給水装置工事事業者一覧を市 HP に公表し、発災後、住民に SNS 等を活用して周知する。また、被害が甚大な場合に工事事業者の確保が困難となることに備えて、他の水道事業者が指定した指定店の一覧を SNS 等を活用して住民へ周知を図る準備をする。※1、2

#### 2) 宅内配管の被害情報

住民が宅内配管の修繕の要否を判断し、円滑に工事事業者に依頼できるよう、住民からの問い合わせに対して、宅内配管の漏水に関する情報（漏水場所や漏水状況等）を提供できる体制を整える。このため、管路復旧班においては、配水管の復旧作業の進捗に支障が生じない範囲で宅内配管の被害情報を収集し、総務班においては、住民に提供する漏水情報を整理するものとする。

#### 【指定給水装置工事事業者一覧】

<https://〇〇>

※1 災害等において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難な場合、宅内配管の早期復旧と被災地での給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事

業者が指定した指定店による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の業者を確保することが必要となる。

このためには、必要に応じて供給規程等の改正※<sub>2</sub>を行うこと、事前に他の水道事業者が指定した指定店の情報を取りまとめておくことも重要である。

※2 災害その他非常の場合における給水装置工事の施行について（通知）

（令和7年4月22日付国水水第29号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001885583.pdf>

### 3. 事後対策

### 3. 事後対策

地震発生後、住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指し、被害状況等を踏まえ、応急復旧・応急給水に全力で取り組む。まずは「初動体制」を迅速に確立し、震災初期の活動を行う。

初期活動では、水道施設の被害状況を調査し、想定地震による想定被害と比較し、これらを基に応急対策の実施体制を計画する。その結果、当事業者等で対応できないことが判明した場合、他事業者等に応援を依頼して「応急体制」を速やかに整備し、応急給水および施設・管路等の応急復旧を計画的に実施する。

#### 3.1 初動体制の確立

震災時の非常配備基準を表 3-1 に、非常配備体制を表 3-2 に示す。表 3-1 に示すように、第 2・3 非常配備の場合、水道給水対策本部が自動的に設置される。

第 1～3 非常配備の場合、各職員は初動体制の確立に向け、表 3-3、表 3-4 の業務内容表に示す要領で職員の動員・配備、参集時の被害状況の把握、庁舎点検等を行う。

表 3-1 非常配備基準(例)

非常配備	配備基準	出動範囲	備考	本マニュアルの応急対策業務のうち、実施するもの
第 1 非常配備	震度 4 (被害なしを想定)	班長以上	被害があった場合、 第 2 非常配備に移行する。	被害状況等の把握、情報連絡等。(水道給水対策本部体制に準じて、これらの業務を実施)
第 2 非常配備 (水道給水対策本部設置)	震度 5 (弱・強) (部分的な被害を想定)	班長、担当責任者以上	被害が大きい場合、 第 3 非常配備に移行する。	被害状況等の把握、応急給水・応急復旧の実施、情報連絡等。
第 3 非常配備 (水道給水対策本部設置)	震度 6 弱以上 (甚大な被害を想定)	職員全員		応援要請を含め、全ての業務を実施。

表 3-2 非常配備体制(例)\*3

災害時の組織	平常時の組織	第1非常配備		
		第2非常配備		
		第3非常配備		
水道給水対策本部長	水道課長	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○水道課長 Tel ***-****                 </div> ↓		
水道技術管理者	水道技術管理者	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○水道技術管理者 Tel ***-****                 </div> ↓		
総務班	庶務・経理係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係長*1 Tel ***-****                 </div> ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員*2 Tel ***-****                 </div> →	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div>
応急給水班	営業係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係長*1 Tel ***-****                 </div> ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員*2 Tel ***-****                 </div> →	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div>
施設復旧班	浄水係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係長*1 Tel ***-****                 </div> ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員*2 Tel ***-****                 </div> →	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div>
管路復旧班	工務係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係長*1 Tel ***-****                 </div> ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員*2 Tel ***-****                 </div> →	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ○○係員 Tel ***-****                 </div>
職員数	6人			
	10人			
	22人			

注) \*1 班長 \*2 担当責任者

\*3 職員が不在の場合、あらかじめ定めておいた次位の職員を配備する。

表 3-3 初動体制の確立(全職員)

全職員				主な実施時期	業務項目 (太字：主要業務 ) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体			初期					復旧期
当事業者	共同	(幹事) 応援事業者						
○			□		<b>1) 職員の動員と配備</b> <b>(1) 職員の動員(参集)</b> (※勤務時間外に地震が発生した場合)	地震発生後、動員指令を受けた場合*1、あるいはテレビ、ラジオ等の地震情報により、災害対策本部の設置や市内における震度が確認された場合、また周囲の状況から非常配備体制をとる必要があると判断される場合、職員は以下の要領で参集する。  ① 地震発生後、職員は勤務場所(浄水係以外は市役所、浄水係は〇〇浄水場)に参集する。*2*3  ② 被災等により参集が困難な職員は、参集できないこと及び今後の参集の予定を各班の計画・情報担当(総務班は動員・調達担当)に報告する。*4  ③ 参集した職員は、参集したことを各班の計画・情報担当(総務班は動員・調達担当)に報告する。*4	*1 「表3-2 非常配備体制表(電話連絡網兼用)」を利用。 震災初期の段階では、固定電話、携帯電話は通じないことがあるので注意する。  *2 参集時の携行品等 ・職員証、運転免許証 ・手袋、懐中電灯、飲用水、食料等 ・携帯電話、ラジオ ・安全で動きやすい服装、靴 *3 交通機関が麻痺している状況においては、確実に移動できる交通手段(自転車、二輪自動車、徒歩)により参集する。 *4 職員やその家族の安否、家屋の被災状況等も報告する。	
					<b>(2) 職員の配備</b>	① 各職員の担当は、基本的にはあらかじめ定められたものとするが、各班長の指示に従う。		
○			□		<b>2) 職員参集時における被害状況把握</b>	① 参集した職員は、参集時に得た被害情報(管路の被害状況、断水状況、道路被害・渋滞の状況)を管路復旧班計画・情報担当に報告する。  ② 管路復旧班計画・情報担当は①の情報を整理し、総務班調査・広報担当に報告する。  ③ 総務班調査・広報担当は②の情報に、テレビ、ラジオなどによる情報を加え、全体の被害状況をまとめる。		
○			□		<b>3) 庁舎の点検と水道給水対策本部の設営</b>	① 総務班の職員が中心となって、庁舎の点検を行い、安全を確認した上で、水道給水対策本部の設営*1を行う。	*1 通信機器、放送機器、資料、情報掲示板等の整備を行う。	

表 3-4 初動体制の確立(水道給水対策本部長／水道技術管理者／各班の班長)

本部長／技術管理者／班長			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期		(太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期		
○			□		<p>以下の要領で水道給水対策本部の初動体制を確立する。</p> <p>① 職員の出勤状況を確認し、非常配備体制に基づき、各班の人員配置状況を確認する。</p> <p>② (1)の結果、各班の業務遂行に際し、職員に不足あるいは余裕が生じる場合は、本部会議において協議し、班毎の人員調整を行う。</p> <p>③ 各班長は、班の職員のうち、担当業務があらかじめ定められたものから変更される職員に対し、決定した担当業務を指示する。</p>	

### 3.2 応急体制の確立、応急給水、応急復旧

初動体制の確立後、水道施設の被害状況および断水状況を調査し、必要な緊急措置を行う。また、応急給水および応急復旧に応援が必要となる場合、他の水道事業者等への応援要請を行い、応援事業者等を配置して応急体制を確立する。

応急給水・応急復旧は、被害状況や断水状況に応じ、実施範囲や方法等を応急給水計画、応急復旧計画に定め、応援事業者等の協力を得ながら、計画的に進める。

#### 3.2.1 水道給水対策本部

本市において震度5弱以上の地震が発生した場合には、「水道給水対策本部」を設置し、会議・業務を実施し、応急給水・応急復旧を計画的に進める。(図 2-1、P II-19 参照)

#### 3.2.2 水道給水対策本部会議

初動体制が確立された段階や被害状況・断水状況等が確認できた段階、および応急復旧・応急給水を進める段階において、定期的あるいは臨時に水道給水対策本部会議を開催し、次の事項を決定する。

なお、構成メンバーが出席できない場合、代理の職員が出席する。

- ①震災による水道施設等の被害状況を把握するとともに、想定被害との比較を行い、応急復旧・応急給水の範囲・規模・目標等を設定
- ②他の水道事業者等への応急給水、応急復旧の応援要請の方針
- ③その他応急対策に必要な事項

応急復旧については、進捗に伴い、応急復旧計画を随時見直すとともに、適宜、応援水道事業者と応急復旧地域の調整を行う。

#### 3.2.3 水道給水対策本部長等 (P II-52~53 参照)

水道給水対策本部長および水道技術管理者は、水道給水対策本部全体の総括を行い、水道給水対策本部活動の指揮・命令や本部会議の開催等を実施する。

また、停電時には電気主任技術者を水道給水対策本部に配備し、電気設備の停電対応等の統括を行う。

※ 電気主任技術者を外部に委託している場合は、停電発生時に速やかに連絡し、水道給水対策本部へ参集させる。

#### 3.2.4 各応急対策班の担当業務

水道給水対策本部会議の方針決定に基づき、応急対策の諸業務を迅速・的確に実施する。

## 1) 総務班の業務 (P II-54~66 参照)

### (1) 応急体制の確立

組織的な応急体制を確立するため、他班との総合調整、情報連絡、情報収集体制の構築、市民対応、他事業者への応援要請、物資確保・用務等を迅速・的確に実施する。また、防災担当部局との連携体制を確立し、大規模震災により〇〇市災害対策本部が設置される場合には、必要に応じてリエゾンの派遣を検討する。

### (2) 広報の実施

市民への広報にあたっては、応急給水の状況・予定や断水状況、水道の復旧状況・見込みなど、市民に必要な情報を、随時情報を更新しつつ、きめ細かく具体的に発信する。(防災無線、掲示板・ちらし・ホームページ・SNS等、給水所、避難所等における広報文の掲載、報道機関による情報提供など)

特に、住民にとって「断水がいつまで続くのかわからないこと」が、大きな不安要因であることを踏まえ、断水解消の見通し(一定の条件を付すことも可)や復旧作業の進捗状況について、適時・的確な情報発信に努める。

## 2) 応急給水班の業務 (P II-67~76 参照)

### (1) 断水助教の調査と体制整備

震災による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模等を設定する。

### (2) 応急給水計画の作成・応急給水の実施

水道施設の稼働状況、配水池等における飲用水の確保状況、断水範囲、生活用水(災害用井戸・湧水等)の確保状況等を踏まえ、状況に応じたきめ細かい給水方法を選択して応急給水計画を作成し、これに基づき応急給水を実施する。

給水方法は、各戸への給水袋配布等の運搬給水、仮設水槽等を用いた拠点給水、消火栓からの仮設給水等、当該地区に適切な給水方式を採用して実施する。なお、仮設水槽の残留塩素濃度の保持等に留意する。また、仮設水槽の管理や水槽内水の水質管理については、平常時から整理し、責任範囲を明確にしておくこと。

(災害用井戸・湧水等の活用が考えられる場合は、) 防災担当部局と連携し、災害用井戸・湧水等による生活用水の確保状況も考慮して、給水優先順位を決定する。また、防災・医療福祉等関係部局と連携し、飲料水だけでなく、病院・福祉施設や生活用水のニーズを考慮する。

### (3) 他事業者、自衛隊、地方整備局等との連携

特に、病院等の重要施設への給水を含め被災直後に十分な応急給水量が得られるか不明確な場合にあっては、「3.3 受援対応」の通り、総務班を通して他事業者等

に対し応援要請を行うとともに、都道府県水道行政担当部局をとおして、都道府県防災担当部局（危機管理部局）から、各地方整備局が所有する散水車（給水機能付）や自衛隊による給水活動の派遣要請の必要性について相談する。各地方整備局が所有する散水車（給水機能付）や自衛隊、日本水道協会に応援要請を行った場合は、緊密な連携を図り、応急給水を実施する。

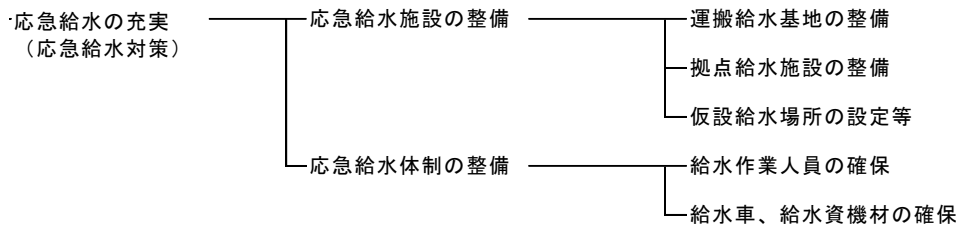


図 3-1 応急給水対策の分類

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

### 3) 施設復旧班の業務（PⅡ-77～87 参照）

#### (1) 応急復旧計画の作成・応急復旧の実施

想定地震による想定被害と発生地震の被害状況等を比較して、応急復旧体制、応援依頼の規模等を設定する。

応急復旧は、施設等の被害状況等を把握した上で、応急復旧方法（例：可搬式浄水施設を活用した代替水源の確保）等を応急復旧計画として定め、上流側の施設から順次実施する。

また、復旧資機材の調達に際し、在庫・備蓄切れや情報の錯綜が想定されることから、在庫・備蓄状況に関する情報（民間所有の在庫・備蓄を含む）については、適宜更新を行い応援水道事業者に共有すること。

#### (2) 運転管理の調整

被災状況によっては漏水量が増加する可能性があるため、浄水量・送水量の増量など、必要な運転管理を行う。

#### (3) 記録の整備

応急復旧は、後に実施する本復旧や災害査定申請に備え、様式 C 1, 3, 6 ※ を使用して、被害状況、復旧状況を写真収集も行いながら正確に記録しておく。

※ 様式は以下を参考に準備する。日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 20 応急復旧応援体制報告書、様式 22 応急復旧活動対応表、様式 26 黒板（撮影表示板）の作成（例）

#### 4) 管路復旧班の業務 (P II-88~101 参照)

##### (1) 管路被害の推定と体制整備

管路および給水装置は大部分が埋設されており、震災初期の段階で全体の被害を把握することは困難である。そのため、被害の実態が把握されるまでの間は、想定地震と発生地震の震度等を比較して、想定管路被害から実際の被害を推定して、応急復旧体制や応援依頼の規模等を設定する。

##### (2) 応急復旧計画の作成

被害状況を把握した上で、可能な限り短期間で計画的に復旧できるよう応急復旧計画を作成し、これに基づいて復旧作業を実施する。

被害情報を〇〇市下水道課と共有し、上下一体で応急復旧方法や復旧優先路線を設定し、幹線管路や病院、避難所等の重要施設につながる管路を優先して順次復旧作業を実施する計画を作成する。

また、早期に住民が水を利用できるようにするためには、水道・下水道の片方が未復旧の箇所を復旧して、水利用を回復することが有効であるためこれを考慮する。

進捗に伴い、応急復旧計画を随時見直すとともに、適宜、応援水道事業者と応急復旧地域の調整を行う。

##### (3) 応急復旧の実施

応急復旧計画に基づき、応急復旧を順次実施する。

管路の損傷個所が多い場合や漏水箇所の特が困難な場合、復旧に時間を要する場合等においては、早期通水確保のため、仮設配管を活用して機能確保することを検討する。

復旧した管路からの配水時に水質検査が未了の場合は、需要に応じて飲用制限をして配水することを検討する。(なお、“飲用不可”として配水する場合、総務班は、飲用制限に関する広報を行い、水質試験で安全が確認され水質基準を満たした時点で“安全宣言”を発し、通常給水へ移行するとともに速やかに利用者へ周知する。)

災害査定を待たず、被災直後から査定前着工(応急工事)が可能(応急工事も災害復旧事業の対象)であるが、災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、事前打合せ(国土交通省防災課への相談)を行う。特に地上への仮設配管や可搬型浄水装置を設置する場合は、査定において手戻り等が生じないように、できる限り事前打合せを利用する。

また、大規模災害時において、水道施設の迅速かつ確実な復旧につなげるため、漏水調査及び配水施設と水圧管理上一体の給水施設の一部(配水管から分岐して最初の止水栓まで)について、補助が適用されることを踏まえ、水道施設の効率的な復旧を進める。※

※令和7年主管課長会議資料 p170

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001885983.pdf>

#### (4) 記録の整備

応急復旧は、後に実施する本復旧や災害査定申請に備え、様式C1～C6※を使用し、被害状況、復旧状況を写真収集も行いながら正確に記録しておく。

※ 様式は以下を参考に準備する。日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の様式 20 応急復旧応援体制報告書、様式 21 漏水調査受付書、様式 22 応急復旧活動対応表、様式 23 管路修理報告書、様式 24 管路修理集約表、様式 26 黒板（撮影表示板）の作成（例）

#### (5) 宅内配管の漏水情報の収集

宅内配管の修繕については、住民が宅内配管の修繕の要否を判断し、円滑に工事業者に依頼できるよう、住民からの問い合わせに対して、宅内配管の漏水に関する情報（漏水場所や漏水状況等）を提供できる体制を整える。

このため、配水管の復旧作業の進捗に支障が生じない範囲で住民に提供する漏水情報を収集・集約し、総務班と連携して住民に提供するものとする。

また、大規模災害時には、宅内配管を修繕する工事業者不足が懸念されるため、宅内配管工事は地元の工事業者が優先して行い、水道本管の復旧工事は、応援水道事業者と随行する工事業者が行うというような、役割分担について検討する。

早期に宅内配管の復旧が困難な場合には、応急的な対応として、給水機能を有する止水栓（仮設給水栓）を宅地内に設置することを検討する。

#### (6) 資機材の調達

復旧資機材の調達に際し、在庫・備蓄切れや情報の錯綜が想定されることから、在庫・備蓄状況に関する情報（民間所有の在庫・備蓄を含む）については、適宜更新を行い応援水道事業者に共有する。

資機材の調達に時間を要する場合は、資機材確保の迅速化を図るため、応援水道事業者、業界団体、地方整備局等に応援を要請する。

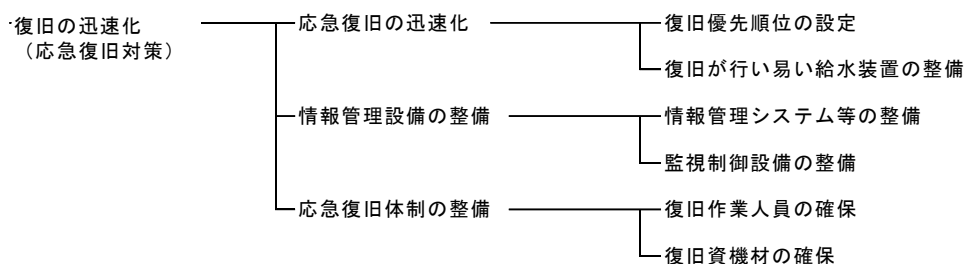


図 3-2 応急復旧対策の分類

出典：厚生労働省健康局水道課「水道の耐震化計画等策定指針」

### 3.2.5 応急復旧・応急給水目標

#### 1) 応急復旧目標

住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現することを目指し、応急復旧期間は水道施設の被害の大きさとともに、被災者の不安感の軽減、生活の安定を考慮して応急復旧目標日数とする。

#### 2) 応急給水目標

応急給水目標は震災後の水使用の増加、および災害拠点病院、避難所など重要施設の必要水量を考慮して、表 3-5 のとおり、応急給水目標を設定する。

※ 「〇日」の部分は、想定被害と発生地震の被害状況等の比較等を踏まえ、できるだけ早期に各目標水量を達成できるように設定。

表 3-5 応急給水の目標設定(例)

地震発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～ 〇日まで	3L/人・日	概ね 1km 以内	応急給水用貯水施設(耐震貯水槽)、給水車
〇日	20～30L/人・日	概ね 250m 以内	配水本管付近の仮設給水栓
〇日	被災前給水量 (約 250L/人・日)	概ね 10m 以内	仮設給水栓、共用栓

### 3.3 受援対応

〇〇市水道課のみでの応急復旧、応急給水が困難である場合、他の水道事業者及び日本水道協会と交わした災害時相互応援に関する協定に基づき、他事業者等に対し応援要請を行うとともに、受援体制を確立する。

円滑に応援を受けられるよう、応援を受け入れる際に、災害時受援マニュアル(応援事業者用)を用いて、応援事業者に対し、災害時の組織・体制、応急対応の内容、水道システム、使用資機材、宿舎・食料・作業スペース等の情報を共有する。

### 3.3.1 応援要請

他水道事業者の応援が必要な場合、総務班は、速やかに日本水道協会〇〇県支部〇〇課（\*\*\*-\*\*\*-\*\*\*\*）に応援要請を行う。

応援要請時の主な伝達事項は、以下の通り。応援が必要な場合は、すべての情報がそろわぬのを待たずに、速やかに応援要請する。

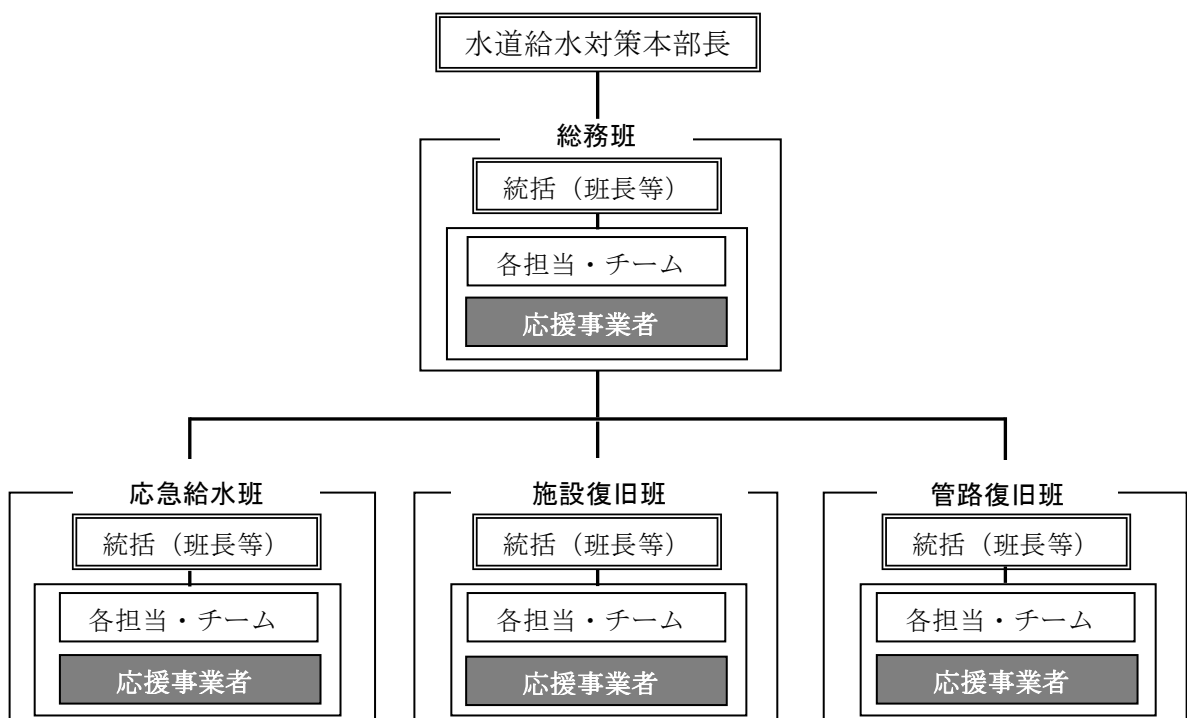
- ・ 水道施設の被害状況
- ・ 応援作業内容
- ・ 必要な人員・職種
- ・ 必要な資機材
- ・ 給水車要請台数
- ・ 給水袋、仮設水道持参の要否
- ・ 応援見込み期間
- ・ 参集場所、経路 ※災害時受援マニュアル（応援事業者用）を参照

※自水道事業者のみで対応が困難な場合は、躊躇せず外部に応援・協力を要請する。応急給水・応急復旧に係る具体的方針が固まっていなくとも、まずは被害状況の早期把握や具体的な応援内容の検討等の支援を受けるための応援要請を速やかに行うことが、迅速な応急給水・復旧につながる。

### 3.3.2 受援体制

#### 1) 〇〇市水道課が指揮を行う場合

〇〇市水道課が指揮を執る場合は、各種活動に対する支援を受けられるよう、以下のとおり受援体制を整備する。

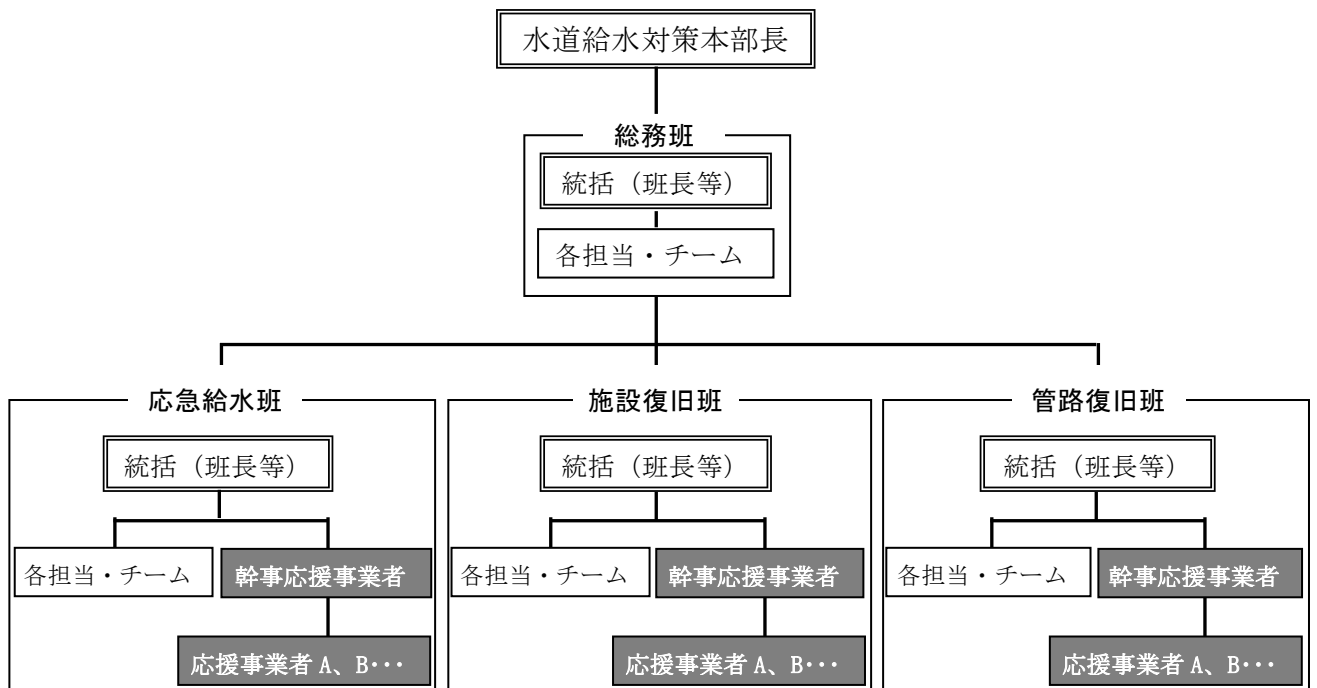


## 2) 幹事応援事業者が指揮を行う場合

災害の規模が大きい場合、または応援事業者の数が増加し、〇〇市水道課のみでの指揮が困難と判断される場合には、〇〇市水道課に代わり、応援事業者の活動を指揮・統括する「幹事応援事業者」を定める。

幹事応援事業者は、原則として日本水道協会地方支部長、都府県支部長、または日本水道協会と協議のうえ決定する。

幹事応援事業者が指揮を行う場合には、以下のとおり、〇〇市水道局とは別に応援事業者の活動体制を整備する。



応援事業者が漏水調査、管路・施設の復旧工事施工に伴う監督作業を行うために、以下の資料を応援事業者に速やかに提供できるよう整備。

- ・ 管路復旧工事参考資料（使用管種、配水管からの分岐方法、給水管の更生、道路仮復旧の方法等）
- ・ (その他あれば追加)

### 3.3.3 応援事業者合流時の注意事項

#### 1) 受付場所・活動拠点

応援事業者の受付場所は、〇〇市役所本庁舎（水道課〇階）とする。

駐車場は、市役所駐車場の利用と基本とし、状況に応じて、〇〇等を指定する。

給水車の給水基地は、〇〇浄水場とする。

上記以外を指定する場合、その都度、総務班は、応援事業者に連絡する。

## 2) 受付方法

- ① 応援事業者が到着した際に、〇〇市水道課または幹事応援事業者は、応援事業者に対し、体制、責任者、車両、器具等の確認を行う。その際、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 15「応急給水応援体制報告書」および様式 20「応急復旧応援体制報告書」の記入・提出を依頼する。
- ② 〇〇市水道課または幹事応援事業者は、応援事業者の責任者に対し、活動場所、被害状況、作業場所、作業内容、担当責任者、移動経路等、及び「災害時受援マニュアル（応援事業者用）」を用いて、以下、3)～11) について説明する。

## 3) 宿泊施設の確保

宿泊施設（ホテル、旅館）は、原則、各応援事業者にて確保いただくよう、依頼する。

民間宿泊施設の確保が難しい場合は、本市施設で宿泊スペース（公民館、浄水場の会議室等）を提供できる場合があるため、〇〇市水道課まで問い合わせを依頼する。

## 4) 食料の確保

被災状況により確保が困難であることが想定されるため、原則として食料は応援事業者にて確保いただくよう、依頼する。

## 5) 事務機器の携行

PC やタブレット等の事務機器については、原則として、応援事業者において自己携行を依頼する。ただし、応援事業者が、活動期間中に急遽必要となった場合には、可能な範囲で、一時的に貸与することとする。

## 6) 器具の携行

応急給水活動を受援する場合は、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」p. 96 を参考とし、接続器具やホース等について、原則として応援事業者での自己携行を依頼する。

応急復旧活動を受援する場合は、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」p. 134 を参考とし、携帯用残留塩素計や開栓器具一式等について、原則として応援事業者にて自己携行を依頼する。

## 7) 活動スペース

原則、〇〇会議室を、応援事業者向けの執務スペースとして確保する。

## 8) 車両

被災状況によっては、緊急通行車両以外の一般車両の通行が禁止または制限される場合があるため、応援事業者に対して、緊急通行車両確認証明書および標章の交付を受け、証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい位置に掲示するよう伝達する。

また、燃料の補給については、総務班が補給場所や補給方法等の情報を提供する。

## 9) 応急活動時に利用できる拠点施設

### ① 応急給水資機材備蓄拠点※

応急給水に用いる車載用給水タンク等を、市内〇ヶ所に分散して備蓄している。

- ・ ポリ製給水タンク (〇〇〇L) 約〇基
- ・ アルミタンク (〇〇〇L) 約〇基

### ② 応急復旧資機材備蓄拠点※

応急復旧用の水道管については、小口径 (〇〇〇mm 以下) と大口径 (〇〇〇mm 以上) に分類し、それぞれ市内〇ヶ所、〇ヶ所に分散して備蓄している。

- ・ 〇〇〇管 (口径〇〇〇～〇〇〇mm) 約〇〇ヶ所復旧分
- ・ 〇〇〇管 (口径〇〇〇～〇〇〇mm) 約〇〇ヶ所復旧分

※備蓄拠点施設の位置図を記載する。

## 10) 応援事業者との連絡窓口

### 【発災当初の連絡窓口】

総務班

電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

FAX 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

衛星携帯〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 【応援事業者受付時の連絡窓口】

総務班

電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

FAX 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

衛星携帯〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 1 1) 費用負担の考え方

日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」p. 26 「7. 費用負担の基本的な考え方」に則り、以下のとおりとする。

※速やかに支払いを行うよう努めること。

費用	〇〇市水道課が負担する費用	応援事業者が負担する費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	管材 弁栓類、弁筐、鉄蓋類等	
工事請負費	工事請負費 （材料費、労務費、機械器具損料、滞在費、諸経費等）	
委託費	委託費（漏水調査業務等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食糧費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食糧費 携行する寝袋、テント等 被服 生活用品 その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消耗品 通信費 消火器 地図 コピー代	写真代（記録・報告・広報用） その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な処置に係る費用 第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中の事故等」	応援職員の災害償補費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担「往復途上の事故等」

#### 3.3.4 活動内容

応援事業者が活動拠点に合流した後、総務班、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班は、受援内容に応じ、災害時受援マニュアル（応援事業者用）を用いて、応援事業者と活動内容の打合せを行う。

## 4. 事後対策業務手順図表

### 4.1 業務内容表

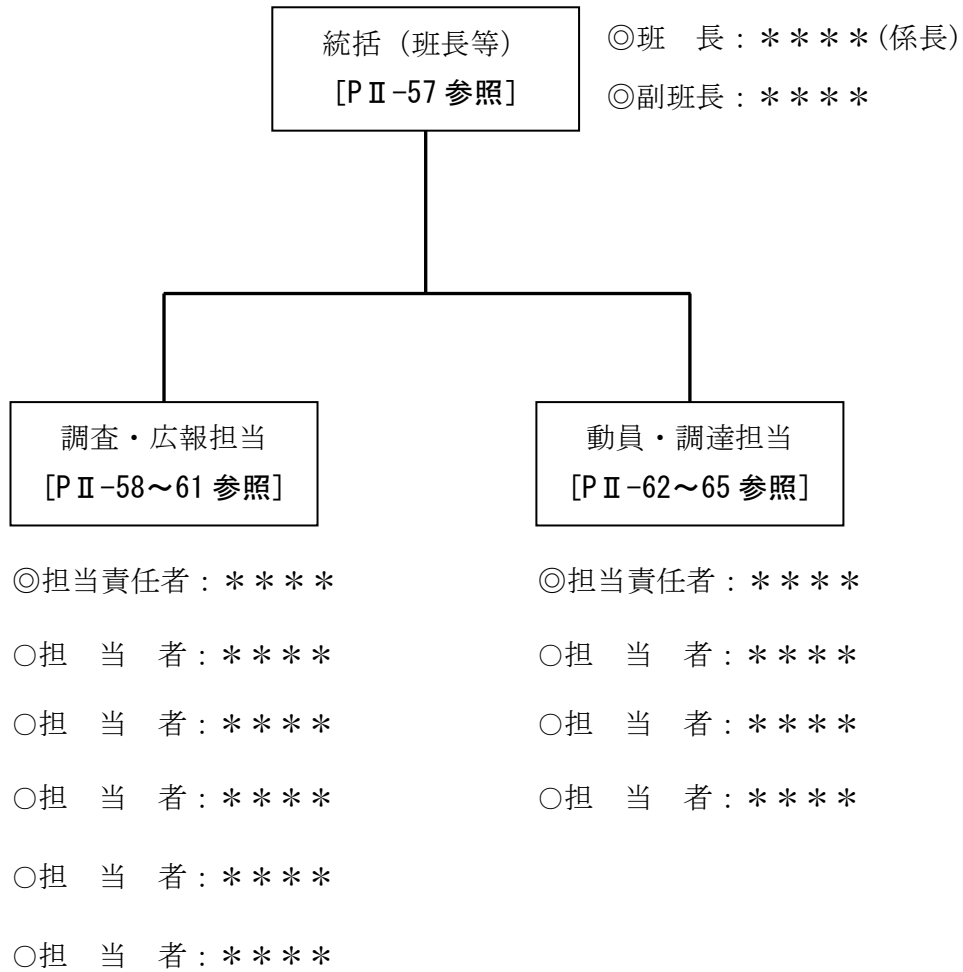
## 4.1.1 水道給水対策本部長等の 業務

[水道給水対策本部長、水道技術管理者]

本部長／水道技術管理者					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
<b>水道給水対策本部長(本部長)</b>							
○			□	□	11) 水道給水対策本部活動の指揮・命令	① 各班では対応が困難な事項が生じた場合、必要に応じて各班を指揮・命令し、水道給水対策本部の活動の円滑化を図る。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	14) 本部会議	① 以下の事項を決定する。 ・応急給水・応急復旧の目標* ・応援要請の範囲・規模等* ② 各班の活動状況及び今後の活動方針を確認する。 ③ 必要に応じて各班の活動を指揮・命令する。	*防災担当部局と連携しながら生活用水を確保するための災害用井戸・湧水等の活用を考慮する
<b>水道技術管理者</b>							
○			□	□	11) 水道給水対策本部活動の指揮・命令	① 本部長を技術面から補佐して、水道給水対策本部の活動の円滑化を図る。水道法第19条の水道の技術上の管理業務（水質検査、消毒その他衛生上必要な措置、給水の緊急停止等）について、監督等を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	14) 本部会議	① 本部長を技術面から補佐して、本部会議の円滑化を図る。重要事項の決定、各班の活動状況・方針の確認等を技術面から支援する。	

## 4.1.2 総務班の業務

## 総務班の組織



記号	区分	人員
◎	水道課職員	4人
○	市長部局職員	8人
★	応援事業者職員等	—
計		12人

## 総務班の業務

業務区分		業務項目	当事業者	総務班 (当事業者・行政部局・応援事業者)			
				班長	担当 責任者	調査 広報 担当	動員 調達 担当
応急体制の確立	指揮命令・ 総合調整	指揮命令	11 水道給水対策本部の活動の統括・指揮・命令	◎	◎		
			12 班の活動の統括・指揮・命令	◎			
			13 担当の活動の統括	◎	◎		
	会議等	会議等	14 水道給水対策本部会議(本部会議)	◎	◎		
			15 班会議	◎	◎	◎	◎
			16 他班との連絡調整	◎	◎		
	情報連絡・ 市民対応	情報連絡等	21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係)	◎			◎
			22 通信機器の確保	○			○
			23 緊急輸送車両確認証明書の確保	○			○
			24 地震災害関係情報(道路被害・復旧状況等)の確認	○			○
			25 水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認	◎			◎
		26 国土交通省、都道府県等への状況報告	◎			◎	
	市民対応	市民対応	27 広報	○			○
			28 苦情対応等	○			○
	他事業者への 応援要請	他事業者への 応援要請	31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの)	◎			◎
			32 応急復旧の応援要請と配備(応援事業者に対するもの)	◎			◎
	物資等確保・ 用務	物資等の 確保	41 宿舎・駐車場の確保と管理	○			○
42 給油所、車両整備所の確保			○			○	
43 物資等の確保(食料、医薬品、救援物資等)			○		○	○	
44 物品購入			○		○	○	
用務		用務	45 応援者・職員に対する用務(依頼受付と処理)	○			○
	46 交通事故の処理		○			○	
	47 特命事項の実施		○		○		
応急給水	応急給水計画の 策定等	51 資料等の準備(応急給水関係)					
		52 応急給水計画の策定(拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水)					
	応急給水の実施	61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)					
応急復旧／ 施設・管路	被害状況の把握と 緊急措置	被害状況の把握と 緊急措置	71 資料等の準備(応急復旧関係)				
			72 水道施設の被害状況・断水状況調査(緊急措置、配水調整を含む)				
			73 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認				
	応急復旧計画の 策定等	応急復旧計画の 策定等	81 応急復旧計画の策定				
			82 施設復旧業者への応援要請と配備				
			83 管路復旧業者への応援要請と配備				
応急復旧の実施 (漏水調査を含む)	応急復旧の実施 (漏水調査を含む)	84 応急復旧資材の確保					
		85 資材基地、残土置場の確保					
		91 漏水調査の実施					
		92 応急復旧工事の実施(応急復旧状況調査、仮設給水栓設置状況調査を含む)					
		93 水質検査の実施					

注)◎：当事業者で対応すべき業務項目(背景色：水色)、○：当事業者で対応可能であれば実施し、必要に応じて行政部局や(幹事)応援事業者等に依頼・連携可能な業務項目

総務班 班長・担当責任者				業務項目 (太字：主要業務 ) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体		主な実施時期					
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
<b>班長</b>						副班長は班長の補佐、代理を行う。	
○			□	□	12) 総務班活動の指揮・命令	① 総務班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	14) 本部会議	① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。	
○			□	□	15) 総務班会議 (班会議)	① 毎日早朝及び夕方に総務班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。	
<b>担当責任者</b>							
○			□	□	13) 担当の活動の統括	① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	15) 総務班会議 (班会議)	① 総務班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。	
○			□	□	16) 他班との連絡調整	① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。	

総務班 調査・広報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○			□	□	15) 総務班会議(班会議)		① 総務班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。		
○			□		21) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書の確保		① 調査・広報担当で使用する資料・様式等を準備する。 ② 動員・調達担当に調査・広報担当で必要な通信機器、緊急輸送車両確認証明書の数量を報告し、受け取る。		
○			□	□	24) 地震災害関係情報の確認		① 市災害対策本部より地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を収集し、以下の担当に伝達する。 総務班 動員・調達担当 応急給水班 計画・情報担当 施設復旧班 計画・情報担当 管路復旧班 計画・情報担当		
○			□	□	25) 水道施設の被害状況等の確認		① 担当から以下に示す水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水計画、応急復旧計画等の情報を確認する。  (a) 応急給水班計画・情報担当 ・ 応急給水状況 ・ 応急給水計画 (b) 施設復旧班計画・情報担当 ・ 浄水場等の施設の被害状況 ・ 浄水場等の施設の復旧状況 ・ 浄水場等の施設の応急復旧計画 (c) 管路復旧班計画・情報担当 ・ 配水管の被害状況、断水状況 ・ 配水管の復旧状況、断水状況 ・ 配水管の応急復旧計画 ・ 仮設給水栓の設置状況 ・ 仮設給水栓の設置計画		

総務班 調査・広報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○			□	□	26) 国土交通省、都道府県等への状況報告	① 国土交通省および都道府県等に水道施設の被害状況、復旧状況、断水状況、応急給水状況等を報告する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。</li> <li>・連絡は原則、書面（緊急時は口頭可、後日書面作成）とする。</li> </ul>		

総務班 調査・広報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期				
当 事業者	共同 (幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
○		□	□	27) 広報	<p>① 市民、マスコミに対し、定期的に以下の情報を広報する。 *1*2*3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急給水状況（給水場所・時間等）*4*5</li> <li>・ 応急給水計画</li> <li>・ 浄水場等の施設の被害状況、復旧状況</li> <li>・ 浄水場等の施設の応急復旧計画</li> <li>・ 配水管の被害状況、復旧状況、断水状況、断水解消見込み*6</li> <li>・ 配水管の応急復旧計画</li> <li>・ 仮設給水栓の設置状況</li> <li>・ 宅内漏水の確認方法、指定給水工事事業者の紹介</li> <li>・ 災害用井戸・湧水等の利用可否（防災担当部局と連携）</li> <li>・ 節水要請（漏水等により、水量が不足して断水する恐れがある場合）</li> </ul> <p>② 市民から問い合わせがあった場合、①の情報を広報する。</p>	<p>*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。</p> <p>*2マスコミに対しては、情報を定期的にファックスなどの書面で提供する制度をとり、関係を友好に保ち、全面的な協力を求めることが望ましい。</p> <p>*3市民への広報は、掲示板、ちらし、ホームページ、SNSへの掲載等の文字情報を用いて行うと、読み直しができるので効果的。また、必要に応じて、町内会や自治会等の住民組織や民政委員等、地域コミュニティも活用。</p> <p>*4節水の呼びかけや河川水などを飲用水として使わないことも広報する。</p> <p>*5応急給水に関する広報は、応急給水班と連携して行う。また、給水所では容器の持参要否や、一世帯あたりの給水制限量がある場合はその内容をあらかじめ周知する。</p> <p>*6応急復旧に関する広報は、精緻を求めすぎず住民が必要とする情報を速やかに提供することが重要である。生活用水を“飲用不可”として試験通水する場合は、飲用制限に関する広報を行い、水質試験で安全が確認され水質基準を満たした時点で“安全宣言”を発し、通常給水へ移行するとともに速やかに利用者へ周知する。下水道が使用可能であるが水道の使用禁止等の誤った情報伝達とならぬように正確な情報伝達に努める。</p>

総務班 調査・広報担当					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
○			□	□	28) 苦情対応 (1) 苦情の収集と対応	① 調査・広報担当あるいは動員・調達担当を通して、市民から苦情を受け付ける。 ② ①の苦情を整理し、調査・広報担当で対応できるものは対応する。 ③ 調査・広報担当で対応できず、他班で対応できるものは、以下の担当に依頼する。 応急給水班 計画・情報担当 施設復旧班 計画・情報担当 管路復旧班 計画・情報担当 ④ 他班で対応できず、総務班で対応できる苦情を③の担当から受け付け、対応する。	
					(2) 苦情対応の結果の収集	① (1)の③の担当から、他班における苦情とその対応結果を収集する。	
○				□	43) 物資等の確保 44) 物品購入	① 動員・調達担当に必要な物資等（食料、医薬品、救援物資等）の数量を報告し、受け取る。 ② 必要な物品の購入を動員・調達担当に依頼し、受け取る。	
○				□	45) 応援者・職員に対する用務	① 用務がある場合、動員・調達担当に依頼し、処置・対応を受ける。	
○			□	□	47) 特命事項の実施	① 特命事項がある場合、これを行う。	

総務班 動員・調達担当					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期					
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
○			□	□	15) 総務班会議(班会議)	① 総務班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
○			□		21) 資料等の準備	① 動員・調達担当で使用する資料・様式等を準備する。	
○			□		22) 通信機器の確保	① 以下の担当より必要な通信機器の数量を確認する。  総務班 調査・広報担当 応急給水班 計画・情報担当 施設復旧班 計画・情報担当 管路復旧班 計画・情報担当  ② ①で確認した通信機器を以下に要請し、受け取る。  市災害対策本部、他機関(NTT等)  ③ ②で受け取った通信機器を①の担当に配布する。	対策本部事務所(水道課等)と現場チームとの通信手段は携帯電話および無線とする。
○			□	□	23) 緊急輸送車両確認証明書の確保	① 調査・広報担当、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班の各計画・情報担当より必要な緊急輸送車両確認証明書の数量を確認する。  ② ①で確認した緊急輸送車両確認証明書の数量を県警に要請し、受け取る。  ③ ②で受け取った緊急輸送車両確認証明書を①の担当に配布する。	
○			□	□	24) 地震災害関係情報の確認	① 調査・広報担当より地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を収集する	

総務班 動員・調達担当			実施主体		主な実施時期	業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援事業者	初期	復旧期				
○			□	□	31) 応急給水の応援要請と 配備	<p>① 応急給水班計画・情報担当より応援人員、給水車両、応急給水資材、応援活動期間の目安、給水袋や仮設水槽持参の可否等の応援内容を確認し、以下の応援事業者に応援要請を行う。 *1*2</p> <p>応援事業者（日本水道協会を通して） ボランティア（市災害対策本部を通して） 応急給水支援業者等（自衛隊、トラック協会等）</p> <p>② 応援事業者が到着した際、受付を行い、宿舎・駐車場等の必要な情報を伝達し、応急給水班計画・情報担当に引き継ぐ。</p>	<p>*1「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。</p> <p>*2応援事業者等には、集合場所、連絡先、連絡方法等を原則書面で（緊急時は口頭可、後日書面作成）通知する。</p> <p>・総務班の業務に従事可能な水道OBに作業の補助を依頼することもある。</p>	
○			□	□	32) 応急復旧の応援要請と 配備	<p>① 施設復旧班、管路復旧班の各計画・情報担当より応援人員等の応援内容を確認し、以下の応援事業者に応援要請を行う。 *1*2</p> <p>応援事業者（日本水道協会を通して）</p> <p>② 応援事業者が到着した際、受付を行い、宿舎・駐車場等の必要な情報を伝達し、施設復旧班、管路復旧班の各計画・情報担当に引き継ぐ。</p>	<p>*1「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。</p> <p>*2応援事業者には、集合場所、連絡先、連絡方法等を通知する</p>	
○				□	41) 宿舎・駐車場の確保と 管理	<p>① 受援マニュアルに記載している駐車場所を指定する場合は、その都度応援事業者に連絡する。</p> <p>② 各応援事業者の宿泊場所情報を収集し、その結果を応急給水班、施設復旧班、管路復旧班の各計画・情報担当に連絡する。</p>	<p>・「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。</p>	

総務班 動員・調達担当			実施主体		主な実施時期 初期 復旧期	業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援事業者						
○				□	42) 給油所、車両整備所の確保	<p>① 水道課契約の給油所及び車両整備所に各々、ガソリン確保、車両整備の可否を確認し、可能な場合、要請する。</p> <p>② ガソリンの提供が可能な給油所、車両整備が可能な車両整備所を、調査・広報担当、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班の各計画・情報担当に連絡する。</p>	・「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。	
○				□	43) 物資等の確保（食料、医薬品、救援物資等）	<p>① 調査・広報担当、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班の各計画・情報担当より、必要な物資等（食料、医薬品、救援物資等）の数量を確認する。</p> <p>② ①で確認した物資等の数量を市災害対策本部に依頼し、受け取る。</p> <p>③ ②で受け取った物資等を①の担当に配布する。</p>		
○				□	44) 物品購入	<p>① 調査・広報担当、応急給水班、施設復旧班、管路復旧班の各計画・情報担当より、必要な物品の購入依頼を受ける。</p> <p>② ①で購入依頼のあった物品を業者に発注する。発注の際には、納品先（各担当名）を伝える。</p> <p>③ 総務班内で依頼のあった物品を業者より受け取り、各担当に配布する。</p> <p>④ 業者より請求書等の伝票を受け取り、支払いを行う。</p>		
○				□	45) 応援者・職員に対する用務	<p>① 調査・広報担当より用務を受け付け、処置・対応を行う。</p> <p>② 応急給水班、施設復旧班、管路復旧班で処理が困難な用務を受け付けた場合、処置・対応を行うかあるいはその方法を各班の計画・情報担当に指示する。</p>	・総務班の業務遂行において、職員に過度な負担を与えないようローテーション等を行い、健康管理に留意する。	
○				□	46) 交通事故等の処理	<p>① 交通事故等の事故が発生した場合、当該班の副班長と連携を図りながら、その処理を行う。</p>		

総務班 動員・調達担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○			□	□	28) 苦情対応		① 市民から直接苦情を受けた場合、調査・広報担当に報告する。		
○			□	□	84) 応急復旧資材の調達 (管材)		① 管路復旧班資材調達担当より、資材調達の際の伝票を収集し、 資材メーカー等に費用を支払う。		

## 発災時に行う広報

図 4-1 のとおり発災後のフェーズに応じた広報を行う。

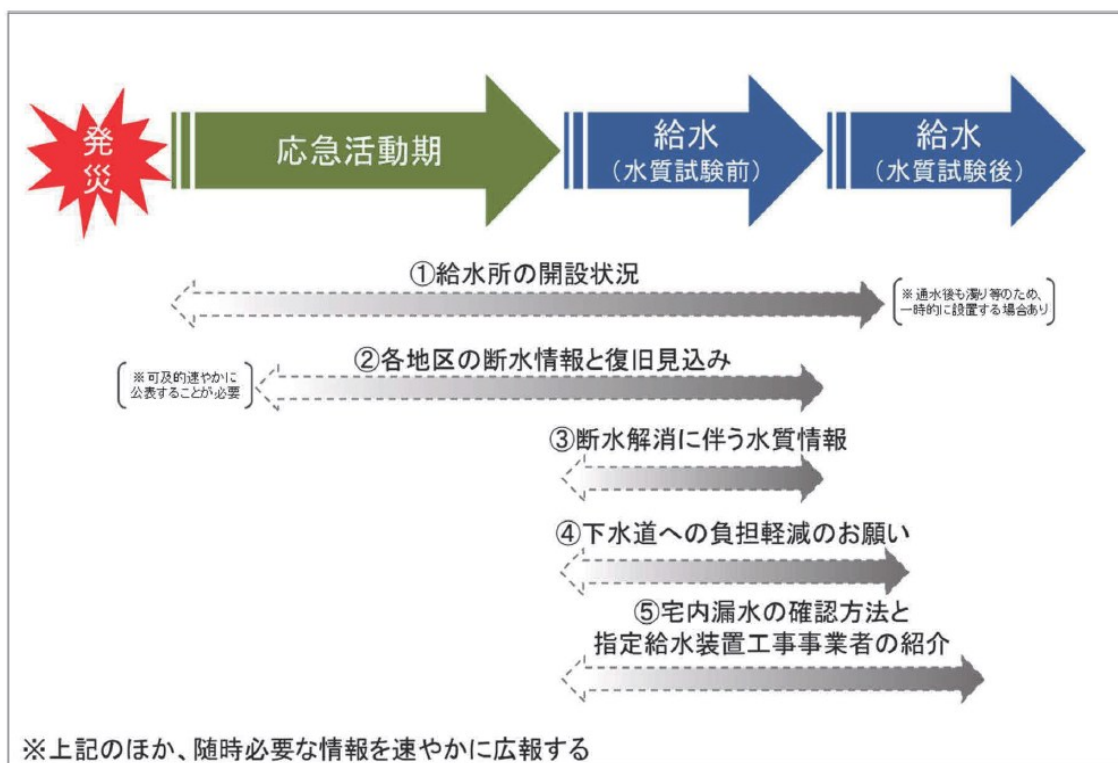
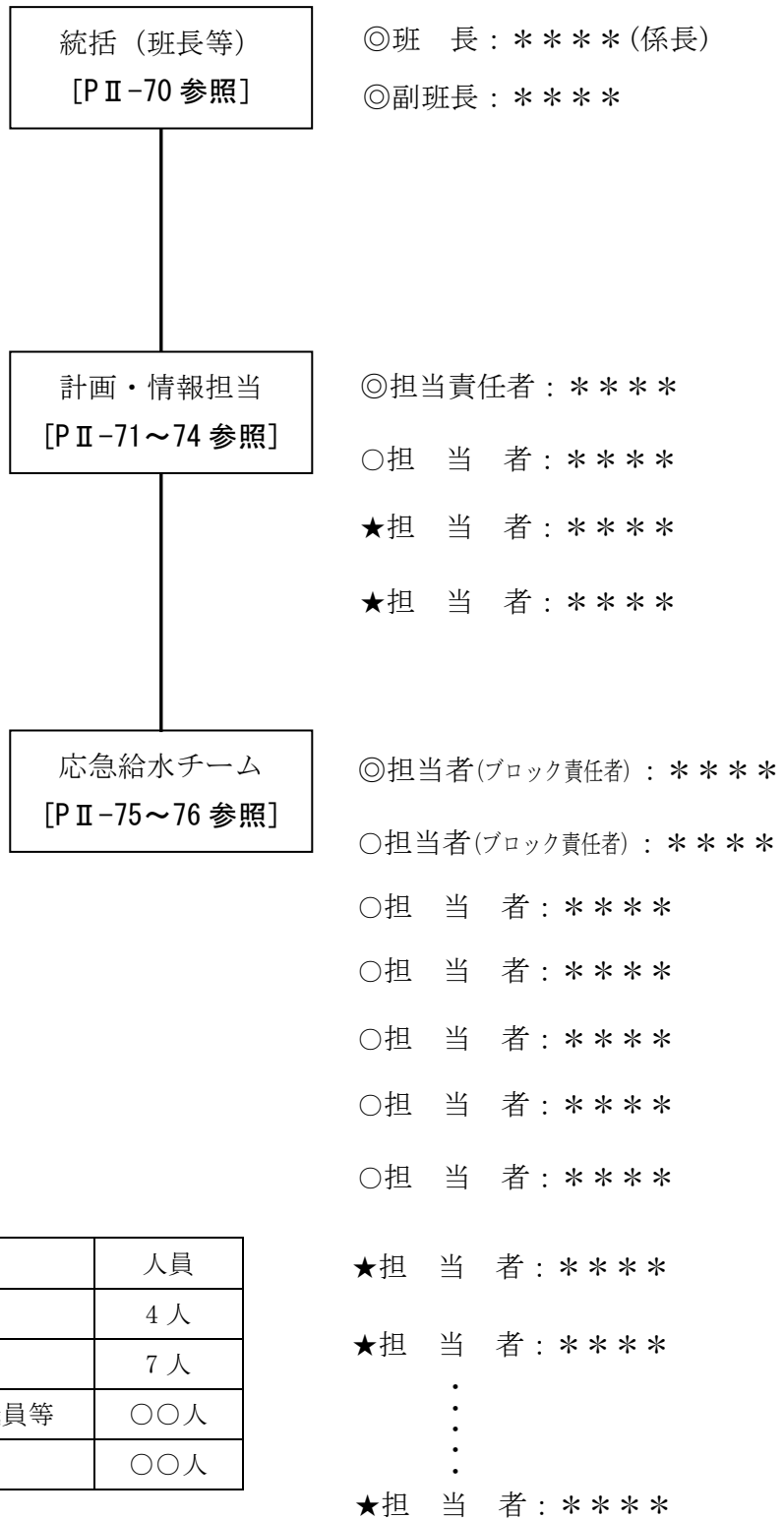


図 4-1 災害発生以降の広報内容（イメージ）

参考文献：地震等緊急時対応の手引き（公益社団法人 日本水道協会）P166～170

### 4.1.3 応急給水班の業務

## 応急給水班の組織



記号	区分	人員
◎	水道課職員	4人
○	市長部局職員	7人
★	応援事業者職員等	〇〇人
計		〇〇人

## 応急給水班の業務

業務区分		業務項目	当事業者	応急給水班 (当事業者・行政部局・応援事業者)			
				班長	担当 責任者	調査 広報 担当	動員 調達 担当
応急体制の確立	指揮命令・ 総合調整	指揮命令 11 水道給水対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	◎	◎			
			会議等 14 水道給水対策本部会議(本部会議) 15 班会議 16 他班との連絡調整	◎	◎	◎	◎
				◎	◎	◎	◎
	情報連絡・ 市民対応	情報連絡等 21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係) 22 通信機器の確保 23 緊急輸送車両確認証明書の確保 24 地震災害関係情報(道路被害・復旧状況等)の確認 25 水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認 26 国土交通省、都道府県等への状況報告					
			市民対応 27 広報 28 苦情対応等				
	他事業者への 応援要請 31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの) 32 応急復旧の応援要請と配備(応援事業者に対するもの)		◎		◎	◎	
	物資等確保・ 用務	物資等の 確保 41 宿舎・駐車場の確保と管理 42 給油所、車両整備所の確保 43 物資等の確保(食料、医薬品、救援物資等) 44 物品購入					
			用務 45 応援者・職員に対する用務(依頼受付と処理) 46 交通事故の処理 47 特命事項の実施				
	応急給水	応急給水計画の 策定等 51 資料等の準備(応急給水関係) 52 応急給水計画の策定(拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水)	◎ ○		◎ ○	◎ ○	
		応急給水の実施 61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)	○		○	○	
応急復旧／ 施設・管路	被害状況の把握と 緊急措置 71 資料等の準備(応急復旧関係) 72 水道施設の被害状況・断水状況調査(緊急措置、配水調整を含む) 73 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認						
	応急復旧計画の 策定等 81 応急復旧計画の策定 82 施設復旧業者への応援要請と配備 83 管路復旧業者への応援要請と配備 84 応急復旧資材の確保 85 資材基地、残土置場の確保						
	応急復旧の実施 (漏水調査を含む) 91 漏水調査の実施 92 応急復旧工事の実施(応急復旧状況調査、仮設給水栓設置状況調査を含む) 93 水質検査の実施						

注)◎：当事業者で対応すべき業務項目(背景色：水色)、○：当事業者で対応可能であれば実施し、必要に応じて行政部局や(幹事)応援事業者等に依頼・連携可能な業務項目

応急給水班 班長・担当責任者					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
<b>班長</b>							副班長は班長の補佐、代理を行う。
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12) 応急給水班活動の指揮・命令	① 応急給水班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14) 本部会議	① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。	
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 毎日早朝及び夕方に応急給水班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。	
<b>担当責任者</b>							
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13) 担当の活動の統括	① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 応急給水班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。	
<input checked="" type="radio"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16) 他班との連絡調整	① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。	

応急給水班 計画・情報担当					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
	○		□	□	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 応急給水班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
○			□		51) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書の確保	① 応急給水班で使用する資料・様式等を準備し、応急給水チームに必要なものを配布する。 ② 総務班動員・調達担当に、応急給水班で必要な通信機器、緊急輸送車両確認証明書の数量を報告し、受け取る。 ③ 受け取った通信機器、緊急輸送車両確認証明書を、応急給水チームに配布する。	
○			□	□	72) 被害・断水状況、復旧状況等の確認	① (a) (b)の各担当から、以下の情報を収集する。*1  (a)施設復旧班計画・情報担当 ・ 浄水場等の施設の被害状況 ・ 浄水場等の施設の復旧状況 ・ 浄水場等の施設の応急復旧計画  (b)管路復旧班計画・情報担当 ・ 配水管の被害状況、断水状況 ・ 配水管の復旧状況、断水状況 ・ 配水管の応急復旧計画 ・ 仮設給水栓の設置状況 ・ 仮設給水栓の設置計画	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。
○			□	□	24) 地震災害関係情報の確認	① 総務班調査・広報担当より地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を収集する。	

応急給水班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
	○		□	□	52) 応急給水計画の策定等	<p>① 水道施設の被害・断水状況、復旧状況および道路被害状況等を整理して、以下の内容で応急給水計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断水区域および断水人口の想定</li> <li>・ 災害弱者、高層住宅の所在の把握*1</li> <li>・ 応急給水量の算定</li> <li>・ 給水方法の選択</li> <li>・ 飲用水確保方法の選択</li> <li>・ 応急給水資機材の選択</li> <li>・ 応急給水箇所の優先選択*2</li> <li>・ 初期活動時の応急給水人員、車両等の配備*3</li> <li>・ 応急給水活動時の給水人員、車両等の配備*4</li> </ul> <p>※仮設給水栓の設置は、管路復旧班の計画・情報担当と調整する。</p> <p>② ①の応急給水計画を総務班調査・広報担当に報告する。</p> <p>③ ①の応急給水計画を応急給水チームに指示する。</p> <p>④ 応急給水班の活動に関して、必要に応じて、応急給水チームを指揮・命令する。</p>	<p>応急給水の規模は、想定地震と発生地震の断水状況等を比較して推定する。</p> <p>*1高齢者、障害者などの災害弱者に対しては、ボランティアの派遣要請や、広報等により近隣住民に協力を要請する。</p> <p>*2「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。</p> <p>*3病院等で受水槽に直接給水する場合ポンプ付き給水車が必要。</p> <p>*4応援者・職員に過度な負担を与えないようローテーション等を行い、健康管理に留意する。</p>		
○			□	□	31) 応急給水の応援要請と配備	<p>① 応急給水計画に基づき、応援人員、給水車両、応援給水資材等を整理し、総務班動員・調達担当に応援要請を依頼する。 *1</p> <p>② 受入れた応援事業者に対し、応急給水活動方針等を説明し、応急給水チーム(ブロック責任者)に引き継ぎ、配備する。*2*3</p>	<p>*1従事可能な水道OBに応急給水の補助を依頼することも有効。</p> <p>*2応援事業者から、様式B1を収集する。</p> <p>*3応援事業者に、依頼業務、遵守事項、連絡方法、作業方法などを説明し、準備した資料を渡す。</p>		

応急給水班 計画・情報担当					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
○			□	□	61-1) 応急給水状況調査	① 応急給水チーム(ブロック責任者)より応急給水状況の調査結果を収集する。*1*2 ② ①の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当に報告する。	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。 *2様式B2、様式B3を使用。
○				□	42) 給油所及び車両整備所の確認 43) 物資等の確保 44) 物品購入	① 総務班動員・調達担当から、ガソリン等の確保が可能な給油所及び車両修理が可能な車両整備所を確認し、応急給水チームに伝達する。 ② 総務班動員・調達担当に応急給水班で必要な物資等(食料、医薬品、救護物資等)の数量を報告し、受け取る。 ③ 受け取った物資等を、応急給水チームに配布する。 ④ 物品を購入する場合、あるいは応急給水チームから物品購入の依頼を受けた場合、総務班動員・調達担当に購入依頼する。 ⑤ 納入された物品を総務班動員・調達担当から受け取る。応急給水チームから依頼された物品は、当該応急給水チームに引き渡す。	
○				□	45) 応援者・職員に対する用務	① 用務がある場合、あるいは応急給水チームから用務を依頼された場合、総務班動員・調達担当に依頼し、処理する。	
○			□	□	27) 広報	① 給水拠点、避難所、福祉施設等に対し、定期的に以下の情報を広報する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急給水状況(給水場所・時間等)</li> <li>・ 応急給水計画</li> </ul>	・ 広報は総務班の調査・広報担当と連携して行う。 ・ マイク、掲示板等を利用。

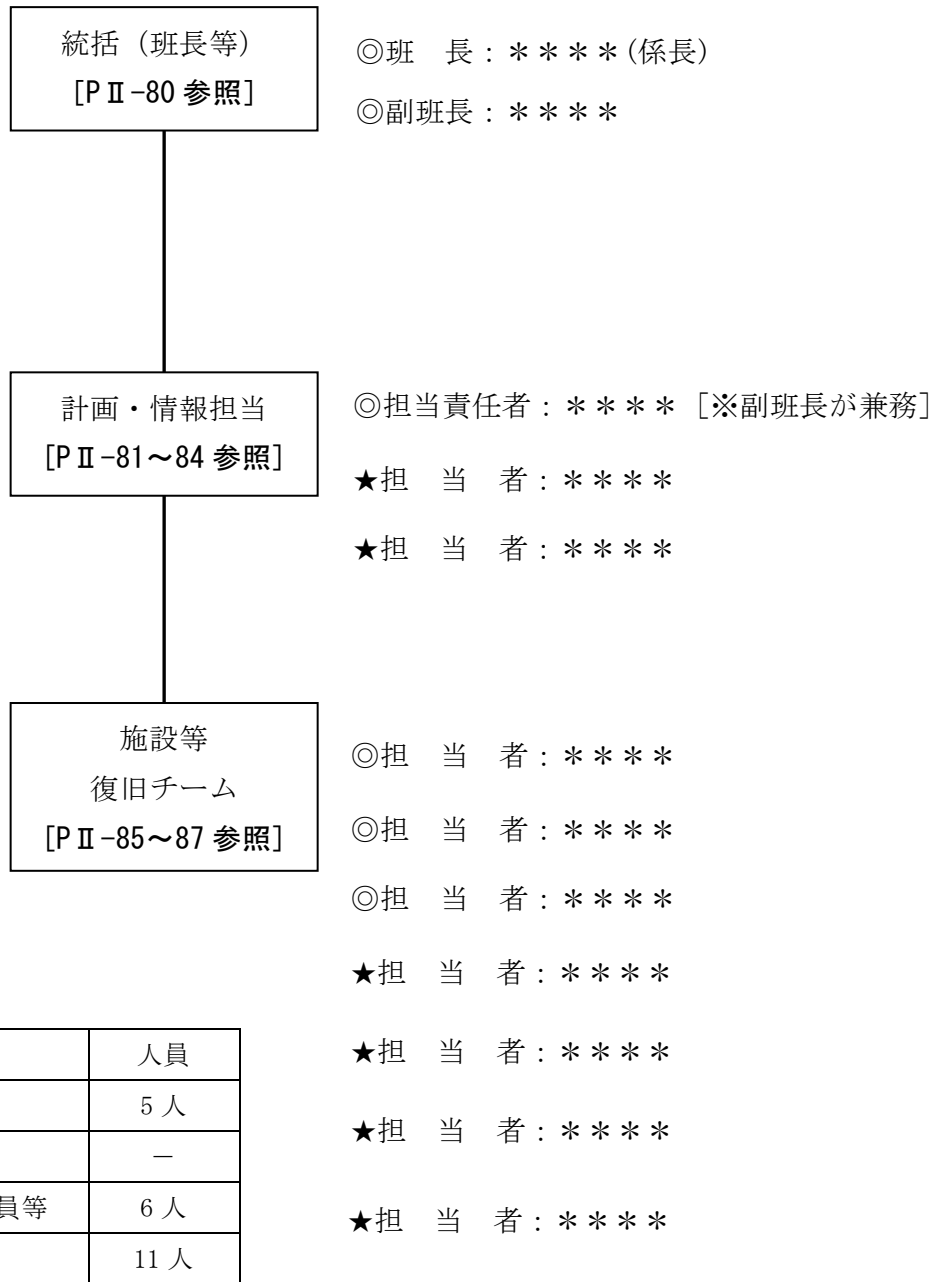
応急給水班 計画・情報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体		主な実施時期					
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
○			□	□	28) 苦情対応 (1) 苦情の収集と対応	① 計画・情報担当あるいは応急給水チームを通して、市民から苦情を受け付ける。 ② ①の苦情を整理し、計画・情報担当で対応できるものは対応する。 ③ 計画・情報担当で対応できず、他班で対応できるものは、以下の担当に依頼する。 総務班 調査・広報担当 施設復旧班 計画・情報担当 管路復旧班 計画・情報担当 ④ 他班で対応できず、応急給水班で対応できる苦情を③の担当から受け付け、対応する。	
					(2) 苦情対応の結果の収集	① 応急給水班における苦情とその対応結果を総務班調査・広報担当に報告する。	

応急給水班 応急給水チーム					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
	○		□	□	15) 応急給水班会議 (班会議)	① 応急給水班会議において、必要に応じてチームの活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
	○		□		51) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書 書の確保	① 計画・情報担当から資料・様式を入手する。 ② 計画・情報担当から通信機器、緊急輸送車両確認証明書を受け取る。	
	○		□	□	24) 地震災害関係情報の確認	① 計画・情報担当から地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を確認する。	
	○		□	□	52) 応急給水計画の確認、 指揮・命令事項の確認	① 計画・情報担当から応急給水計画(応急給水の場所等)を確認する。 ② 計画・情報担当から指揮・命令事項を確認する。	・様式B2を使用。
	○		□	□	31) 応急給水の応援事業者 の配備	① ブロック責任者は、計画・情報担当から応援事業者を受け入れ、担当を定め応急給水チームに配備する。	
	○		□	□	61) 応急給水の実施	① 応急給水計画に基づき、以下に示す指示された方法により、 応急給水を行う。  (a) 拠点給水*1 (b) 運搬給水 (c) 消火栓からの仮設給水*2	*1仮設水槽を用いる場合は、残留塩素濃度の保持等に留意する。  *1仮設給水栓を設置する場合、付近の住民に管理運営を依頼するとよい。
	○		□	□	61-1) 応急給水状況調査	① 応急給水チームは応急給水状況を整理し、その結果をまとめる。  ② ①の調査結果をブロック責任者が収集し、計画・情報担当に報告する。	・様式B2、様式B3を使用。

応急給水班 応急給水チーム			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
	○			□	42) 給油所及び車両整備所の確認 43) 物資等の確保 44) 物品購入		① 計画・情報担当からガソリン等の確保が可能な給油所及び車両修理が可能な車両整備所を確認する。 ② 車両使用者は必要に応じて、指定のあった給油所、車両整備所に行き、ガソリンの提供および車両整備を受ける。 ③ 計画・情報担当から必要な物資等（食料、医薬品、救援物資等）を受け取る。 ④ 物品を購入する場合、計画・情報担当に依頼する。 ⑤ 納入された物品を計画・情報担当から受け取る。		
	○			□	45) 応援者・職員に対する用務		① 用務がある場合、計画・情報担当に依頼する。		
	○		□	□	28) 苦情対応		① 市民から直接苦情を受けた場合、計画・情報担当に報告する。		

## 4.1.4 施設復旧班の業務

## 施設復旧班の組織



## 施設復旧班の業務

業務区分		業務項目	当事業者	施設復旧班 (当事業者・行政部局・応援事業者)			
				班長	担当 責任者	調査 広報 担当	動員 調達 担当
応急体制の確立	指揮命令・総合調整	指揮命令 11 水道給水対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	◎	◎			
			会議等 14 水道給水対策本部会議(本部会議) 15 班会議 16 他班との連絡調整	◎	◎	◎	◎
				◎	◎	◎	◎
	情報連絡・市民対応	情報連絡等 21 資料等の準備(情報連絡、応援要請関係) 22 通信機器の確保 23 緊急輸送車両確認証明書の確保 24 地震災害関係情報(道路被害・復旧状況等)の確認 25 水道施設の被害・断水状況、応急給水状況、応急給水・復旧計画の確認 26 国土交通省、都道府県等への状況報告					
			市民対応 27 広報 28 苦情対応等				
	他事業者への 応援要請		31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの) 32 応急復旧の応援要請と配備(応援事業者に対するもの)	◎		◎	◎
	物資等確保・用務	物資等の確保 41 宿舎・駐車場の確保と管理 42 給油所、車両整備所の確保 43 物資等の確保(食料、医薬品、救援物資等) 44 物品購入					
			用務 45 応援者・職員に対する用務(依頼受付と処理) 46 交通事故の処理 47 特命事項の実施				
		応急給水計画の策定等 51 資料等の準備(応急給水関係) 52 応急給水計画の策定(拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水)					
	応急給水の実施 61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)						
応急復旧／施設・管路	被害状況の把握と緊急措置 71 資料等の準備(応急復旧関係) 72 水道施設の被害状況・断水状況調査(緊急措置、配水調整を含む) 73 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認	◎		◎	◎		
		○		○	○		
		○		○	○		
	応急復旧計画の策定等 81 応急復旧計画の策定 82 施設復旧業者への応援要請と配備 83 管路復旧業者への応援要請と配備 84 応急復旧資材の確保 85 資材基地、残土置場の確保	○		○	○		
○			○	○			
応急復旧の実施(漏水調査を含む) 91 漏水調査の実施 92 応急復旧工事の実施(応急復旧状況調査、仮設給水栓設置状況調査を含む) 93 水質検査の実施	○		○	○			
	○		○	○			

注)◎：当事業者で対応すべき業務項目(背景色：水色)、○：当事業者で対応可能であれば実施し、必要に応じて行政部局や(幹事)応援事業者に依頼・連携可能な業務項目

施設復旧班 班長・担当責任者					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
<b>班長</b>							副班長は班長の補佐、代理を行う。
○			□	□	12) 施設復旧班活動の指揮・命令	① 施設復旧班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。	・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	14) 本部会議	① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。	
○			□	□	15) 施設復旧班会議 (班会議)	① 毎日早朝及び夕方に施設復旧班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。	
<b>担当責任者</b>							
○			□	□	13) 担当の活動の統括	① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。	・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	15) 施設復旧班会議 (班会議)	① 施設復旧班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。	
○			□	□	16) 他班との連絡調整	① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。	

施設復旧班 計画・情報担当			業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期				
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期		
	○		□	□	15) 施設復旧班会議 (班会議)	① 施設復旧班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。
○			□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書の確保	① 施設等復旧班で使用する資料・様式等を準備し、施設等復旧チームに必要なものを配布する。 ② 総務班動員・調達担当に施設等復旧班に必要な通信機器、緊急輸送車両確認証明書の数量を報告し、受け取る。 ③ 受け取った通信機器、緊急輸送車両確認証明書を施設等復旧チームに配布する。
○			□		72) 被害状況・断水状況等の調査	① 施設等復旧チームから、浄水場等の施設の被害状況を収集する。*1 ② ①の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路復旧班計画・情報担当に報告する。
○			□	□	73) 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認	① 他のライフラインの担当者から、被害状況・復旧状況等の情報を収集し、施設等復旧チームに伝達する。
○			□	□	24) 地震災害関係情報の確認	① 総務班調査・広報担当より地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を収集し、施設等復旧チームに伝達する。

\*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。

・事前の被害想定結果を参考にする。

・「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。

施設復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援事業者	初期	復旧期					
	○		□	□	81) 応急復旧計画の策定等	① 施設の被害状況等を整理し、以下の内容で施設等復旧班の応急復旧計画を策定する。* <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧期間の設定</li> <li>・ 応急復旧の順位と方法の選択</li> <li>・ 応急復旧資機材の確保</li> <li>・ 復旧工程の検討</li> <li>・ 復旧工事班の編成(人員、協力会社、車両等)</li> </ul> ② ①の応急復旧計画を総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路復旧班計画・情報担当に報告する。 ③ ①の応急復旧計画を施設等復旧チームに指示する。 ④ 施設等復旧班の活動に関して、必要に応じて、施設等復旧チームを指揮・命令する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援者・職員に過度な負担を与えないようローテーション等を行い、健康管理に留意する。</li> <li>* 応急復旧計画は進捗に伴い随時見直すとともに応援水道事業者と応急復旧地域の調整を行う。</li> </ul>		
○			□		82) 施設等復旧業者への応援要請及び配備	① 応急復旧計画に基づき、応援体制等を整理し、施設復旧業者に対し応援要請する。*1*2 ② 施設復旧業者の受け付けを行い、施設等復旧活動方針等を説明し、施設等復旧チームに引き継ぎ、配備する。*3	*1「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。 *2従事可能な水道OBに応急復旧の補助を依頼することも有効。 *3施設復旧業者に、依頼業務、遵守事項、連絡方法、作業方法などを説明し、準備した資料を渡す。		
○			□	□	32) 応援事業者に対する応急復旧の応援要請及び配備	③ 応急復旧計画に基づき、応援人員等を整理し、総務班動員・調達担当に応援要請を依頼する。 ④ 受け入れた応援事業者に対し、施設復旧活動方針等を説明し、施設等復旧チームに引き継ぎ、配備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援事業者に依頼業務、遵守事項、連絡方法、作業方法などを説明し、準備した資料を渡す。</li> </ul>		

施設復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○				□	92-1) 応急復旧状況調査		① 施設等復旧チームから、浄水場等の施設の復旧状況を収集する。 ② ①の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路復旧班計画・情報担当に報告する。	・「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。	
○				□	42) 給油所及び車両整備所の確認 43) 物資等の確保 44) 物品購入		① 総務班動員・調達担当から、ガソリン等の確保が可能な給油所及び車両修理が可能な車両整備所を確認し、施設等復旧チームに伝達する。 ② 総務班動員・調達担当に施設等復旧班で必要な物資等（食料、医薬品、救護物資等）の数量を報告し、受け取る。 ③ 受け取った物資等を、施設等復旧チームに配布する。 ④ 物品を購入する場合、あるいは施設等復旧チームから物品購入の依頼を受けた場合、総務班動員・調達担当に購入依頼する。 ⑤ 納入された物品を総務班動員・調達担当から受け取る。施設等復旧チームから依頼された物品は、当該施設等復旧チームに引き渡す。		
○				□	45) 応援者・職員に対する用務		① 用務がある場合、あるいは施設等復旧チームから用務を依頼された場合、総務班動員・調達担当に依頼し、処理する。		

施設復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○			□	□	28) 苦情対応 (1) 苦情の収集と対応		<p>① 計画・情報担当あるいは施設等復旧チームを通して、市民から苦情を受け付ける。</p> <p>② ①の苦情を整理し、計画・情報担当で対応できるものは対応する。</p> <p>③ 計画・情報担当で対応できず、他班で対応できるものは、以下の担当に依頼する。            総務班 調査・広報担当            応急給水班 計画・情報担当            管路復旧班 計画・情報担当</p> <p>④ 他班で対応できず、施設等復旧班で対応できる苦情を③の担当から受け付け、対応する。</p>		
					(2) 苦情対応の結果の収集		① 施設復旧班における苦情とその対応結果を総務班調査・広報担当に報告する。		

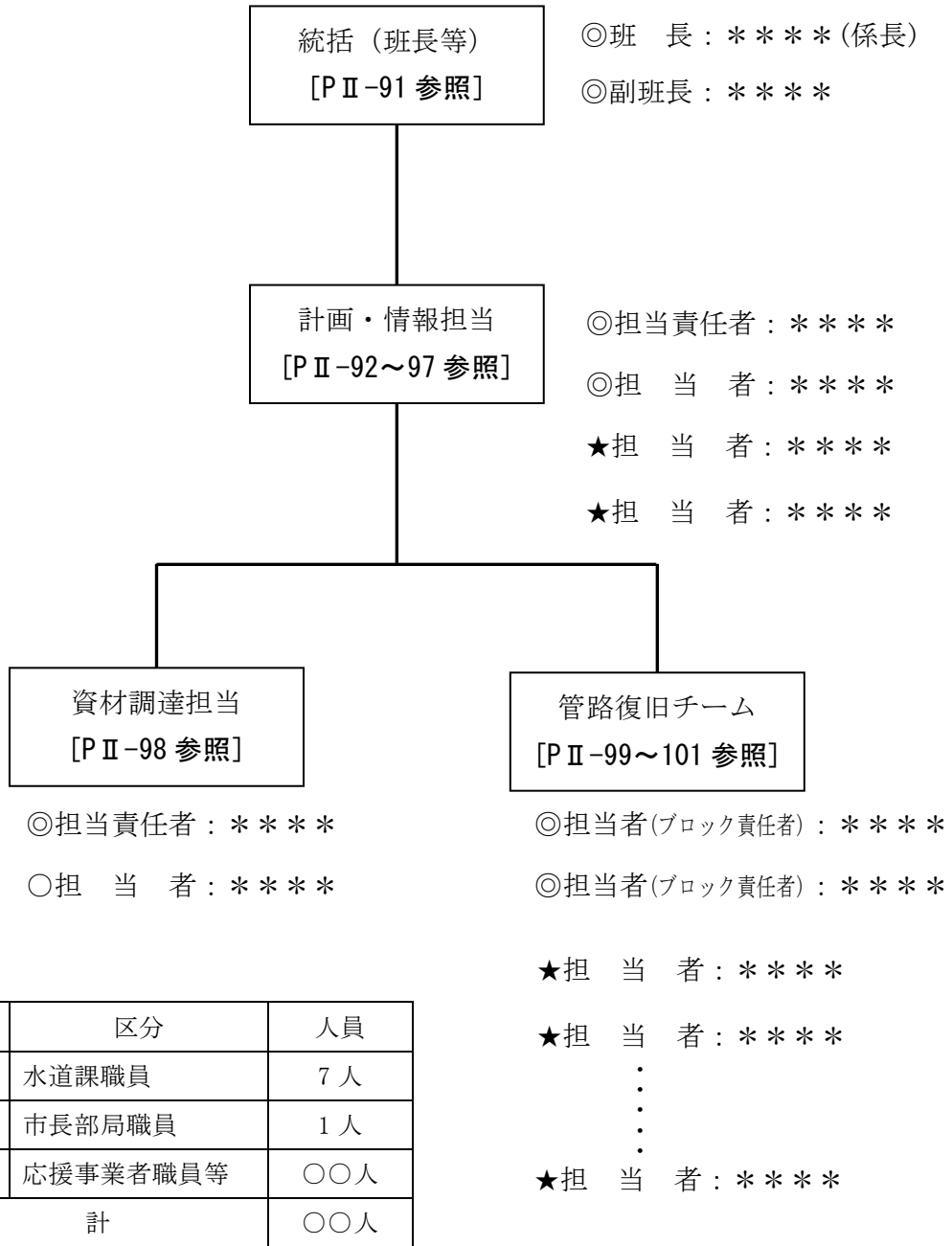
施設復旧班 施設等復旧チーム					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
	○		□	□	15) 施設復旧班会議 (班会議)	① 施設復旧班会議において、必要に応じてチームの活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
	○		□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書 書の確保	① 計画・情報担当より、必要な資料・様式を入手する。 ② 計画・情報担当より、通信機器、緊急輸送車両確認証明書を受け取る。	
	○		□		72) 被害状況調査、緊急措置	① 定められた調査方法・順序に基づき、以下に示す被害状況調査を行う。 ・ 貯水・取水施設等、原水確保のための施設の被害の有無*1 ・ 水源施設の法面崩壊、その他被害による水質、水量異常の有無*2 ・ 浄水施設、配水施設の動力確保状況 ・ 付帯施設、設備の異常の有無 ・ 消毒設備などの危険物の安全確認  ② 被害状況に応じて、以下に示す緊急措置を行う。 ・ 取水の停止・減量、代替取水方法の実施 ・ 自家発電設備等の起動 ・ 被害箇所、影響箇所の停止・切り離しあるいは補強措置、予備機起動 ・ 送配水の水量・水圧異常時等のポンプ停止 ・ 貯水量確保のための緊急措置(バルブ操作等) ・ 火災および有毒ガスの発生防止措置 ・ 水質管理の強化  ③ 被害・断水状況調査および緊急措置の結果を整理し、計画・情報担当に報告する。	*1貯水池の下流側に住宅等がある場合、土堰堤等の被害により、二次災害が生じることがあるので注意し、状況に応じて排水操作を行う。 *2井戸は地震により水質・水量が変化することがあるので注意する。
	○		□	□	73) 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認	① 計画・情報担当より、下水道、電力会社等の他のライフラインの被害状況・復旧状況等の情報を確認する。	

施設復旧班 施設等復旧チーム			実施主体		主な実施時期 初期 復旧期	業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者						
	○			□	□	24) 地震災害関係情報の確認	① 計画・情報担当より、地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を確認する。	
	○			□	□	81) 応急復旧計画の確認、指揮・命令事項の確認	① 計画・情報担当より、施設復旧計画を確認する。 ② 計画・情報担当より、指揮・命令事項を確認する。	
	○			□		82) 施設復旧業者の配備	① 計画・情報担当から施設復旧業者を受け入れる。	
	○				□	92) 施設復旧工事等の実施 93) 水質検査の実施	① 応急復旧計画に基づき、浄水施設等の復旧工事を行う。 ② 復旧した浄水施設等を対象として水質検査を行う。	・管路復旧チームが給水の水質検査を実施する際、状況に応じて協力する。
	○				□	92-1) 応急復旧状況調査	① 施設等の応急復旧状況を整理し、その結果をまとめる。 ② 計画・情報担当に、①の調査結果を報告する。	
	○				□	42) 給油所及び車両整備所の確認 43) 物資等の確保 44) 物品購入	① 計画・情報担当より、ガソリン等の確保が可能な給油所及び車両修理が可能な車両整備所を確認する。 ② 車両使用者は必要に応じて、指定のあった給油所、車両整備所に行き、ガソリンの提供および車両整備を受ける。 ③ 計画・情報担当より、必要な物資等(食料、医薬品、救援物資等)を受け取る。 ④ 物品を購入する場合、計画・情報担当に依頼する。 ⑤ 納入された物品を計画・情報担当より受け取る。	
	○				□	45) 応援者・職員に対する用務	① 用務がある場合、計画・情報担当に依頼する。	

施設復旧班 施設等復旧チーム			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
	○		□	□	28) 苦情対応		① 市民から直接苦情を受けた場合、計画・情報担当に報告する。		

## 4.1.5 管路復旧班の業務

## 管路復旧班の組織



## 管路復旧班の業務

業務区分		業務項目	当事業者	管路復旧班 (当事業者・行政部局・応援事業者)			
				班長	担当 責任者	調査 広報 担当	動員 調達 担当
応急体制の確立	指揮命令・総合調整	指揮命令 11 水道給水対策本部の活動の統括・指揮・命令 12 班の活動の統括・指揮・命令 13 担当の活動の統括	◎				
			◎	◎			
			◎	◎	◎	◎	
	情報連絡・市民対応	情報連絡等 14 水道給水対策本部会議(本部会議) 15 班会議 16 他班との連絡調整	◎				
			◎	◎	◎	◎	
			◎	◎			
	市民対応	27 広報 28 苦情対応等					
	他事業者への 応援要請		31 応急給水の応援要請と配備(応援事業者等に対するもの) 32 応急復旧の応援要請と配備(応援事業者に対するもの)	◎		◎	◎
	物資等確保・用務	物資等の 確保	41 宿舎・駐車場の確保と管理 42 給油所、車両整備所の確保 43 物資等の確保(食料、医薬品、救援物資等) 44 物品購入				
45 応援者・職員に対する用務(依頼受付と処理) 46 交通事故の処理 47 特命事項の実施							
用務							
応急給水	応急給水計画の 策定等	51 資料等の準備(応急給水関係) 52 応急給水計画の策定(拠点給水、運搬給水、消火栓からの仮設給水)					
	応急給水の実施	61 応急給水の実施(応急給水状況調査を含む)					
応急復旧／施設・管路	被害状況の把握と 緊急措置	71 資料等の準備(応急復旧関係)	◎		◎	◎	
		72 水道施設の被害状況・断水状況調査(緊急措置、配水調整を含む)	○		○	○	
		73 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認	○		○	○	
	応急復旧計画の 策定等	81 応急復旧計画の策定 82 施設復旧業者への応援要請と配備 83 管路復旧業者への応援要請と配備	○		○	○	
		84 応急復旧資材の確保 85 資材基地、残土置場の確保	○ ○		○ ○	○ ○	
応急復旧の実施 (漏水調査を含む)	91 漏水調査の実施 92 応急復旧工事の実施(応急復旧状況調査、仮設給水栓設置状況調査を含む) 93 水質検査の実施	○ ○ ○		○	○ ○ ○		

注)◎：当事業者で対応すべき業務項目(背景色：水色)、○：当事業者で対応可能であれば実施し、必要に応じて行政部局や(幹事)応援事業者へ依頼・連携可能な業務項目

管路復旧班 班長・担当責任者			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
<b>班長</b>									副班長は班長の補佐、代理を行う。
○			□	□	12) 管路復旧班活動の指揮・命令		① 管路復旧班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。		・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	14) 本部会議		① 班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 ② 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。		
○			□	□	15) 管路復旧班会議 (班会議)		① 毎日早朝及び夕方に管路復旧班会議を招集する。 ② 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認する。		
<b>担当責任者</b>									
○			□	□	13) 担当の活動の統括		① 担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。		・「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
○			□	□	15) 管路復旧班会議 (班会議)		① 管路復旧班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。		
○			□	□	16) 他班との連絡調整		① 他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 ② 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。		

管路復旧班 計画・情報担当			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体		主な実施時期		(太字：主要業務) (細字：主要業務以外)			
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
	○		□	□	15) 管路復旧班会議 (班会議)	① 管路復旧班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
○			□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書の確保	① 管路復旧班で使用する資料・様式等を準備し、資材調達担当、管路復旧チームに各々必要なものを配布する。 ② 総務班動員・調達担当に管路復旧班で必要な通信機器、緊急輸送車両確認証明書の数量を報告し、受け取る。 ③ 受け取った通信機器、緊急輸送車両確認証明書を管路復旧チームに配布する。	
○			□		72) 被害状況・断水状況等の調査	① (a) (b)の各担当から、以下の情報を収集する。*1  (a)施設復旧班計画・情報担当 ・ 浄水場等の施設の被害状況  (b)管路復旧班管路復旧チーム (ブロック責任者) 配水管の被害状況、断水状況*2*3 ② (b)の調査結果を整理し、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当に報告する。	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。 *2管路の被害は、地図や配管図に色分けして記入すると解りやすい。 *3震災当初は埋設管路の被害は、十分把握できないため、事前の被害想定結果を参考にして、被害規模を想定する。
○			□	□	73) 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認	① 他のライフラインの担当者から、被害状況・復旧状況等の情報を収集し、管路復旧チームに伝達する。	・「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。

管路復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○			□	□	24) 地震災害関係情報の確認		① 総務班調査・広報担当より、地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を収集し、管路復旧チームに伝達する。		

管路復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
	○		□	□	81) 応急復旧計画の策定等 (仮設給水栓設置を含む)	<p>① 施設や管路の被害・断水状況、復旧状況および道路被害の状況等を整理し、以下の内容で管路復旧班の応急復旧計画を策定する。*1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹管路の補強整備状況などの把握</li> <li>・ 供給可能な送・配水系統と給水区域の想定</li> <li>・ 供給不能な送・配水系統と被害箇所の想定</li> <li>・ 復旧期間の設定</li> <li>・ 応急復旧の順位と方法の選択*2*3*4</li> <li>・ 応急復旧資機材の確保*5 と分散配置</li> <li>・ 復旧工程の検討</li> <li>・ 復旧工事班の編成(人員、協力会社、車両等)*6*7</li> <li>・ 仮設給水栓設置計画(設置地区、設置間隔等) (※応急給水班の計画・情報担当と調整)</li> </ul> <p>② ①の応急復旧計画を総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当に報告する。</p> <p>③ ①の応急復旧計画を管路復旧チームに指示する。</p> <p>④ 管路復旧班の活動に関して、必要に応じて、管路復旧チームを指揮・命令する。</p>	<p>管路の被害状況は、想定地震と発生地震の震度等を比較して推定する。</p> <p>*1 応急復旧計画は進捗に伴い随時見直すとともに応援水道事業者と応急復旧地域の調整を行う。</p> <p>*2 上流側の管路から順次、復旧するように計画する。</p> <p>*3 以下の復旧方法を示す。 (1)断水して復旧するか、通水しながら復旧するか (2)被害が多い区間は、漏水箇所の修繕か、仮設配管等の布設か (3)給水管の修繕範囲 (4)各戸の仮設給水栓設置の有無等</p> <p>*4 市民に不公平感が生じないように、可能であれば連続した地域を順次復旧していく。</p> <p>*5 様式 A 1 を使用。</p> <p>*6 応援者・職員に過度な負担を与えないようローテーション等を行い、健康管理に留意する。</p> <p>*7 復旧工事の進捗により、地区別に仮設給水栓の設置状況等に偏りが生じた場合、必要に応じて管路復旧チームの配置替えを行う。</p>		

管路復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援事業者	初期	復旧期					
○			□		83) 管路復旧業者等への応援要請及び配備		① 応急復旧計画に基づき、応援人員等を整理し、市管工事業協同組合等に対し応援要請する。*1*2 ② 市管工事業協同組合等の管路復旧業者の受け付けを行い、管路復旧活動方針等を説明し、管路復旧チーム(ブロック責任者)に引き継ぎ、配備する。*3	*1「表2-4 関係機関との情報連絡体制」を利用。 *2従事可能な水道OBに応急復旧の補助を依頼することも有効。 *3管路復旧業者に依頼業務、遵守事項、連絡方法、作業方法などを説明し、準備した資料を渡す。	
○			□	□	32) 応援事業者に対する応急復旧の応援要請及び配備		① 応急復旧計画に基づき、応援人員等を整理し、総務班動員・調達担当に応援要請を依頼する。 ② 受け入れた応援事業者に対し、管路復旧活動方針等を説明し、管路復旧チーム(ブロック責任者)に引き継ぎ、配備する。	・ 応援業者に依頼業務、遵守事項、連絡方法、作業方法などを説明し、準備した資料を渡す。	
○			□		85) 資材基地、残土置場の確保		① 応急復旧計画に基づき、必要な資材基地、残土置場を確認する。 ② 資材基地、残土置場の確保のため、土地の借用が必要な場合、所有者にそれを要請する。 ③ 確保できた資材基地、残土置場を管路復旧チーム、資材調達担当に連絡する。		
○			□	□	84) 応急復旧資材の確保(管材)		① 応急復旧計画に基づき、必要な資材の数量を推計・決定し、資材調達担当に調達を指示する。 ② 管路復旧チームから、必要な資材について連絡を受けた場合、資材調達担当に調達を指示する。		

管路復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○				□	92-1) 応急復旧状況調査		① (a) (b) の各担当から、以下の情報を収集する。*1  (a) 施設復旧班計画・情報担当 ・ 浄水場等の施設の復旧状況 ・ 浄水場等の施設の応急復旧計画  (b) 管路復旧班管路復旧チーム (ブロック責任者) ・ 配水管の復旧状況・断水状況*2 ・ 仮設給水栓の設置状況  ② (b) の調査結果を整理し*3、総務班調査・広報担当、応急給水班計画・情報担当に報告する。	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。  *2管路の復旧状況は、地図や配管図に色分けして記入すると解りやすく、復旧の見通しも立てやすい。  *3資料 C 4、資料 C 5 を用いて作成。	
○				□	42) 給油所及び車両整備所の確認 43) 物資等の確保 44) 物品購入		① 総務班動員・調達担当から、ガソリン等の確保が可能な給油所及び車両修理が可能な車両整備所を確認し、管路復旧チームに伝達する。  ② 総務班動員・調達担当に管路復旧班で必要な物資等 (食料、医薬品、救護物資等) の数量を報告し、受け取る。  ③ 受け取った物資等を、管路復旧チームに配布する。  ④ 物品を購入する場合、あるいは管路復旧チームから物品購入の依頼を受けた場合、総務班動員・調達担当に購入依頼する。  ⑤ 納入された物品を総務班動員・調達担当から受け取る。管路復旧チームから依頼された物品は、当該管路復旧チームに引き渡す。		
○				□	45) 応援者・職員に対する用務		① 用務がある場合、あるいは管路復旧チームから用務を依頼された場合、総務班動員・調達担当に依頼し、処理する。		

管路復旧班 計画・情報担当			実施主体		主な実施時期		業務項目 (太字：主要業務 ) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期					
○			□	□	28) 苦情対応 (1) 苦情の収集と対応		<p>① 計画・情報担当あるいは管路復旧チームを通して、市民から苦情を受け付ける。</p> <p>② ①の苦情を整理し、計画・情報担当で対応できるものは対応する。</p> <p>③ 計画・情報担当で対応できず、他班で対応できるものは、以下の担当に依頼する。            総務班 調査・広報担当            応急給水班 計画・情報担当            施設復旧班 計画・情報担当</p> <p>④ 他班で対応できず、管路復旧班で対応できる苦情を③の担当から受け付け、対応する。</p>		
					(2) 苦情対応の結果の収集		① 管路復旧班における苦情とその対応結果を総務班調査・広報担当に報告する。		

管路復旧班 資材調達担当					業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体			主な実施時期				
当 事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
○			□	□	15) 管路復旧班会議 (班会議)	① 管路復旧班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
○			□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書 の確保	① 計画・情報担当より、必要な資料・様式を入手する。 ② 計画・情報担当より、通信機器、緊急輸送車両確認証明書を受け取る。	
○			□	□	24) 地震災害関係情報の確認	① 計画・情報担当より、地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を確認する。	
○			□		85) 資材基地の確認	① 計画・情報担当より、資材基地を確認する。	
○			□	□	84) 応急復旧資材の確保 (管材)	① 計画・情報担当より、確保する資材の数量を確認する。 ② 資材の在庫状況を適宜確認する。*1 ③ ①②に基づき、メーカーに管材を発注し、受け取る。 ④ 管路復旧チームに必要な管材を引き渡す。 ⑤ 総務班の動員・調達担当に管材の伝票を提出する。	*1在庫・備蓄状況に関する情報(民間所有の在庫・備蓄を含む)については、適宜更新を行い、応援事業者に共有する。
○				□	42) 給油所及び車両整備所の確認 43) 物資等の確保 44) 物品購入	① 計画・情報担当より、ガソリン等の確保が可能な給油所及び車両修理が可能な車両整備所を確認する。 ② 車両使用者は必要に応じて、指定のあった給油所、車両整備所に行き、ガソリンの提供および車両整備を受ける。 ③ 計画・情報担当より、必要な物資等(食料、医薬品、救援物資等)を受け取る。 ④ 物品が必要な場合、計画・情報担当に依頼する。 ⑤ 納入された物品を計画・情報担当より受け取る。	
○				□	45) 応援者・職員に対する 用務	① 用務がある場合、計画・情報担当に依頼する。	
○			□	□	28) 苦情対応	① 市民から直接苦情を受けた場合、計画・情報担当に報告する。	

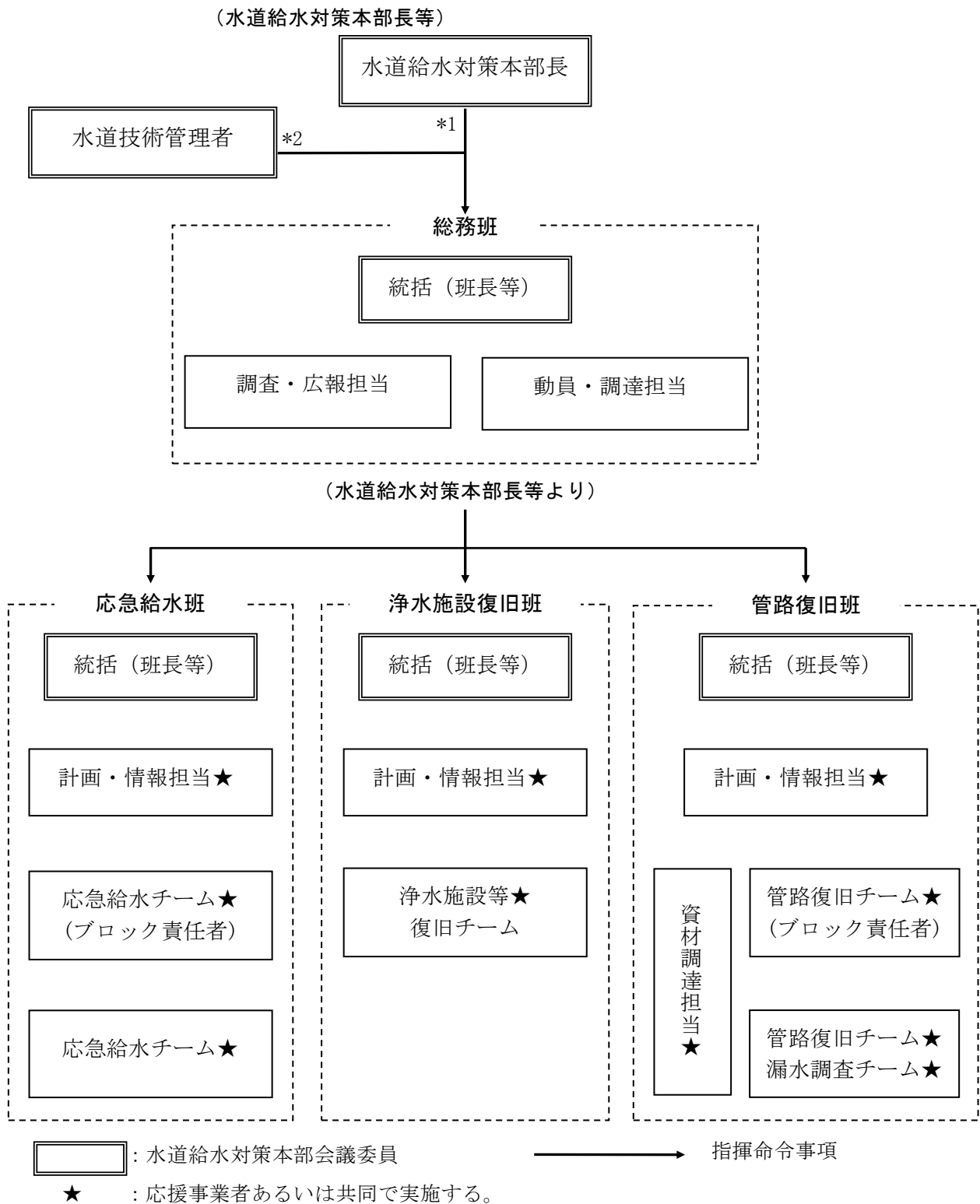
管路復旧班 管路復旧チーム等			業務項目		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期		(太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期		
	○		□	□	15) 管路復旧班会議 (班会議)	① 管路復旧班会議において、必要に応じてチームの活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。
	○		□		71) 資料等の準備 22) 通信機器の確保 23) 緊急輸送車両確認証明書 書の確保	① 計画・情報担当から資料・様式を入手する。 ② 計画・情報担当から通信機器、緊急輸送車両確認証明書を受け取る。
	○		□		72) 被害・断水状況調査、 緊急措置	① 定められた調査方法・順序に基づき、以下に示す被害状況(漏水、道路陥没等の有無・程度)・断水状況調査を行う。 ・ 重要路線および応急給水施設、避難所等に至る路線の被害 ・ 危険箇所、二次災害のおそれがある場所の被害 ・ 緊急輸送道路、鉄道、主要道路の横断箇所等の被害 ・ 通報を受けた未確認の被害 ・ 道路、河川施設等の被害と管路被害への影響 ・ 断水区域ならびに給水区域の水圧の確認  ② 緊急措置として、以下に示す断水作業、配水調整を行う。 ・ 道路陥没、崖崩れや二次災害およびそれらのおそれがある場合、漏水が送配水に影響を及ぼす場合、断水作業を行う。 ・ 消火活動を行う場所に対して、配水調整(バルブ操作)を行う。 ・ 浄水場から配水池等への送水、主要管路の機能確保を優先して、配水調整を実施する。  ③ 被害・断水状況調査および緊急措置の結果を整理し、ブロック責任者が収集して、計画・情報担当に報告する。

管路復旧班		管路復旧チーム等		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)		業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施主体		主な実施時期					
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
	○		□	□	73) 他のライフラインの被害状況・復旧状況の確認	① 計画・情報担当から他のライフラインの被害状況・復旧状況等の情報を確認する。	
	○		□	□	24) 地震災害関係情報の確認	① 計画・情報担当から地震災害関係情報(道路の被害・渋滞状況、復旧状況等を含む)を確認する。	
	○		□	□	81) 応急復旧計画の確認、指揮・命令事項の確認	① 計画・情報担当から管路復旧計画を確認する。 ② 計画・情報担当から指揮・命令事項を確認する。	
	○		□		83) 管路復旧業者の配備 32) 管路復旧の応援事業者の配備	① ブロック責任者は、計画・情報担当から市管工事業協同組合等の管路復旧業者、管路復旧の応援事業者を受け入れ、担当を定め管路復旧チームに配備する。	
	○			□	85) 資材基地、残土置場の確認	① 計画・情報担当から資材基地、残土置場を確認する。	
	○		□	□	84) 応急復旧資材の確保(管材)	① 復旧に必要な資材を資材調達担当より受け取る。 ② 復旧に必要な資材が不足する場合、計画・情報担当に依頼する。	
		○		□	91) 漏水調査の実施	① ブロック責任者は、管路復旧チームと協議し、漏水調査を行う管路を設定し、漏水調査チームに指示する。 ② 漏水調査チームは、指示された管路を対象に漏水調査を行う。 *1 ③ 宅内配管の漏水に関する情報を提供できるよう、配水管の復旧作業の進捗に支障が生じない範囲で住民に提供する漏水情報を整理する。	

管路復旧班		管路復旧チーム等		業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)	
実施主体		主な実施時期					
当事業者	共同	(幹事) 応援 事業者	初期	復旧期			
	○			□	92) 管路復旧工事等の実施 93) 水質検査の実施	① 応急復旧計画に基づき、管路の復旧工事を行う。*1 ② 復旧した配水管等を対象として水質検査を行う。*2 ③ 仮設給水栓設置計画に基づき、仮設給水栓を設置する。	*1不在宅の止水栓を止めた場合には、その旨張り紙などをしておく。 *2水質検査は必要に応じて、施設等復旧チームの協力を得て行う。水質検査が未了の場合は、必要に応じて飲用制限をして配水することを検討する。
	○			□	92-1) 応急復旧状況調査	① 管路復旧チームは管路の応急復旧状況、仮設給水栓の設置状況等を整理し、その結果をまとめる。*1 ② ①の調査結果をブロック責任者が収集し、計画・情報担当に報告する。	*1災害査定用資料として利用できるように、資料C1～資料C6を用いて作成。また、給水メーターの二次側の漏水状況の状況も確認し、集計することが望ましい。
	○			□	42) 給油所及び車両整備所の確認 43) 物資等の確保 44) 物品購入	① 計画・情報担当からガソリン等の確保が可能な給油所及び車両修理が可能な車両整備所を確認する。 ② 車両使用者は必要に応じて、指定のあった給油所、車両整備所に行き、ガソリンの提供および車両整備を受ける。 ③ 計画・情報担当から必要な物資等（食料、医薬品、救援物資等）を受け取る。 ④ 物品を購入する場合、計画・情報担当に依頼する。 ⑤ 納入された物品を計画・情報担当から受け取る。	
	○			□	45) 応援者・職員に対する用務	① 用務がある場合、計画・情報担当に依頼する。	
	○		□	□	28) 苦情対応	① 市民から直接苦情を受けた場合、計画・情報担当に報告する。	

## 4.2 情報連絡系統図

## 4.2.1 指揮命令系統図

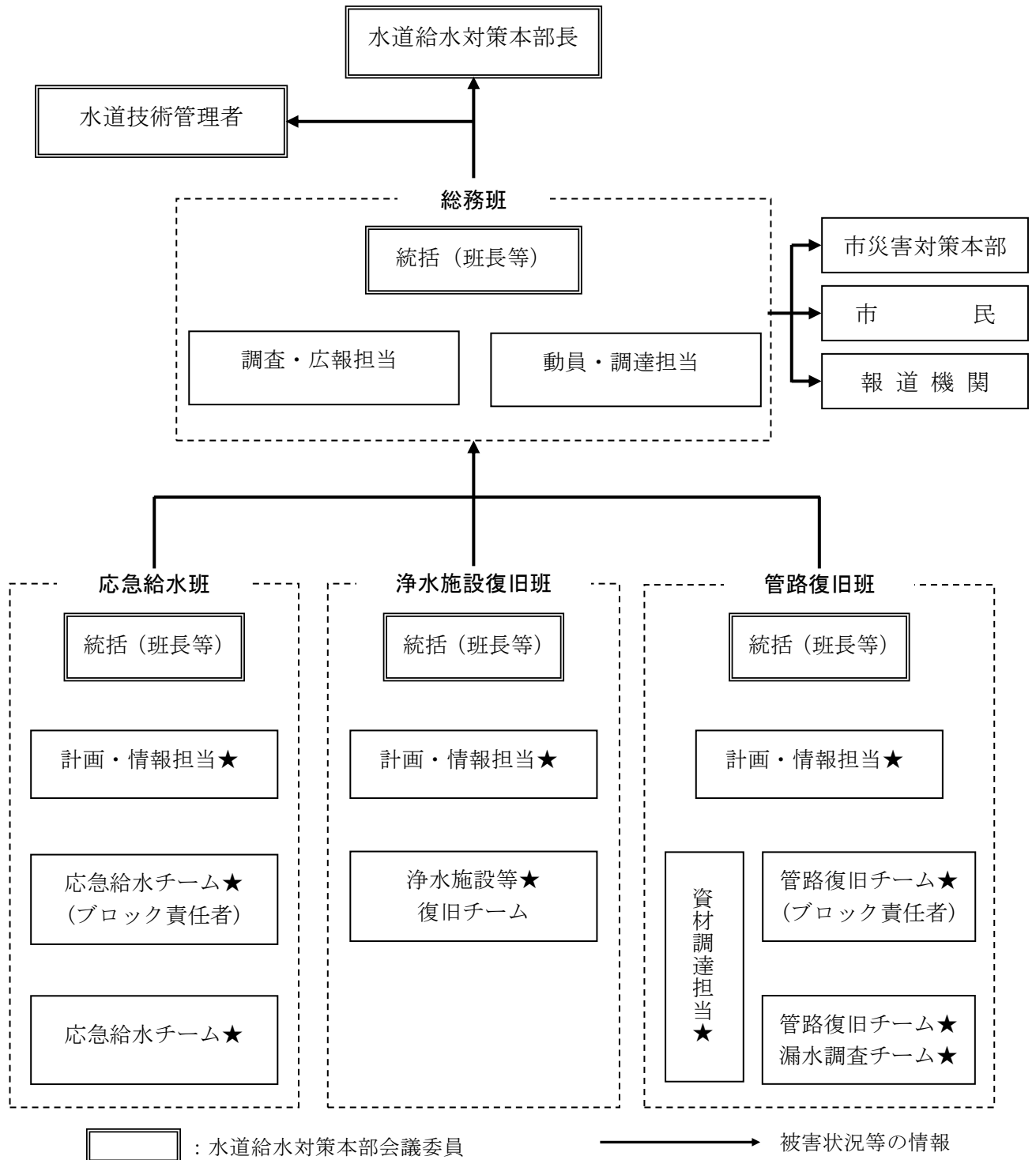


\*1 応急対策の基本的な重要事項

\*2 水道の技術上の管理に関する事項 (水質検査、衛生上の措置、給水の緊急停止等)

## 4.2.2 情報収集・広報連絡系統図

(水道給水対策本部長等)



□ : 水道給水対策本部会議委員

→ 被害状況等の情報

★ : 応援事業者あるいは共同で実施する。

※ 連絡方法として、コミュニケーションアプリも活用すること。

Ⅲ. 災害時受援マニュアル  
(応援事業者用)  
(例)

〇〇市水道課

## <目次>

1. マニュアルの目的 .....	Ⅲ-1
2. 災害時の〇〇市水道課の組織と受援体制 .....	Ⅲ-1
2.1 災害時の〇〇市水道課の組織 .....	Ⅲ-1
2.2 災害時の〇〇市水道課の受援体制 .....	Ⅲ-2
3. 〇〇市水道課への活動合流時の注意事項 .....	Ⅲ-4
3.1 受付場所（活動拠点） .....	Ⅲ-4
3.2 受付方法 .....	Ⅲ-4
3.3 宿泊施設の確保 .....	Ⅲ-4
3.4 食料の確保 .....	Ⅲ-4
3.5 事務機器の携行 .....	Ⅲ-4
3.6 器具の携行 .....	Ⅲ-4
3.7 活動スペース .....	Ⅲ-5
3.8 車両 .....	Ⅲ-5
3.9 応急活動時に利用できる拠点施設 .....	Ⅲ-5
3.10 困ったときの連絡先 .....	Ⅲ-5
3.11 費用負担の考え方 .....	Ⅲ-7
4. 活動内容 .....	Ⅲ-8
4.1 本部運営補助 .....	Ⅲ-8
4.2 総務班業務補助 .....	Ⅲ-8
4.3 応急給水活動 .....	Ⅲ-8
4.4 応急復旧活動 .....	Ⅲ-8
5. 応急給水・応急復旧の作業内容 .....	Ⅲ-9
5.1 応急給水の作業内容 .....	Ⅲ-9
5.2 応急復旧の作業内容 .....	Ⅲ-11
6. 〇〇市の水道の特徴 .....	Ⅲ-15
7. 〇〇市水道課の事業概要等 .....	Ⅲ-16

## 用語の定義

用語	定義
応援活動	応急給水活動および応急復旧活動、本部運営等に從事していただく活動の総称。
応援事業者	〇〇市水道課の応援活動に從事していただく他事業者や組織の総称
幹事応援事業者	複数の応援事業者による応援活動を編成する場合に、応援事業者への統括および指示と、〇〇市水道課の災害対策本部との連絡調整を行う事業者。
耐震性貯水槽	〇〇市内〇箇所に設置している $V=〇〇\text{m}^3$ の地下式の耐震型循環式飲料水貯水槽のこと。
応急給水拠点	耐震性貯水槽を設置している〇箇所の給水所のこと。原則として〇〇市水道課の職員が市民に直接水を配布することを想定している。位置は〇ページを参照。
給水基地	給水車に水を補給する浄水場や配水池のこと。位置は〇ページを参照。
仮設水槽	組立式の $1\text{ m}^3$ のタンクのこと。
仮設給水所	仮設水槽を組み立てて設置した給水所のこと。巡回給水方式にて仮設水槽への給水を行う。基本的に〇〇市の水道課以外の職員（避難所指定動員）が配布することを想定している。位置は〇ページを参照。
重要給水施設	人命に関わる医療機関や防災活動の拠点となる施設と位置づけている重要施設のこと。位置は〇ページを参照。
活動拠点	応援活動の指示と報告を担う場所のこと。

## 1. マニュアルの目的

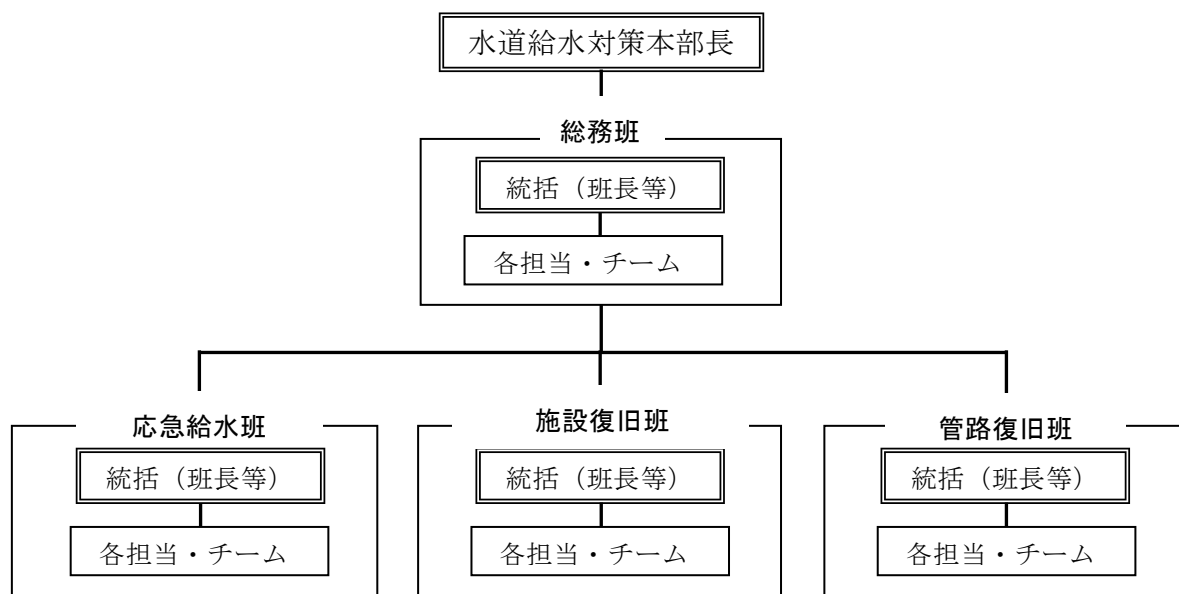
〇〇市水道課では、本市内で大規模災害等が発生した場合、水道事業者及び公益社団法人日本水道協会（以下、日本水道協会）と締結した「災害時相互応援に関する協定」等に基づき、他都市等へ応援要請を行うこととしています。

本マニュアルは、〇〇市水道課が他事業者からの応援を受け入れる際に、事前に知っていただきたい事項を記載し、周知することで、円滑な活動が実現することを目的としています。

## 2. 災害時の〇〇市水道課の組織と受援体制

### 2.1 災害時の〇〇市水道課の組織

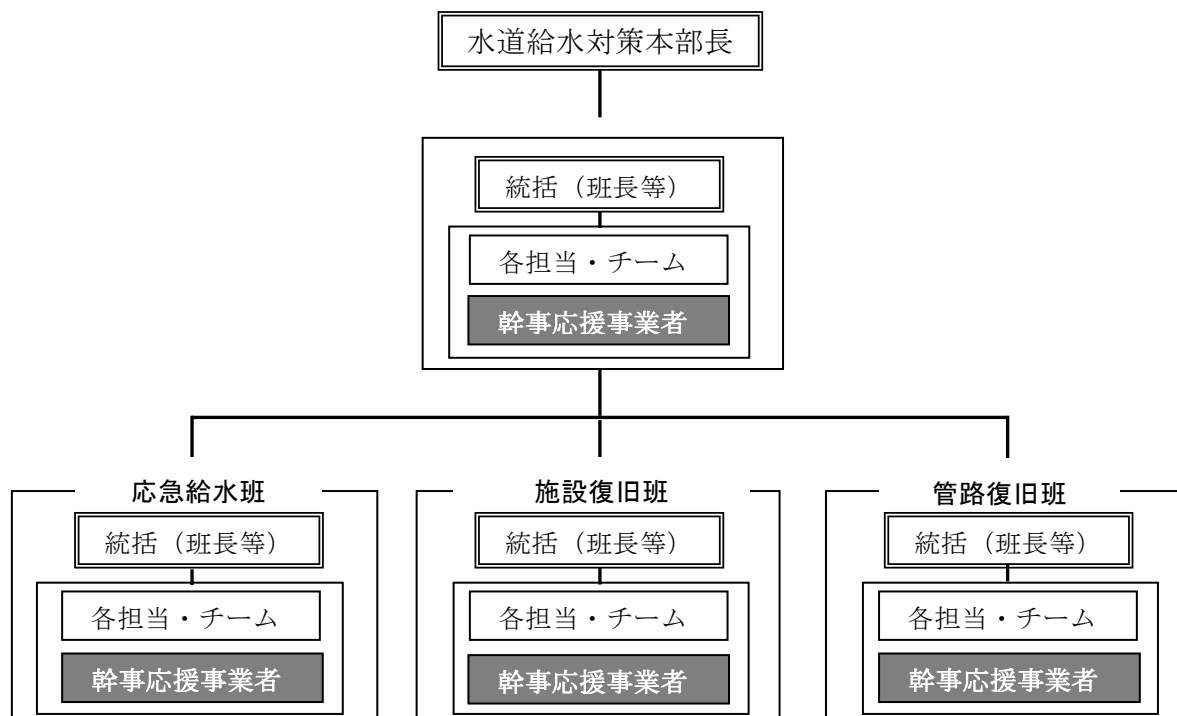
災害発生時、〇〇市水道課は水道事業管理者を本部長とする「水道給水対策本部」を以下のとおり組織します。



## 2.2 災害時の〇〇市水道課の受援体制

### 2.2.1 〇〇市水道課が指揮を行う場合

〇〇市水道課が指揮を執る場合は、各種活動に対する支援を受けられるよう、以下のとおり受援体制を整備します。

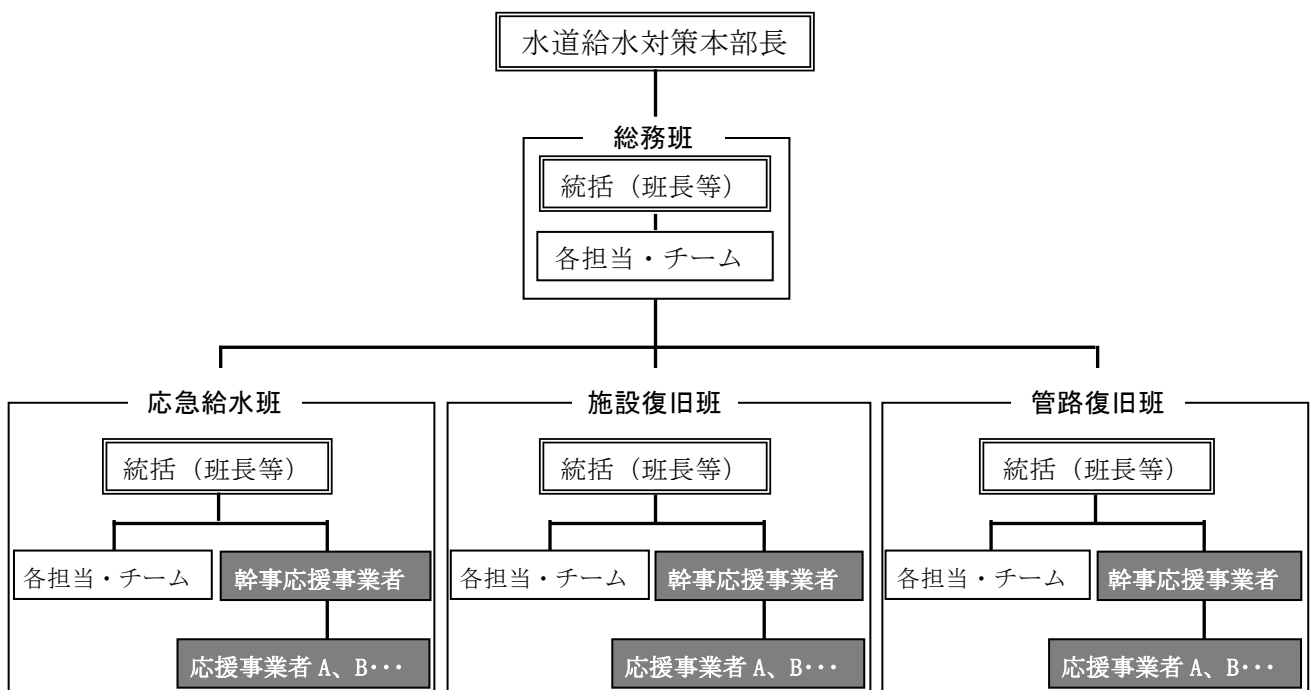


## 2.2.2 幹事応援事業者が指揮を行う場合

災害の規模が大きい場合、または応援事業者の数が増加し、〇〇市水道課のみでの指揮が困難と判断される場合には、〇〇市水道課に代わり、応援事業者の活動を指揮・統括する「幹事応援事業者」を定めることとしています。

幹事応援事業者は、原則として日本水道協会地方支部長、都府県支部長、または日本水道協会と協議のうえ決定します。

幹事応援事業者が指揮を行う場合には、以下のとおり、〇〇市水道課とは別に応援事業者の活動体制を整備します。



### 3. ○○市水道課への活動合流時の注意事項

#### 3.1 受付場所（活動拠点）

応援事業者の受付場所は、○○市役所本庁舎（水道課○階）〔住所：○○県○○市○○〕とします。駐車場については市役所駐車場の利用を基本としますが、状況に応じて○○〔住所：○○県○○市○○〕等を指定する場合があります。また、給水車の給水基地として、○○浄水場〔住所：○○県○○市○○〕等を指定する場合があります。（※）  
上記以外を指定する場合には、その都度、連絡いたします。

※受付場所（活動拠点）の周辺図および概要図（緊急輸送道など災害時でも通行が可能な道路からのアクセス方法を含む）を記載すること。

#### 3.2 受付方法

- ① 応援事業者が到着した際には、○○市水道課または幹事応援事業者が、応援事業者に対し、体制、責任者、車両、器具等の確認を行います。その際、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 15「応急給水応援体制報告書」および様式 20「応急復旧応援体制報告書」を提出していただきます。
- ② ○○水道課または幹事応援事業者から、応援事業者の責任者に対し、活動場所、被害状況、作業場所、作業内容、担当責任者名、移動経路等について説明を行います。

#### 3.3 宿泊施設の確保

宿泊施設は、原則、各応援事業者にて確保をお願いします。

民間宿泊施設の確保が難しい場合は、本市施設で宿泊スペースを提供できる場合がありますので、○○市水道課までお問い合わせください。

#### 3.4 食料の確保

被災状況によっては食料の提供が困難となる場合があるため、原則として食料は応援事業者にて確保していただくようお願いします。

#### 3.5 事務機器の携行

PC やタブレット等の事務機器については、原則として応援事業者による自己携行をお願いします。ただし、活動期間中に急遽必要となった場合には、一時的に貸与できるよう可能な範囲で対応します。

#### 3.6 器具の携行

応急給水活動に従事される場合は、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」p. 96

を参考とし、接続器具やホース等について、原則として応援事業者にて自己携行していただくようお願いします。

応急復旧活動に従事される場合は、日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」p.134を参考とし、携帯用残留塩素計や開栓器具一式等について、原則として応援事業者にて自己携行していただくようお願いします。

### 3.7 活動スペース

水道給水対策本部を設置する庁舎内において、応援事業者が使用する執務スペースを確保します。

### 3.8 車両

被災状況によっては、緊急通行車両以外の一般車両の通行が禁止または制限される場合があります。そのため、緊急通行車両確認証明書および標章の交付を受け、証明書は車両に備え付け、標章は当該車両の前面の見やすい位置に掲示してください。

また、燃料の補給については、総務班から補給場所や補給方法等の情報をお伝えします。

### 3.9 応急活動時に利用できる拠点施設

#### ① 応急給水資機材備蓄拠点※

応急給水に用いる車載用給水タンク等を、市内〇ヶ所に分散して備蓄しています。

- ・ ポリ製給水タンク（〇〇〇L）約〇基
- ・ アルミタンク（〇〇〇L）約〇基

#### ② 応急復旧資機材備蓄拠点※

応急復旧用の水道管については、小口径（〇〇〇mm以下）と大口径（〇〇〇mm以上）に分類し、それぞれ市内〇ヶ所、〇ヶ所に分散して備蓄しています。

- ・ 〇〇〇管（口径〇〇〇～〇〇〇mm）約〇〇ヶ所復旧分
- ・ 〇〇〇管（口径〇〇〇～〇〇〇mm）約〇〇ヶ所復旧分

※備蓄拠点施設の位置図を記載する。

### 3.10 困ったときの連絡先

#### 【発災当初の連絡窓口】

総務班

電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

FAX 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

衛星携帯〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【応援事業者受付時の連絡窓口】

総務班

電話 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

FAX 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

衛星携帯〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

### 3.11 費用負担の考え方

日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」p.26 「7. 費用負担の基本的な考え方」に則り、以下のとおりとします。

費用	〇〇市水道課が負担する費用	応援事業者が負担する費用
人件費等	超過勤務手当 深夜勤務手当 特殊勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費（日当含む）	給料 地域手当等基本的な手当
材料費	管材 弁栓類、弁筐、鉄蓋類等	
工事請負費	工事請負費 （材料費、労務費、機械器具損料、滞在費、諸経費等）	
委託費	委託費（漏水調査業務等）	
車両、機材等の費用	燃料費（ガソリン、軽油） 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食糧費（弁当等） 宿泊費（仮設ハウス設置費用、ホテル等宿泊費）	携行する食糧費 携行する寝袋、テント等 被服 生活用品 その他福利厚生費
その他事務費等	写真代（工事確認用） 作業用消耗品 通信費 消火器 地図 コピー代	写真代（記録・報告・広報用） その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的な処置に係る費用 第三者に対する損害賠償金の負担「応援作業中の事故等」	応援職員の災害償補費 「出張中の公務災害」 第三者に対する損害賠償金の負担「往復途上の事故等」

## 4. 活動内容

活動拠点に合流後、従事いただく活動には以下のようなものがあります。

### 4.1 本部運営補助

情報の総括、通報受付、動員管理、応急給水活動・応急復旧活動の計画策定等の業務を行っていただきます。

### 4.2 総務班業務補助

収集した情報の整理、電話対応、応援事業者との調整、活動指示内容の作成、活動報告書の整理等を行っていただきます。

### 4.3 応急給水活動

現地における応急給水活動、または本部での指揮を担当していただきます。

具体的には、給水車を用いて給水基地（配水池）から仮設水槽への応急給水や、耐震性貯水槽を活用した応急給水などを行います。

応急給水活動に際しては、以下に示す応急給水拠点での水の配布作業や、仮設給水所内の仮設水槽、重要給水施設の受水槽等への応急給水を実施していただきます。※

活動時には、緊急通行車両確認証明書を車両に備え付け、標章を車両前面に掲示してください。

※応急給水拠点、仮設給水所、給水基地、重要給水施設の一覧及び位置図を記載すること。

### 4.4 応急復旧活動

漏水調査や、管路・施設の応急復旧工事に伴う監督作業を行っていただきます。

具体的には、応急復旧工事の立ち合い、排水（洗浄／洗管）に伴うバルブ操作、配水管・給水管、その他設備の応急復旧作業等を予定しています。

## 5. 応急給水・応急復旧の作業内容

### 5.1 応急給水の作業内容

耐震性貯水槽が設置された応急給水拠点の運営、または仮設給水所の仮設水槽および病院等の重要給水施設の受水槽への応急給水の主に2種類の活動を行っていただきます。

なお、活動に関する広報については、総務班にて内容を判断したうえで、〇〇市防災・危機管理課（市長部局）の災害対策本部、または〇〇市水道課から発出することを想定しています。

#### 5.1.1 耐震性貯水槽が設置された応急給水拠点の運営

応急給水拠点において、耐震性貯水槽から市民への飲料水の配布を行うほか、待機列の整理や給水所の案内等を含めた運営を行っていただきます。

#### 活動の流れ

<b>活動箇所の共有</b>	活動拠点において、〇〇市水道課または幹事応援事業者から応援事業者に対し、以下の事項を伝達します。 <b>（日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 16（表）応急給水作業指示書）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 応急給水拠点</li><li>・ 活動の時間（開始・終了）</li><li>・ 報告、確認用の連絡先</li><li>・ 蓋開け用器具やホース等が保管されている倉庫の鍵の受け渡し</li></ul>
<b>応急給水拠点の運営</b>	応急給水拠点の運営を実施していただきます。 活動後の報告に必要となる、以下の項目について記録してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 開始時間と終了時間</li><li>・ 配布した水の量（確認できる場合）</li><li>・ 応急給水拠点で気づき事項や確認事項等</li></ul>
<b>活動の報告</b>	活動終了時刻になりましたら、活動拠点へ連絡のうえ戻ってきていただき、〇〇市水道課または幹事応援事業者に作業報告を行ってください。 <b>（日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 16（裏）応急給水作業報告書）</b> 報告書に記載する内容は、前述のとおり応急給水拠点の運営で記録していただいた項目が中心となります。
<b>報告の集約</b> （〇〇市水道課 または幹事応援 事業者）	各応援事業者からの報告内容に基づき、活動状況を集約・整理します。 <b>（日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 18 応急給水作業集約表）</b>

### 5.1.2 仮設給水所等への応急給水

主に給水車を使用し、以下のいずれかの活動を行っていただきます。

- ・ 仮設給水所に設置された仮設水槽への給水
- ・ 病院等の重要給水施設に設置の受水槽への給水
- ・ その他、臨時に開設された仮設給水所や設置された仮設水槽等への給水

#### 活動の流れ

<p><b>活動箇所の共有</b></p>	<p>活動拠点において、〇〇市水道課または幹事応援事業者から応援事業者に対し、以下の事項を伝達します。</p> <p><b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 16 (表) 応急給水作業指示書)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給水基地</li> <li>・ 給水活動場所</li> <li>・ 活動の時間 (開始・終了)</li> <li>・ 報告、確認用の連絡先</li> <li>・ 活動時の注意点</li> </ul> <p>(道路状況、必要な資機材、地域からの要望など)</p>
<p><b>応急給水の実施</b></p>	<p>応援事業者には、応急給水を実施していただきます。</p> <p>活動後の報告に必要となる、以下の項目について記録してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>給水基地</u>で給水車等に補給を開始した時間と終了した時間</li> <li>・ <u>給水基地</u>で給水車等に補給した水量 (累計ではなく補給ごとに)</li> <li>・ 仮設給水所で仮設水槽等に給水を開始した時間と終了した時間</li> <li>・ 仮設給水所で仮設水槽等に給水した水量 (累計ではなく給水ごとに)</li> <li>・ 給水基地や仮設給水所で気づいた点、確認した点など</li> <li>・ 活動写真 (状況に応じて)</li> <li>・ 仮設給水所に設置されている仮設水槽等の水の塩素濃度 (状況に応じて)</li> </ul>
<p><b>活動の報告</b></p>	<p>活動終了時刻になりましたら、活動拠点へ連絡のうえ戻ってきていただき、〇〇市水道課または幹事応援事業者に作業報告を行ってください。</p> <p><b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 16 (裏) 応急給水作業報告書)</b></p> <p>報告書に記載する内容は、前述のとおり活動中に記録していただいた項目が中心となります。</p> <p>翌日も活動を継続する場合には、翌日の活動箇所等に関する情報共有を行います。</p>

<b>報告の集約</b> (〇〇市水道課 または 幹事応援事業 者)	各応援事業者からの報告内容に基づき、活動状況を集約・整理します。 <b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 18 応急給水作業集約表)</b>
--	--

※給水基地には、原則として〇〇市水道課職員が常駐し、給水車等への補給作業を行います。

## 5.2 応急復旧の作業内容

主に、漏水調査、管路の応急復旧および施設の応急復旧を行っていただきます。

### 5.2.1 漏水調査

指定されたエリアを巡回し、水たまり等の漏水痕跡がないかを確認していただきます。

また、漏水の疑いがある水を採水し、携帯用残留塩素計を用いて塩素反応の有無を確認していただきます。

### 活動の流れ

<b>活動箇所の共有</b>	活動拠点において、〇〇市水道課または幹事応援事業者から応援事業者に対し、以下の事項を伝達します。 <b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 21 (表) 漏水調査受付書)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水調査を実施する範囲</li> <li>・活動時間 (開始・終了)</li> <li>・報告・確認用の連絡先</li> <li>・活動時の注意点 (道路状況、必要な資機材、地域からの要望等)</li> </ul>
<b>漏水調査の実施</b>	漏水調査を実施していただきます。活動後の報告に必要となるため、以下の事項を記録してください。 <b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 21 (裏) 漏水調査報告書)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水場所・周辺の目標物</li> <li>・漏水中の水溜まりか漏水した痕か</li> <li>・漏水箇所属性 (公地／民地、歩道／車道)</li> <li>・漏水箇所の舗装形態 (As、Co、舗装無)</li> <li>・道路自体の損傷があるか</li> <li>・残塩の反応があるか</li> <li>・活動写真 (状況に応じて)</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性の高さ</li> </ul>
<b>活動の報告</b>	<p>終了時刻に達した場合、または指示した範囲の調査が完了した場合には、活動拠点に連絡の上戻っていただき、〇〇市水道課または幹事応援事業者に作業報告を行ってください。</p> <p><b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 21 (裏) 漏水調査報告書)</b></p> <p>その際、調査時の記録した内容に加え、以下の事項について報告してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水した管の機能 (導水管/送水管/配水管/給水管)</li> </ul> <p>翌日も活動を継続する場合には、翌日の活動箇所等の情報共有を行います。</p>
<b>応急復旧のための指示準備</b> (〇〇市水道課 または 幹事応援事業者)	<p>各応援事業者からの報告内容をもとに、応急復旧作業の指示内容を取りまとめ、作成します。</p> <p><b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 22 応急復旧活動対応表)</b></p>

※原則として、基幹管路 (φ300 以上の管) > 重要給水施設管路 > その他配水支管の順に優先度を設定し、応急復旧の指示を行います。

## 5.2.2 管路の応急復旧

漏水報告等に基づき、管路の応急復旧作業を実施していただきます。

### 活動の流れ

<p><b>活動箇所の共有</b></p>	<p>活動拠点において、〇〇市水道課または幹事応援事業者から応援事業者に対し、以下の事項を伝達します。</p> <p><b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 22 応急復旧活動対応表)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管路の応急復旧を行う場所</li> <li>・活動の目安となる時間（開始・終了）</li> <li>・断水開始時間</li> <li>・既設管竣工図の貸与</li> <li>・応急復旧対象の管情報（管種、口径、埋戻し構成等）</li> <li>・操作するバルブおよび洗浄箇所</li> <li>・報告・確認用の連絡先</li> <li>・道路の交通規制方法・規模</li> <li>・活動時の注意点（道路状況、必要な資機材、地域からの要望等）</li> </ul>
<p><b>管路復旧の実施</b></p>	<p>管路の応急復旧作業を実施していただきます。活動後の報告に必要なため、以下の事項を記録してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水原因の詳細</li> <li>・漏水箇所の地盤状況</li> <li>・復旧前および復旧後の配管図</li> <li>・工事写真（災害復旧に係る国庫補助金交付申請を想定し、作業工程ごとに撮影）</li> </ul> <p>※安全管理、洗浄、水圧試験、品質管理等に関する写真記録も忘れずに撮影してください</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動状況が分かる写真</li> </ul>
<p><b>活動の報告</b></p>	<p>指示した箇所の応急復旧が完了次第、活動拠点へ連絡のうえ戻っていただき、〇〇市水道課または幹事応援事業者に作業報告を行ってください。</p> <p><b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 23 管路修理報告書)</b></p> <p>報告の際には、調査時に記録した内容に加え、以下の事項について報告をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(※必要事項をこの後に列挙する想定の場合はここに追記)</li> </ul> <p>翌日も活動を継続する場合には、翌日の活動箇所等に関する情報共有</p>

	を行います。
<b>報告の集約</b> (〇〇市水道課 または 幹事応援事業 者)	各応援事業者からの報告内容に基づき、活動状況を集約・整理します。 <b>(日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」様式 24 管路修理集約表)</b>

### 5.2.3 施設の応急復旧

5.2.2 管路の応急復旧を参考とし、施設復旧班班長の指示のもと、施設の応急復旧作業を実施していただきます。

## 6. ○○市の水道の特徴

### 1) 水道システム

- ・配水方式：「自然流下方式」及び「加圧方式」
- ・全市平均配水圧：0.4MPa、配水管：0.15MPa～0.7MPa
- ・給水区域：3区域
- ・管路管理：マッピングシステム（○○社 管路台帳システム、shape形式で提供可能）

### 2) 使用資材

※参考資料：水道管工事標準設計マニュアル（○○市水道課）

#### (1) 配水管

- ・φ50以下はポリエチレン管とHIVP。  
H〇〇以降は、配水用ポリエチレン管（浸透溶剤防止スリーブあり）を採用。
- ・φ75以上はダクタイル鋳鉄管。
- ・埋設深さは土被り1.2m（φ300以下）または1.5m（φ400以上）

#### (2) バルブ等属具（標準）

- ・仕切弁：左開、右閉。キャップはJIS型。  
φ400以下はソフトシール仕切弁、φ500以上はバタフライ弁
- ・排水弁：左開、右閉。
- ・消火栓：右開、左閉。補修弁（ボールバルブ。レバー式）付き。
- ・空気弁：急速型φ25が標準。
- ・補修弁：φ75～φ150：バタフライ弁、ボール弁。
- ・減圧弁：バイパス管あり。人が入れるピット内に設置。
- ・鉄蓋類：空気弁鉄蓋。H〇以降は丸型あり（重車両通行道路のみ）。

#### (3) 給水管

- ・道路～宅地内（メーターまで）：ポリエチレン管（H〇以降）またはHIVP（H〇以前）・  
分岐はサドル分水栓（φ25以下）または割丁字管（φ40以上）。  
φ30の分岐は基本的にありません。
- ・第1止水栓：原則、宅地内に設置（一部道路上にあり）
- ・標準配管図

## 7. ○○市水道課の事業概要等

○○市水道課の事業概要については、○○市ホームページに掲載しています。

(掲載 URL) ○○○○

- ・ ○○市水道事業経営戦略
- ・ ○○市水道事業ビジョン
- ・ ○○市水質管理計画
- ・ ○○市水道事業年報

## 參考資料

## 目次

名古屋市の事例（上下水道一体の防災訓練） .....	参考-1
熊本市の事例①（タブレット端末を活用した応急復旧調査） .....	参考-2
熊本市の事例②（上下水道 BCP 等の改善） .....	参考-3
愛知県の事例①（上下水道一体の災害対応訓練） .....	参考-4
広報事例（断水解消見込み、復旧進捗を工法した事例） .....	参考-5
名古屋市の事例（宅内配管の修繕に関する事例） .....	参考-6
八戸市による水道施設の耐震化の取組について .....	参考-7

## 【名古屋市の事例】

### ●上下水道一体の防災訓練

名古屋市上下水道局では、「名古屋市上下水道局地震対策」や「名古屋市上下水道局事業継続計画（地震対策編）」に基づき、毎年9月に上下水道一体での実務訓練として「上下水道局防災訓練」を実施している（主な訓練内容は表-1のとおり）。毎年、直近で発生した大規模地震での教訓や課題などを訓練の内容に反映しており、令和7年度の訓練では、制度運用開始後初めて発表された「南海トラフ地震臨時情報」に焦点を当て、臨時情報発表時における対応訓練や、後発地震発生後の応急活動訓練等を通して、各種マニュアルの実効性を検証するなど、実践的な訓練の実施に努めている。

表-1 上下水道一体の防災訓練の例（令和7年度実施内容）

訓練種別	参加者	訓練内容
指令室訓練	局長、次長、経営本部長、部長級職員、指令室事務班、指令室広報班、情報統括室、各班班長、相互応援協定締結事業体職員（横浜市、新潟市）	<ul style="list-style-type: none"><li>・各班の情報収集訓練</li><li>・情報統括室による情報集約訓練、状況付与型訓練</li><li>・指令室会議による各班報告訓練</li></ul>
合同防災訓練	管路センター、営業センター、市民、名古屋市指定水道工事店協同組合、名古屋上下水道総合サービス(株) など	<p>【管路センター、営業センター】</p> <p>配水管漏水修理訓練、給水車への注水訓練、組立式応急給水槽の設置・注水訓練</p> <p>【市民参加型】</p> <p>各種容器による受水訓練、下水道直結式仮設トイレ組立訓練、地下式給水栓操作訓練</p> <p>【名古屋市指定水道工事店協同組合】</p> <p>仮設給水栓設置訓練</p> <p>【名古屋上下水道総合サービス(株)】</p> <p>道路取付管漏水修理訓練</p>
各班訓練	上下水道局全職員、名古屋市指定水道工事店協同組合、名古屋上下水道総合サービス(株)、上下水道局退職者協力員	<ul style="list-style-type: none"><li>・安否情報等確認訓練</li><li>・応急給水施設開設情報の登録訓練</li><li>・地震発生後の応急活動訓練</li><li>・現地本部設置訓練</li><li>・部間における応急給水応援訓練</li></ul>

資料提供：名古屋市

## 【熊本市の事例①】

### ●タブレット端末を活用した応急復旧調査

熊本市では、令和6年能登半島地震における支援活動（下水道管路施設の応急復旧調査）において、被災自治体の下水道台帳の電子データ（PDF形式）を搭載したタブレット端末の活用による調査の効率化を図った。タブレット端末の活用により、悪天候時の調査図面等の棄損を防止でき、調査結果も電子化されているため、関係者間での円滑な情報共有にも寄与している。

一方で、現場で記録した情報を応急復旧調査表に転記する作業が必要であったため、あらかじめタブレット端末等に一次調査表（エクセル等）を入れておき、現場で調査結果を直接入力できるようにすることで、調査のさらなる効率化が可能であると考えられる。



図-1 下水道台帳（電子）とタブレット端末等の活用による応急復旧調査の効率化

資料提供：熊本市、上下水道地震対策検討委員会報告書（令和6年9月）

【熊本市の事例②】

●上下水道 BCP 等の改善

熊本市では、これまで水道 BCP 及び下水道 BCP を策定し、熊本市 BCP や上下水道局災害対策マニュアルの下位計画として運用していたが、これらの災害対応に関する各計画が体系的に整理されておらず、地震などの災害発生時における対応が明確化されていないという課題があった。

この課題を解決するため、現在、既存の各計画を再編・統合した「上下水道 BCP」の策定を進めている（図-2 参照）。

さらに、BCP で定めたグループ（庶務グループ、管路調査グループなど）ごとに、発災後の対応をより詳細にまとめた「行動計画」を作成し、災害対応の迅速化・効率化を図っている。

また、上下水道 BCP 訓練を通じて、BCP 本編や行動計画がより実践的な内容となるよう継続的なブラッシュアップを行っている。

災害関連の各種計画の位置付け

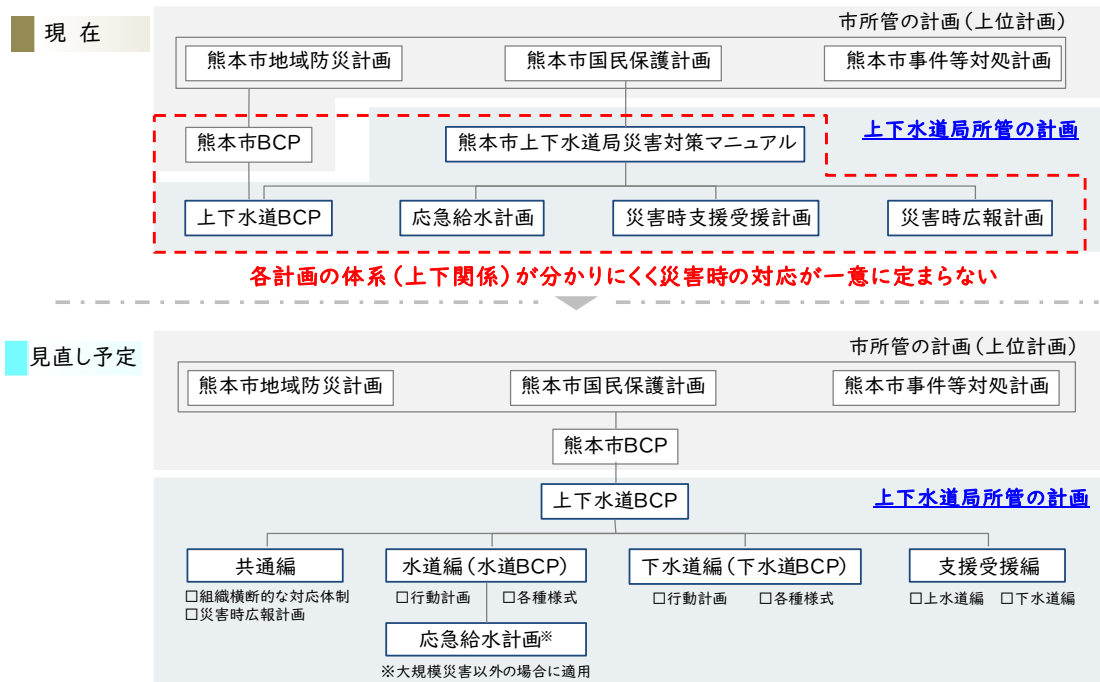


図-2 実践的な上下水道 BCP に向けた改善イメージ (案)

資料提供：熊本市

【愛知県の事例①】

●上下水道一体災害対応訓練

愛知県では、図-1に示すとおり、これまで上下水道が別々に実施してきた情報伝達訓練を統合し、情報を一元的に共有することで、上下水道の連携強化を図ることを目的とした「上下水道一体災害対応訓練」を令和6年度から実施している。

この訓練では、避難所等の重要施設につながる上下水道施設の調査・復旧情報を一元的に収集・整理することで、重要施設の機能確保を最優先とし、かつ上下水道が連携した復旧支援を迅速に進めることを目指すものである。

愛知県内で最大震度6弱の地震が発生したと想定し、県及び県内市町村、関連機関は、発生直後から約1か月後までの重要施設に係る上下水道の被害状況把握及び復旧状況の情報収集・伝達手段として、【上下水一体様式】を使用して訓練を行う。

■参加者

- 国土交通省中部地方整備局
- 愛知県（上下水道課、建設事務所）
- 愛知県水道用水供給事業者（企業庁）
- 県内水道事業者
- 県内公共下水道管理者
- 公益社団法人日本水道協会愛知県支部
- 公益財団法人愛知水と緑の公社

■訓練内容

愛知県内で最大震度6弱の地震が発生し、県上下水道課に水道震災復旧支援センターと下水道対策本部を設置したと想定した情報伝達訓練。

水道事業者と公共下水道管理者が各フェーズにおいて、互いの対応状況を認識し、所管する施設の被害状況を共有することとする。また、重要施設に接続する上下水道施設が、途切れることなく一連のシステムとして機能するために、重要施設を中心とした線的な調査・復旧を行うこととし、その手段として、現行の報告様式に加えて「上下水一体様式」を使用する。

■上下一体様式

- 重要施設ごとに以下の内容を整理する様式
  - 関連するすべての水道施設情報  
施設名、健全性、原因、復旧状況、復旧見込み
  - 関連するすべての下水道施設情報  
施設名、健全性、原因、復旧状況、復旧見込み
- 上下水道施設の被災時において、水道事業者及び公共下水道管理者が影響のある重要施設を把握でき、相談の上、復旧優先度の選定を行い、上下水道共通の復旧目標を定めることを想定した構成としている。

(様式イメージ)

施設名	重要施設情報					水道施設情報					下水道施設情報						
	水道健全性	下水道健全性	応急給水状況	応急排水状況	上下水道影響	事業者名	施設名	健全性	原因	復旧状況	復旧見込み	事業者名	施設名	健全性	原因	復旧状況	復旧見込み
〇〇	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	重要施設ごとに関連するすべての水道施設について健全性の有無を確認					重要施設ごとに関連するすべての下水道施設について健全性の有無を確認											

図-1 県内市町村を含めた防災訓練（令和7年度）の概要

資料提供：愛知県

【広報事例】

●断水解消見込み、復旧進捗を広報した事例

(断水解消見込み)

1 音戸地区

日	時間	配水池水系	住所
16日	午後7時頃	藤脇配水池	波多見11丁目の一部、畑1～3丁目、有清1～2丁目、先奥1～3丁目、藤脇1～3丁目、早瀬1～3丁目、大字音戸
17日	午前1時頃	畑配水池	波多見2, 3, 11丁目の一部、波多見4～10丁目

2 倉橋地区

日	時間	配水池水系	住所
16日	午後7時頃	藤脇配水池	長谷の一部、釣士田
	午後7時頃	倉橋長谷配水池	長谷の一部
17日	午前1時頃	宇和木北部配水池	重生の一部、灘、宇和木の一部
	午前4時頃	江ノ浦配水池	重生の一部
	午前1時頃	本浦配水池	才ノ木、松原、上河内、小林、石原、尾曾郷、須川、西宇土、大向、尾立の一部、宇和木の一部
	午前7時頃	室尾配水池	尾立の一部、室尾西、室尾東、大迫、海越、鹿老渡
	午前7時頃	鹿島配水池	鹿島上、鹿島中、鹿島下

※ 釣士田・長谷を除く倉橋地区においては、複数の配水池の水位低下を順番に回復させ、長大な管路にきれいな水を充水する必要があることから、すべての断水解消に時間を要します。

(復旧進捗)

(参考) 音戸地区及び倉橋地区の断水解消作業工程図



※住民にとって「断水がいつまで続くのかわからないこと」が、大きな不安要因であることを踏まえ、断水解消の見通し(一定の条件を付すことも可)や復旧作業の進捗状況について、適時・的確な情報発信に努める。

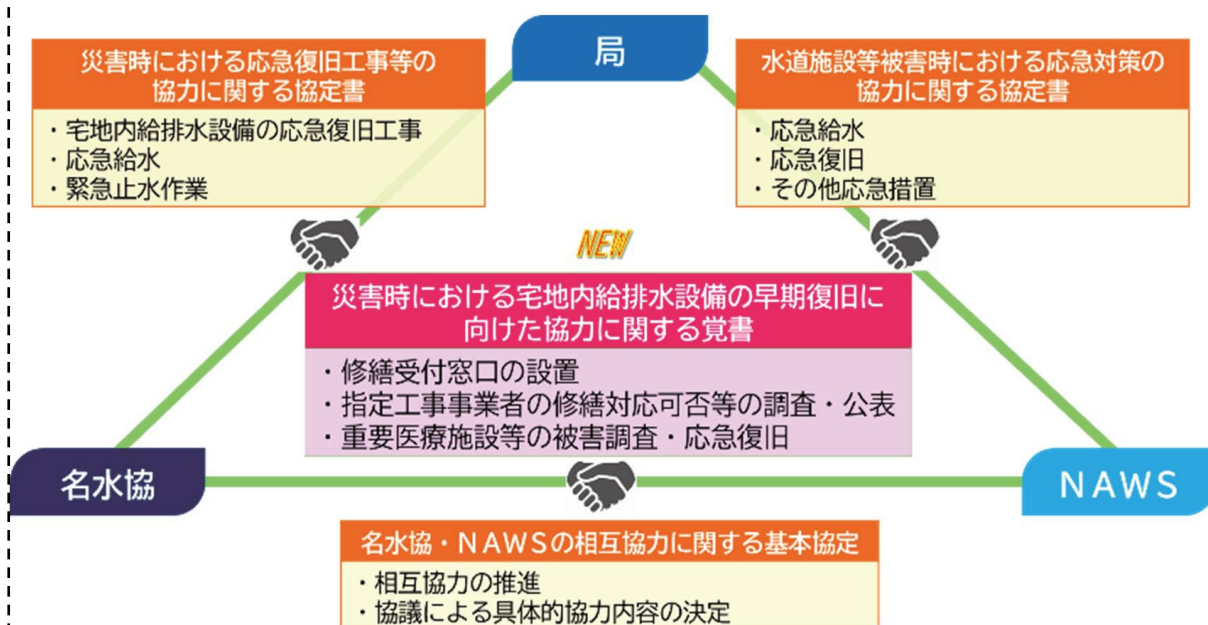
## 【名古屋市の事例】

### ●宅内配管の修繕に関する事例

## 災害時における宅地内給排水設備の早期復旧に向けた覚書の締結

令和6年に発生した能登半島地震では、宅地内給排水設備の復旧が遅れたことで、長期間にわたり自宅で水が使えない状況が継続し、生活再建の大きな妨げとなりました。

名古屋市においても、南海トラフ巨大地震により甚大な地震災害が想定されていることから、宅地内給排水設備の早期復旧に向けた体制づくりに着目し、局・名古屋市指定水道工事店協同組合（以下：名水協）・名古屋上下水道総合サービス株式会社（以下：NAWS）の3者で新たな覚書を締結しました。

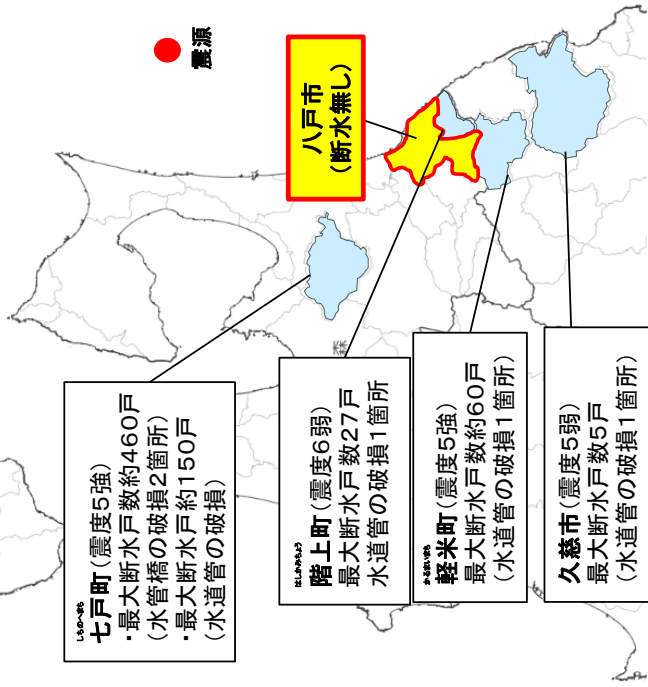


# 八戸市による水道施設の耐震化の取組について

- 令和7年12月8日に青森県東方沖を震源とする地震が発生し、青森県八戸市において最大震度6強を観測。
- 八戸市(昭和61年以降は八戸圏域水道企業団)は、昭和43年の十勝沖地震での断水経験を踏まえ、管路の耐震化等を積極的に推進し、周辺の被害があった市町村や全国平均よりも耐震管率が高い。
- 結果として震度6強を観測した八戸市においては、断水が発生しなかった。

## 【地震の概要】

- 発生日時 12月8日23時15分
  - マグニチュード 7.5
  - 発生場所 青森県東方沖
  - 最大震度 6強(八戸市)
  - 水道施設の被害状況  
最大断水戸数 約700戸
- ※被災箇所はすべて断水解消、復旧済み



## 【八戸市(昭和61年以降は八戸圏域水道企業団)の取組】

### ○耐震管の開発と採用

昭和43年の十勝沖地震において市内全域の断水を経験し、メーカーと共同開発を行い耐震管(S形ダクタイル鋳鉄管)を開発。積極的に耐震管による管路の耐震化を推進。

### ○施設整備状況

ダクタイル鋳鉄管(耐震継手)にて、着実な管路更新を実施。

	更新延長
R2	14,079m
R3	11,434m
R4	12,644m
R5	14,396m
R6	8,845m



耐震型ダクタイル鋳管採用50周年セミナー  
(新耐震管GXφ500吊り上げ)

耐震管の布設工事

## ○管路の耐震化状況(国土交通省緊急点検結果(R5年度末時点))

	八戸圏域 水道企業団 耐震管率	七戸町 耐震管率	軽米町 耐震管率	久慈市 耐震管率	(参考) 全国平均値 耐震管率
導水管	76%	42%	13%	45%	23%
送水管	85%	0%	12%	29%	32%
重要施設に接続する 管路	63%	16%	対象管路無し	26%	27%

# 様式集

## 様 式

—	様式名称	備考 (※)	様式集 ページ 番号
共通	様式A 1 資機材の備蓄及び整備状況調査表	様式 14	1
応急 給水用	様式B 1 応急給水応援体制報告書	様式 15	3
	様式B 2 (裏)応急給水作業報告書	様式 16(裏)	4
	様式B 3 応急給水作業集約表	様式 18	5
応急 復旧用	資料C 1 応急復旧応援体制報告書	様式 20(表)	6
	資料C 2 漏水調査受付書	様式 21(表)	7
	資料C 3 応急復旧活動対応表	様式 22	8
	資料C 4 管路修理報告書	様式 23(表)	9
	資料C 5 管路修理集約表	様式 24	10
	資料C 6 黒板（撮影表示板）の作成（例）	様式 26	11

※日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の対応様式

[http://www.jwwa.or.jp/info/jishin\\_kunren\\_top.html](http://www.jwwa.or.jp/info/jishin_kunren_top.html)

様式 14

(応援水道事業体用)

記載例

資機材の備蓄及び整備状況調査表 (1)

(令和〇〇年度現在)

〇〇県支部 〇〇市 水道局

項目	内容	保有数量	初期応援可能数	備考
車 両	給水車 ( 4 m <sup>3</sup> )	2	1	加圧
	給水車 ( 2 m <sup>3</sup> )	2	1	無加圧
	運搬車 ( 2 t)	1		
	運搬車 ( 4 t クレーン付き)	1		2. 9t 吊り
	作業車 ( 2 t)	1		
	ライトバン	2	1	
	その他	5		原付
給水容器	仮設水槽 (1.0 m <sup>3</sup> )	10	5	架台、水栓供
	仮設水槽 (0.5 m <sup>3</sup> )	10	5	架台、水栓供
	給水タンク (500ℓ)	5	2	車載用
	給水タンク (300ℓ)	5	2	車載用
	給水タンク (200ℓ)	5	2	車載用
	ポリタンク ( 20ℓ)	20	10	
	ポリタンク ( 10ℓ)	50	20	
	ポリ袋 ( 5ℓ )	200	100	背負い型
	その他			
機材類	仮設給水栓セット	10	5	
	ろ過器	1		
	発電機	3	1	ガソリン
	投光器	3	1	
	鉄管切断機	1		
	電動ねじ切り機	1		

(応援水道事業体用)

## 記載例

## 資機材の備蓄及び整備状況調査表 (2)

(令和〇〇年度現在)

〇〇県支部 〇〇市 水道局

項目	内容	保有数量	初期応援可能数	備考
管材料	直管 ( 75 mm)	10	5	K型
	直管 ( 100 mm)	10	5	〃
	直管 ( 150 mm)	5	2	〃
	曲管 ( 75 mm×45° )	5	2	K型
	曲管 ( 75 mm×90° )	5	2	〃
	曲管 (100 mm×45° )	5	2	〃
	曲管 (150 mm×90° )	5	2	〃
	丁字管 (75 mm×75 mm)	3	1	K型
	丁字管 (100 mm×75 mm)	3	1	〃
	継輪 ( 75 mm)	5	2	K型
	継輪 ( 100 mm)	3	1	〃
	漏水補修金具 ( 75 mm)	5	3	
	漏水補修金具 (100 mm)	4	2	
	漏水補修金具 (150 mm)	4	2	
	漏水補修金具 (200 mm)	2	1	
	その他 (接合部品類)			必要量は要協議
食料及び飲料水等	ペットボトル (飲料水)	500	200	
	缶詰 (飲料水)	200	100	
	食料品			
	・主食 (白飯)	500	300	
	・乾パン類等	500	300	
・副食物	500	300		

**様式 15**

(応援水道事業体用)

記載例

## 応急給水応援体制報告書

作成日	〇〇年 〇月〇〇日	派遣期間	〇月〇〇日(□)～〇月〇〇日(◆)
-----	-----------	------	-------------------

記入上の留意事項	・応援班到着時、応援班構成変更時に作成し、 現地の水道給水対策本部に提出
----------	---

○応援班連絡先

事業体名	〇〇市水道局	応急給水班数	1 班
責任者	氏 名： 水道 太郎 連絡先電話：090-****-****	車両総数	2 台
事務担当者	氏 名： 水道 次郎		(給水車-1 台) (連絡車-1 台)
給水要員	氏 名： 水道 三郎		
給水要員	氏 名： 水道 四郎		
給水要員	氏 名： 水道 五郎		
	氏 名：		

○応援班構成

人 員	給水用具	車両台数 (タンク容量)	備 考
5 人			(内 1 名は連絡要員)
人	給水車 (加圧式)	4 m <sup>3</sup> 1 台	
人	可搬ポリパック等	6.00 200 袋	背負い式
人	仮設給水用具等	2 台	仮設水槽 (キャンパス) 仮設給水栓
合 計 5 人			

様式 16(裏)

(応援水道事業体用)

(裏) 【記載例】

〇〇-〇〇-〇〇

整理番号

# 応急給水作業報告書

作成日	〇年〇〇月〇〇日	備考	
-----	----------	----	--

記入上の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列順に作業内容を記入</li> <li>・作業終了後、水道給水対策本部に提出</li> </ul>
--------------	---

○作業内容 開始時間 午前 7:00 終了時間 午後 7:00 (19:00)

給水時間又は注水時間	給水拠点又は給水基地	注水量	給水量	備考
1 7:00 ~ 7:30	◆◇浄水場	2.0m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
2 7:45 ~ 9:00	〇〇小学校	m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	
3 9:15 ~ 9:45	◆◇浄水場	2.0m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
4 10:30 ~ 11:00	〇〇市民会館	m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	キャンパス水槽 1基 人はまばら
5 11:30 ~ 12:00	〇〇市民体育館	m <sup>3</sup>	1.0m <sup>3</sup>	受水槽、避難者減少
6 13:30 ~ 14:00	◆◇浄水場	2.0m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
7 14:15 ~ 15:45	〇〇小学校	m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	応急給水不足、行列あり
8 16:00 ~ 16:30	◆◇浄水場	2.0m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
9 16:45 ~ 19:00	〇〇小学校	m <sup>3</sup>	2.0m <sup>3</sup>	避難者数前日と変化なし
: ~ :		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
: ~ :		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
: ~ :		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
: ~ :		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
: ~ :		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	
作業時間合計	12 時間 00分			
給水量合計	8.0 m <sup>3</sup>			
注水量合計	8.0 m <sup>3</sup>			
特記事項 (給水場所の様子等を記入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇小学校は、避難者が多いため本日より同規模の応急給水活動が明日以降も必要と考える。</li> <li>・〇〇市民会館、〇〇市民体育館の受水槽等への応急給水は、避難者の減少に伴い給水量が減ったため、1日当たり1回の補給を行えば充分と考える。</li> </ul>			

様式 18

(被災水道事業体用)

【記載例】

応急給水作業集約表

No.◎

作成日	◎年 ○○月 ●●日	備考	
-----	------------	----	--

記入上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日の給水作業終了後、作業報告書【様式16(裏)】を基に水道給水対策本部が作成</li> <li>・実際の給水活動の集約が目的</li> </ul>
----------	--

作成者	氏名： 水道 花子 連絡先番号： 090-1111-****
-----	-----------------------------------

NO.	事業体名	給水車台数	主な給水拠点	給水量	備考 (給水車の内訳等を記入)
1	〇〇市	2	〇〇小学校、〇〇市民会館、〇〇市民体育館、●△△中学校、□□第一高校	4 m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup> 給水車:2台(1台加圧) 無加圧車は〇〇日午後から
2	△△市	2	〇〇市民病院、〇〇市役所	6 m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup> :1台、4m <sup>3</sup> :1台(加圧2台) 2m <sup>3</sup> 給水車は〇〇日午後から
3	□□市	1	〇〇市役所	1 m <sup>3</sup>	荷台積載型
4				m <sup>3</sup>	
5				m <sup>3</sup>	
6				m <sup>3</sup>	
7				m <sup>3</sup>	
8				m <sup>3</sup>	
9				m <sup>3</sup>	
10				m <sup>3</sup>	
11				m <sup>3</sup>	
12				m <sup>3</sup>	
13				m <sup>3</sup>	
14				m <sup>3</sup>	
15				m <sup>3</sup>	
計		5		11 m <sup>3</sup>	

## 様式 20(表)

(応援水道事業体用)

(表) 【記載例】

No. ○

## 応急復旧応援体制報告書

作成日	○年○月●●日	派遣期間	○○月○日(○) ~○○月●日(●)
-----	---------	------	--------------------

記入上の留意事項	・ 応援班到着時、及び応援班構成変更時に作成し、 現地の水道給水対策本部に提出する
----------	--

## ○応援班連絡先

事業体名	○○市水道局	通水及び 漏水調査班数	1 班
総括責任者	氏 名：水道 太郎 連絡先電話：090-1111-****	応急復旧班数	2 班

## ○応援班構成

作業内容	人員(人)	持参資機材等	備考
総括班 (連絡調整)	1 人		責任者：水道 太郎 連絡先：090-1111-****
総括班 (記録)	1 人		
通水及び漏水調査班 (通水及び漏水調査)	4 人	相関式漏水発見 装置	責任者：水道 一郎 連絡先：090-3333-****
修繕班 (配水管、給水管修理)	6 人	ダンプトラック (2 t) クレー付きトラック (4 t) バックホウ (0.08 m <sup>3</sup> ) その他資機材 一式	会社名：○○建設工業(株) 責任者：建設 太郎
修繕班 (配水管、給水管修理)	6 人	ダンプトラック (2 t) クレー付きトラック (4 t) バックホウ (0.08 m <sup>3</sup> ) その他資機材 一式	会社名：(株)△△建設 責任者：土木 次郎
合計	18 人		

様式 21(表)

(被災水道事業体用)

(表) 【記載例】

# 漏水調査受付書

〇〇—〇〇—〇〇

整理番号  
受付・現地調査・修理等、  
一連の工程を同一番号で管理

記入上の 留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報者から可能な限り詳細を聞き取る。</li> <li>・ 住宅地図、配管図に漏水箇所を明示し添付。</li> </ul>
--------------	--

受付番号	〇〇—〇〇
受付日時	〇〇年 ●月〇〇日 〇曜日 〇時 〇分
通報者	氏名：〇〇 ●◎ 連絡先電話： ###-****-@@@@ 住所：〇〇市▽△町*丁目@-***
受付者	事業体名： 〇〇市水道局 氏名：水道 太郎 電話：090-1111-****

場 所	〇〇市▽△町*丁目@-*** 〇〇 ●◎宅前の車道部	
漏水状況	場 所	<input checked="" type="checkbox"/> 道路 (車道・歩道・私道・その他) <input type="checkbox"/> 宅地内 (メーター上流・下流)
	舗 装	<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト <input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> 砂利 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	道 路	<input checked="" type="checkbox"/> 陥 没 <input type="checkbox"/> 隆 起 <input type="checkbox"/> 割 裂 <input type="checkbox"/> 損 傷 な し <input type="checkbox"/> そ の 他 ( )
	漏 水	<input checked="" type="checkbox"/> 漏水中 <input type="checkbox"/> 漏水痕 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	漏水量	<input checked="" type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 小                 ※通報者の主観による
備 考	・ 〇〇 ●◎宅前の道路から水がブロック塀倒壊。  ※漏水量 大：大量の水が噴き出して道路陥没や、家屋に影響 中：水は溢れているが家屋等への影響は、現時点では無い 小：水が道路等にじむ程度	

## 資料C3 応急復旧活動対応表

様式 22

(被災水道事業体用)

## 【記載例】 応急復旧活動対応表

活動日	〇〇月〇〇日		被災事業体名		〇〇市水道局								
	市(区)	町	丁目	番地	住宅・地先名	調査日							
記入責任者	氏名：水道 花子						連絡先電話：090-1111-****						
整理番号	漏水受付			漏水調査			漏水修理			備考 (受付番号等)			
	日時	事業者名 受付者	事業者名・氏名 連絡先電話	修理	完了日 時間	事業者名・監督員 連絡先電話	施工業者名・担当者 連絡先電話	依頼日 時間	時間				
1	〇/〇 8:20	〇〇市水道局 水道 太郎	〇〇市	△町	*-▽	* ◎◎老地先	〇/〇	▽〇市水道局:△□◎◎ 090-9999-****	要・不要 ◎	〇/〇 11:20	▽〇市水道局:△□◎◎ 090-9999-****	水道建設機:◎▽□□ 090-8888-@@@@	〇〇-〇〇-〇〇 ・報告書及び現場写真提出済
2	〇/〇 8:21	〇〇市水道局 水道 二郎	〇〇市	△町	▼-▽	ス-パー◎ 前歩道	〇/〇	▽〇市水道局:△□ 090-10000-****	要・不要 ◎				〇〇-〇〇-〇〇 ・報告書作成中 ・雨水を記録
3	〇/〇 9:10	〇〇市水道局 水道 太郎	〇〇市	〇〇町	▽	◎◎老地先	〇/〇	□◇市水道局:〇▽ 090-10001-****	要・不要 ◎	〇/〇 13:30	□◇市水道局:〇▽◎◎ 090-10001-****	凸凹建設機:□▽□□ 090-1111-@@@@	〇〇-〇〇-〇〇 ・報告書及び現場写真提出済
4	〇/〇 9:15	〇〇市水道局 水道 三郎	〇〇市	□□町	*	◎◎老地先	〇/〇	□◇市水道局:〇▽ 090-10002-****	要・不要 ◎	〇/〇 12:20	▽〇市水道局:△□◎◎ 090-10002-****	〇〇建設工業機:▽◎□□ 090-8891-@@@@	〇〇-〇〇-〇〇 ・報告書作成中
5	〇/〇 10:24	〇〇市水道局 水道 太郎	〇〇市	□△町	◇	△△老地先	〇/〇	▽〇市水道局:△□ 090-10003-****	要・不要 ◎				〇〇-〇〇-〇〇 ・報告書作成中 ・井戸水と水道漏水と誤認
6	〇/〇 11:25	〇〇市水道局 水道 二郎	〇〇市	〇▽町	▽◇	櫛口▽□前 車道部	〇/〇	▽〇市水道局:△□ 090-10004-****	要・不要 ◎	〇/〇 13:00	▽〇市水道局:□◎◎△ 090-9999-****	櫛凹凸設備工業:◎▽□□ 090-8891-@@@@	〇〇-〇〇-〇〇 ・報告書作成中
7									要・不要				
8									要・不要				
9									要・不要				
10									要・不要				
									要・不要				
									要・不要				

様式 23(表)

(応援水道事業体用)

(裏) 【記載例】

〇〇—〇〇—〇〇

整理番号

管路修理報告書

記入上の 留意事項	・施工前と施工後の配管図は、可能な限り詳細に記入
--------------	--------------------------

工事番号	〇〇—〇〇
施工期間	〇年 〇月〇〇日 △曜日 〇〇時〇〇分 ~ 〇月●〇日 □曜日 ◎時〇●分
監督者	事業体名： 〇〇市水道局 氏名：水道 三郎 電話：090-1111-@@@
施工業者 (代表者)	施工業者名：▽△設備工業(株) 氏名：土木 一郎 電話：090 - -

場所	〇〇市 △町 *丁目 *-*番地 (車道部) 水道 花子 宅地内	
被害施設	<input checked="" type="checkbox"/> 管路 <input type="checkbox"/> 付属設備 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
修理管路	漏水管路	<input type="checkbox"/> 導水管 <input type="checkbox"/> 送水管 <input checked="" type="checkbox"/> 配水管 (配水本管・配水支管) <input type="checkbox"/> 給水管 (メーター上流) <input type="checkbox"/> 給水管 (メーター下流)
	口径	φ 200 mm
	材質	<input type="checkbox"/> DIP <input checked="" type="checkbox"/> CIP <input type="checkbox"/> SP <input type="checkbox"/> VP <input type="checkbox"/> ポリエチレン <input type="checkbox"/> LP <input type="checkbox"/> その他 ( )
	継手形式	<input checked="" type="checkbox"/> A形 <input type="checkbox"/> K形 <input type="checkbox"/> T形 <input type="checkbox"/> S、SII形 <input type="checkbox"/> NS形 <input type="checkbox"/> GX形 <input type="checkbox"/> KF、UF形 <input type="checkbox"/> フランジ形 <input type="checkbox"/> 溶接 <input type="checkbox"/> ねじ込み <input type="checkbox"/> TS <input type="checkbox"/> RR <input type="checkbox"/> RR(ロング) <input type="checkbox"/> 融着 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他 ( )
付属設備	<input type="checkbox"/> 消火栓 <input type="checkbox"/> 空気弁 <input type="checkbox"/> バルブ・止水栓 <input type="checkbox"/> サドル分水栓 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
被害状況	管路	<input type="checkbox"/> タテ割れ <input type="checkbox"/> ヨコ割れ <input type="checkbox"/> 折れ <input type="checkbox"/> 破断 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	継手	<input checked="" type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> ズレ <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> ゴム輪 (破断、ズレ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	付属設備	<input type="checkbox"/> 機能不全 <input type="checkbox"/> 抜け <input type="checkbox"/> 割れ <input type="checkbox"/> 変形 <input type="checkbox"/> ズレ <input type="checkbox"/> その他 ( )
地盤状況	道路状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 陥没 <input type="checkbox"/> 隆起 <input checked="" type="checkbox"/> 割裂 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	クラック幅	<input type="checkbox"/> 管直角方向 <input checked="" type="checkbox"/> 水平方向 _____ cm (1cm 以上を記入)
		<input checked="" type="checkbox"/> 段差 (沈下量) _____ cm (漏洩位置から 15m 範囲内 (全体で 30m) )
	地盤の傾斜	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 管軸方向 <input checked="" type="checkbox"/> 管直角方向 (傾斜角度 ≡ °)
	液状化	<input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> 無し ※近くに噴砂跡の有無 盛土 <input type="checkbox"/>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通水後、約 10m離れた位置 (△町*丁目*-*番地先) で漏水を確認。</li> <li>・バルブ閉止により本日の作業終了。(給水対策本部に連絡済み：●時〇〇分 ◎〇受け)</li> <li>・新たな漏水箇所の補修は、明日実施予定。</li> </ul>	



**様式 26**

（被災・応援水道事業体用）

【記載例】

## 黒板（撮影表示板）の作成（例）

<p>工事名</p>	<p>(記載例) ○○○○ 地震災害復旧工事</p>	<p>……工事名として左記のように記入</p>
<p>工種</p>	<p>○○-○○-○○ 配水管(φ200mm CIP. A)漏水修理</p>	<p>……整理番号、受付番号等を記入</p>
<p>位置</p>	<p>○○市 △町 ○丁目 ●番地先</p>	<p>……住所（施工場所）を記入</p>
<p>撮影月日</p>	<p>○ 年 ○ 月 ○○日</p>	<p>……撮影年月日を記入</p>
<p>略図</p>	<p>施工者</p> <p>(○○県支部 □▽市水道局)</p> <p>凸凹建設(株)</p> <p>現場代理人 ○○ ●▽□</p> <p>連絡先 090-9999-○○●●</p> 